

# 目次

創刊の辞

國學院大學研究開発推進機構長 阪本 是丸

## 研究論文

国学者の靈魂観 その思想と実践 —— 荷田派を中心に —— …………… 松本 久史 1

本居内遠「古学本教大意」の再検討 —— 本居文庫本の翻刻から —— …………… 三ツ松 誠 37

岡熊臣『三大考之追考』の「天地泉」 —— 靈魂観研究の序として —— …………… 小林 威朗 69

井上毅と明治国学 …………… 齊藤 智朗 93

## 資料翻刻

相馬地方における平田鍊胤書簡（VI） …………… 「近世国学の靈魂観をめぐる  
テキストと実践の研究」 研究事業 117

## 講演録（公開学術講演会）

神社本殿の建築的特質 …………… 藤澤 彰 186  
(1)

# 創刊の辞

國學院大學研究開発推進機構長 阪本 是丸

國學院大學は、皇典講究所創立以来、建学の理念・精神を「神道」に、その学問の基礎を「国学」に求めて今に至っている。それは、学校法人國學院大學の寄附行為に「この法人は……古典を講じ神道を究め汎く人文に関する諸学の理論及び応用を研究教授し、以て有用な人材を育成し文化の進展に寄与する」(第三条)とあり、また國學院大學学則にも「本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする」(第一条)とあることから知られる。

そして現在、本学では、その建学の精神である「神道精神」、即ち「主体性を保持した寛容性と謙虚さ」に基づく国学的な研究教育をさらに創造的に発展させ、日本の主体性・独自性を保持しつつ、国際社会における「共存社会モデル」を構築し、学術研究及び教育を通して日本社会の発展と世界の平和に貢献するという基本方針によって、全学的な研究教育活動が推進されている。その中核となる研究開発推進機構は、本学における創立以来の研究教育活動の実績を基盤として、日本及び国際社会の発展に貢献するため、本学創立百二十周年を契機に策定された「國學院大學二十一世紀研究教育計画」に基づいて平成十九年に発足した研究教育機関であり、現在、日本文化研究所、学術資料館、校史・学術資産研究センター、研究開発推進センター、伝統文化リサーチセンターによって構成されている。

ここに創刊した本機構の紀要は、以上の学問理念に基づいて推進されてきた、様々な研究教育活動の成果を広く発信するものである。今後この紀要が、神道及び日本の伝統文化の研究を核としつつ、諸科学を統合した新たな学問を創造することによって、豊かな共存社会のあり方を国際的に提言する場となることを願い、創刊の辞に代えたい。

# 国学者の靈魂観 その思想と実践

— 荷田派を中心に —

松本久史

## 一 はじめに

小林秀雄の『本居宣長』（新潮社 昭和五十二年）の冒頭部の、宣長の遺言とその葬儀の記述が印象的であるように、国学者の靈魂観を問う場合、宣長が『古事記伝』などで展開した、人間は死ねば全て黄泉国に行くとした死後の靈魂論や、「安心なきが神道の安心」という言挙げが想起されるだろう。次いで平田篤胤は靈魂の実有を説いた『鬼神新論』を書くことによって、国学者としての第一歩を踏み出し、文化十年には『靈能真柱』を刊行したことにより、広くその名が知られ、まさに国学者の間に「毀誉相半」の大きな論争を引き起こしていったことも思い出される。

古典に依拠する古伝により靈魂を問うことは、宣長・篤胤に限らず、多くの近世国学者に共有されていた問題意識であった。しかし、一方では篤胤によって、古典文芸の文献学的実証に重きがおかれていた宣長までの国学が「宗教

化」されていったという認識も、村岡典嗣の『本居宣長』（岩波書店 明治四十四年）以降、定着している。<sup>(1)</sup> そのためか、国学者の靈魂観に対する研究といえば、やはり、宣長・篤胤以降が対象となることが多い。特に六人部是香などの篤胤門人（没後門も含め）の靈魂観が、近代初頭における神道国教化政策、大教宣布運動、「祭神論争」など、明治政府の神道政策にまで絡めて議論されている。宣長以降に研究が集中することは、国学研究全般にいえる現象でもある。これに聊かの異議を呈するため、筆者は荷田派に焦点を当てた論考をすでに発表しているが、<sup>(2)</sup> 靈魂観の研究においても状況は同様であり、本稿は荷田春満を中心とした荷田派の思想と実践を検討することによって、この研究上の空白をいくらかでも補おうとするものである。

国学者の「靈魂観」を研究する方法としては、死後の人間の靈魂の行方や、死後の世界についての記述を取り上げて比較し、影響関係を考察するというものが、従来のオーソドックスな手法であろうし、それらの研究成果により、国学者たちの議論が深化、あるいは迷走していったことも窺われるのである。しかし、それだけで「靈魂観」を語るに十分であろうか。現在まで、思想に基づいた社会的な実践がどのような形で結実したのかという検討はあまり積極的になされてはこなかったのではなからうか。たとえば、『三大考』<sup>(3)</sup> 論争にしても、当時の国学者間の人間関係や地域ネットワークに踏み込んだ議論は十分に展開されておらず、況や靈祭を中心とした家庭祭祀や、神職門人における神葬祭の実施などの実践面との関係は追及されずに、「宗教的」な気吹舎門と「文献実証主義」の鈴門の対立として単純に図式化されて処理されてきたのではないだろうか。ここに現在、思想的な継承・発展の系譜の研究に加えて、国学者の紡ぎだす思想と実践の間の関係を明確にする作業が是非とも必要とされているのではなからうかという筆者の問題意識がある。

しかし一方、「靈魂観」と表現した場合に付きまとう曖昧さも課題であろう。たとえば、『三大考』や『靈能真柱』

といった著述でも、天・地・泉の分立が示される宇宙生成論と死後の靈魂の行方は直接に結びくものではない。また、靈魂観という大きな概念が、議論を拡散させる惧れもある。例えば、神社に奉斎されたり古典に見える神々と、実在した人間の霊との区分についても議論されなければならないが、それだけを論じても膨大な紙幅を要する。そこで本稿では、記紀などの古典に記された神々や古代以来神社に奉斎された神霊については直接の考察の範囲外とし、実在の人間の靈魂に関する思想および実践レベルとの関連に限定して議論を進めたい。<sup>(4)</sup>

では次に、「実践」という場合、具体的に何を想定するのか。まず考えられるのは神葬祭であろう。近世の神道学者の神葬祭については、近藤啓吾をはじめとする垂加神道研究の中での蓄積が見られる。<sup>(5)</sup> また、実践レベルの史料翻刻としては、昭和六十二年度に開始された國學院大學日本文化研究所における安蘇谷正彦を研究代表者とした、「神葬祭の基礎的研究」プロジェクトの成果として、『神葬祭資料集成』（ぺりかん社 一九九五年）が刊行され。一次史料の活字化がなされている。同書では「吉田流葬祭」、「神儒習合流葬祭」、「伊勢流葬祭」、「国学者流葬祭」の四つに区分し、二十五種の神葬祭関係書を掲載しているが、その「国学者流葬祭」の中には、本稿でも取り上げる、杉浦国頭・斎藤（菅原）信幸・根本胤満（治胤）ら、荷田派の国学者の実践した神葬祭に関する史料も掲載されている。他にも、国学者の神葬祭の実践運動については、たとえば加藤隆久が『神道津和野教学の研究』（国書刊行会昭和六十年）において検討した、鈴門系国学者の岡熊臣の津和野藩における神葬祭運動の研究がある。

しかし、靈魂観に基づく実践はなにも神葬祭のみに限定されない。遠藤潤は、『平田国学と近世社会』（ぺりかん社 二〇〇八年）第五章「日本社会における神と先祖―十九世紀の平田国学を一点として」<sup>(6)</sup>において、近世にいたって確立した仏教的なイエの先祖祭祀を、平田篤胤が『毎朝神拝詞記』・『玉だすき』などの著述によって神道的な祭祀に回収しようとした試みを指摘している。しかし、神葬祭の代替機能を果たしたとも考えられる、先祖に対す

る「靈祭」の分析および神葬祭との関連は殆どなされていないのが現状であり、寺檀制度が厳然として存在する中、神葬祭を執行することが著しく困難であった、神職以外の国学者（篤胤さえもその例外ではない）や門人たちの先祖祭祀の実践の問題への遠藤の提唱は重要な指摘であろう。

本稿では、国学者における明確な靈魂觀に基づいた実践活動の濫觴として、荷田派の靈祭および神葬祭運動に注目する。具体的には荷田春満の実践と、前述した春満門人の杉浦国頭、斎藤信幸らにおける神葬祭の実施に注目しつつ、彼らの思想との関係を考察する。ただし、原則的に近世期において国学者の神葬祭は神職に限定された実践であり、国学者全体が共有したものではないことには注意しなければならない。逆に、神職の神葬祭運動についても本所（吉田・白川家）、寺院勢力、領主、領民などとの社会的な関係性を個別に考慮しつつ議論しなければならない。国学者の思想をイコールとして結びつけることはできない。<sup>(8)</sup> 本稿においては、これらに留意しつつも、研究の蓄積の少ない十八世紀前半を中心に検討を進めていきたい。近世後期以降の遠江国の神葬祭運動については研究の蓄積があり、地域神職の神葬祭と国学の運動との比較が可能な地域であり、本稿の考察は、時代的にそれに先立つ運動の実像を明らかにすることともなろう。

## 二 荷田氏の靈祭復興と葬儀

(1) 東羽倉家の葬儀と靈祭<sup>(10)</sup>

春満の父であり、稻荷社御殿預の信詮は元禄九年三月十二日に没した。このときの葬儀は僧侶の関与が認められる。信詮のなきがらは十二日の夜に西光寺に移され、<sup>(12)</sup> 十四日には同寺にて入棺、<sup>(13)</sup> 十六日には西光寺を導師として十三人の

僧侶によつて葬礼が執行され、十八日に初七日が営まれ、「桃源院」の号が贈られており、到底神葬祭であつたとは考えられない（東丸神社蔵、信友筆の元禄九年『家記』より。なお、以下引用する東羽倉家日記は全て京都市伏見区東丸神社蔵である）。東羽倉家当主の信詮は秦氏系祠官とともに「正官」であり、稻荷社家を代表する一人でもあつた。この信詮の葬儀に際し、これだけの僧侶が関与していることから考えると、稻荷社においては少なくとも十七世紀末までは神職の神葬祭が実施されていないと推定できるであろう。<sup>(14)</sup>

しかし、三年後の東羽倉家の『家記』（元禄十二年）の元禄十二年三月五日条には、

五日、快晴、予参信盛宅、談話之上靈号之事並幣大麻之聞訊、信盛之曰、官幣謂之幣、御正体謂之玉串、振幣謂之握手也、麻・木綿以作、皆謂之幣、亦曰、靈号之認様別無子細也（読点は松本が適宜付した、以下、東丸神社蔵東羽倉家日記に關しては同様）、

と、この頃別家独立していた「信盛」、つまり春満宅に、『家記』の記録者である「予」（春満の弟、並河宗武と推定される）が訪問し、靈号や御幣・大麻について質問し、それに春満が逐一答えている。この記述は、東羽倉家の先祖祭祀の準備にかかわる相談とみてよいだろう。次に、同年九月五日条を見ると、

五日晴天、今日始而竈家先祖祭御靈、久敷絶此祭社中鳴鳴歎哉、世以神道廢事、是以兄弟相寄当家靈祭之定式、於神事屋祭豊興靈・静崎靈・静岩靈也、豊興靈・静崎靈者信友之父母也、静岩靈者信友妻之妣也、依之先此三靈專祭之、次祖父母豊倉靈・八尋海靈茂合祭也、山野河海乃鳥獸万草以祭之、供物者左記、（中略）当尔此祭古

来雖有之久敷中絶故、今度再興而靈祭之式定者也、時正尔祭之者古法也、四時事兼之故也、靈式祭文等有別紙、

これによれば、「竈家」<sup>（へつがいけ）</sup>、つまり東羽倉家先祖の靈祭が久しく中絶し、社中は「神道廢事」を嘆いていたが、兄弟が協議のうえ祭りの式を定め、両親および祖父父母に靈号を付け、靈祭を再興したことが記されている。时期的には春満江戸出府の前年であり、翌十三年一月には春満の実母深尾氏貝子の亡母靈祭のために「靈祭戒詞」<sup>（16）</sup>を春満が執筆しており、元禄十二年三月五日条の記事も合わせて考えれば、春満が兄弟の中においても、とりわけ主導的な役割を果たしていたことが推測できる。信詮の葬儀に見るように、実際の葬儀執行レベルにおいては未だ神葬祭が実施されてはいなかったようだが、まさに「神道」の復興として、亡き父母をはじめとする先祖の靈祭を神式として執行していたと考えられるのである。江戸出府以前の春満は元禄四年頃から日本書紀をはじめとする神書や古典の講義も行っていることは、先学の研究の中ですでに明らかにされ、一定の見識を持った学者であったことは指摘されているが、<sup>（17）</sup>一方では靈祭のような実践的な方面にも関与していたことが窺われるのである。この靈祭の復興（実質的には新設である）は、春満を含め東羽倉家の人々にとってはまさに「神道」復興の端緒であったのである。

春満の兄で信詮を襲って御殿預となっていた信友は、享保二年八月九日に卒した。その時、春満は伏見に居り、東羽倉家屋敷内に別宅を構え、実母貝子とともに居住していた。<sup>（19）</sup>春満の弟であり、権御殿預の信名が記した『家記』享保二年同日条には、

一 西光寺へ以文、信友公死亡之旨相届、葬儀之用意可有之旨申遣、葬儀者明十日午ノ刻也

一 今夜戌刻 斂<sup>カリモカリス</sup> 臥棺也、

贈号桂芳院卜禰<sup>（保野）</sup>、時秋なれば時物ヲ以奉号也、先例信詮公桃源院例ヲ以也、

一 臥棺榔共、八歩のまき板ヲ用、尤寝所ニテ真床共ニ奉納也、口中ニ青石之玉ヲ令含、棺之内ニ衣冠笏ヲ入ル、刃物矢一手これは病中翫物故從志之、然而しんちうの板一尺八寸、は、二寸余の金簡ニ、職位姓名ヲ記テ入棺中、從二ニテ古実之法一也、經数千歳而不朽也、

棺ノ幅二尺、長五尺、尸ハ錦ニテ詰ル也、榔ノ寸法棺ヲ入ル也、

錦二筋、長サ八尺、棺榔ヲかくミ、余綱ヲ持テ下スタメ也、

一 西光寺へ贈物、長刀一振、白小袖褌ツ□□也、

とあつて、父信詮同様に葬儀には西光寺が関与し、葬列にも西光寺をはじめ衆僧十名が導師として参列し、諷経もなされている。但し、口中に青石を含ませ、位階職名姓名を記した真鍮の「金簡」を棺に入れることなどが見え、単純な仏葬ではない要素も含まれているようである。<sup>(20)</sup> これらについては、春満門人の神葬祭についての考察で後述する。

(2) 春満による門人への靈号の授与と靈祭

元禄十三年、春満は江戸に出府して門戸を張り、神田明神神主の芝崎好高を門人としたことを始めとして、神職を中心に門人を獲得していった。現在、唯一残されている春満の日記であり、江戸での春満の活動を具体的に知ることができる『宝永四年日次記』を繙くと、和歌や神書の教授を中心に活動していたことが窺えるが、なかでも、神職門人に対する靈号授与の記述がみられることは注目される。<sup>(21)</sup>

春満は宝永四年四月九日に相模国大住郡易産社社司の鵜川直積の依頼によって社参の法を口伝したが、それに続き

同月十五日には父母、祖父・祖母および曾祖父、高曾祖父の靈号を直積に授与している。『宝永四年日次記』四月十五日条にはこの春満と直積のやりとりが詳しく記述されている。

十五日 晴、鵜川直積の願のまゝに、太玉串の拜の、わか家の式をさつく。そのうへさきの親たちの御靈まつることもなく、あやしき仏の教をまなひて、魚鳥のみをくらはざるを道とひか覚えせしを、わか国の常の道のかたはしもき、得しかひに、先みおやのみたま祭り奉らては、神あかりしたまひしおやくに仕る道うしなふになれば、立かへりてことしより靈祭り仕り侍らんといへるによりて、さらは靈号つけてあかまへさせん、そのみおやくの生まれし世のこゝろさし、しわざ、いかにかありしとへは、しかくと見聞およひし有さまをかたれるによりて、遠つおやなどの日比のありさまは委しくもえしらす、たゝ四世の靈まつり仕へ奉ん、此四世のおくりみたまなつけてあたへよとこへるまゝにつけて授けぬ、先父の靈号は八作靈、母の靈号は八織靈、祖父の靈名を宗保靈、祖母の靈名を静水靈と名つけて、そのさき二世はおの靈名のみにて、女の靈名をつけず、これハ直積思ふ所ありて請によるものなり、そのさき二靈名ハ、第一を本起靈、次を弥齋靈と四世の御名つけて授け  
 あたへぬ、(佐伯有義編『宝永四年日次記並書翰集』昭和十二年 荷田春満大人二百年記念会 三二―四頁)

直積は従来、仏教のみを道と思い、先祖の靈を祭ることをしていなかった。しかし、(春満の教えによつて)我が国の道の一端を知り、先祖の靈祭を行わなければ道を実践できないため、今年から執行したいという志を述べる。それに対して春満は、それでは先祖の靈号を授けようと、先祖の性向や言動を直積から聞き、父・母、祖父・祖母、曾祖父、高祖父の靈号を命名して直積に授与したと記されている。これは、元禄十二年の京都における東羽倉家靈祭の再

興を實踐した春満が、門人の神職に対しても同様に靈号を授与し、靈祭の執行を勧めていたことを示している。この記述からは、春満、そしてその教えを受けた門人にとって、靈祭の実施と古の神の道を学ぶという行為が一体のものとして認識されていたことが窺えるのである。

さらに、靈号の授与および靈祭を希望する門人は神職のみにとどまらなかったようである。春満の江戸出府まもない元禄十六年五月五日に入門した越後国長岡藩士の吉田助六郎は神書に特に関心を持っており、自身も神書の講釈を行うなど熱心な門人であった。その助六郎が急死した後、息子の吉田天台から春満に宛てた書簡に靈号および靈祭についての言及がみられる。

一筆啓上仕候、良人鋪御安否承知而仕候、嚴寒御座候得共、弥御堅固被成御座候哉承度奉存候、然は同苗助六郎儀、急症ニ而去月廿八日致落命、拙者力落残念候段御察被成可被下候、其元様ニも数年御馴染旁別而御残多可被思召奉察候、勿論同苗儀当春より胸痛申候而歩行致候儀も急ニハ罷成不申候躰ニ御座候得共、役方其外旦那用事一日も無懈怠、既落命候朝も用事御座候而登城仕、無何事帰宅仕、平性躰ニ御座候趣、急持病差登り申候而落命仕、誠何も十方こと無罷在候、此段為御報申上度にて、乍早々以書中得貴慮候、且又先年江戸へ御下り被成御座候節、靈父老母死去仕候而、幸と老母靈号とて貴牌へ靈父御無心中、備御付被下候、靈父号何卒御付被遣被下候、靈父勿論拙者共ニ本意ニ奉存候、近頃乍御面倒靈号早速御付被成御下し被成可被下候、此段申上度、任心底昨今迄ハ名乗とは靈号ニ仕唱申候、就夫靈祭祝詞手前ニ所持仕候、此程伺用イ之儀ニ御座候哉、此義靈父より承置不申候、大切之儀ニも可有御座候へ共、右之作法乍御六ヶ敷荒増御認被成被掛貴意可被下候、此段奉頼候、靈号御付被成被下候ハ、早速京太刀売ニ罷有候永原市兵衛と申者方迄御頼被下候へハ、江戸旦那屋鋪迄早速廻達仕候、

何卒々々乍御六ヶ敷早々御認被下候ニ奉願候、猶追々可得堅慮恐惶謹言、

吉田天台 良（花押）

十一月十五日

羽齋様

参人々御中（以下、尚々書略す）<sup>(24)</sup>

この書簡の年代は不明であるが、生前の助六郎は、稲荷の春満の許に出府の予定について伺いの書簡を出しており、また「先年江戸へ御下り」とあるように、おそらくは春満最終の江戸在府であった享保八年六月以降の書簡と考えられる。内容は助六郎の息子の天台が、父が急逝したため、助六郎の霊号の命名および霊祭の作法の授与を春満に依頼したものである。先に助六郎の亡母の霊号を春満が命名していたことよって、天台も同様に助六郎の霊号命名を師の春満に依頼したのである。おそらく助六郎は霊祭を實踐しており、急死によりその継統が困難となったため、天台は春満にこのような書簡を送ったのであろう。この書簡からは、神職ではない者でも神道に熱心な春満の門人は神式の霊祭を志向し、その方法を春満に教示してもらっていることが窺われるのである。

その他の事例として、神田明神主芝崎好高も、享保十二年七月四日宛書簡で母の霊号の命名を春満に依頼し、同年十月十八日書簡においては具体的な霊号名は記載されていないが、命名の礼を春満に述べている。<sup>(25)</sup>このように、門人に対する霊号授与は宝永四年から享保十二年にかけて見られ、依頼を受けた春満はそれに応え続けている。霊号の授与と先祖に対する霊祭の実施は不可分の関係にあり、鶴川直積の例に見るように、仏教的な先祖供養からの脱却を志向するために必要な「装置」であったともいえるであらう。<sup>(26)</sup>

(3) 春満の葬儀

元文元年七月二日、荷田春満は京都稻荷にて六十八歳の生涯を閉じた。春満の葬儀についても、それ自体の詳細は残念ながら不明である。しかし、翌日の七月三日には、

今日東丸公葬之儀、家頼とも打寄諸事相調ル也、葬儀之次第ハ信友公之通日記相考へ差略シテ可致之旨、信舎左仲予相談ニ而、甚之丞、権之助、次郎右衛門へ申付ル也、其外之家頼とも、外よりも見送、別帳ニ委ク有之也、尊骸御暇乞今申ノ下刻当所親類其外門弟備前浜松森兵部允杉浦大学等迄相濟、入棺之儀、夜二入、夜中過入棺、夫より着服也、予ハ母方ニ而相納也、今晚直ニ殯之積リ也（東丸神社蔵『荷田延武日記』。羽倉信真編『荷田春満歌集』上 昭和十二年 所収翻刻も参照した）。

稻荷社権御殿預の「予」つまり羽倉延武（信名養子）、氏人で春満の甥の羽倉左仲、西羽倉家当主で目代の羽倉信舎ら一族が協議の上、享保二年に卒した春満の兄信友の葬儀にならない、簡略した形で執行したとある。残念ながらそれを詳しく記した「別帳」は確認できないが、七月三日に入棺、翌四日に埋葬されており、この過程には信詮および信友の葬儀のような西光寺などの僧侶の関与が認められない。

さらに直後に春満には「厳興靈」の靈号が贈られ、東羽倉家の御霊屋に合祭されている。靈号は当時江戸に在府していた御殿預の信名によって命名されたようだ。『羽倉延武日記』元文元年八月十八日条には、

一 十八日己卯齋、今夕方東武より書状到来、弥無異候旨且帰泉之齋先生・石見守等之靈号認来ル也、則左ニ記ス、

イッホキノ  
 嚴興靈 春満先生

ハヤタケ  
 早武靈 駒満雅兄

右之通、五句過候て吉日を撰ミ候而御靈屋へ合祭シ仕、両所讚美之文等献上仕、志之料理等申付祭事可申旨、東武信名尊公より申来也、今ヨリ和文等可懸心者也

と記述され、靈号や靈祭については「東武」、つまり訴訟のため江戸在府中の信名から指示があったことがわかる。実際に靈祭を執行した記事は、『羽倉延武日記』の同年九月二十八日条に「今日東丸駒満御靈を祭、東丸嚴興靈、信章早武靈ト奉付、信辰より改号申来、志ノ祭文相認、夕食朝食備スル也」と先の信名の指示通りの靈祭を行っているが、八月十八日条にあった五句、つまり五十日や百日のように定日に執行したわけではないようだ。なお、「駒満」とは享保二十年十一月十七日に卒した信名の子で権御殿預であった信章のことである。これらの過程においても、僧侶の関与した形跡は日記からは見られないのである。

なお、春満の葬儀に立ち会っている遠江の門人、「杉浦大学（国満）」は後述する父国頭の神葬祭を執行している。<sup>(27)</sup> 現状では春満のみならず、近世稲荷社家の葬儀については不明な点も多く、断定的に論ずる段階ではないが、少なくとも春満の時代に至って、羽倉家においては神葬祭が志向されていたと推定できるようである。<sup>(28)</sup>

### 三 春満の靈魂・葬祭観

前節では東羽倉家および春満における靈祭や神葬祭の実践について史料を用いつつ論じた。ここでは、春満の思想

面から靈魂觀や葬祭觀を見ることがとする。

春満は人間は魂・氣・形の要素によって構成されると理解していた。また、春満の日本書紀神代卷解釈に基づく「神祇道德説」<sup>(29)</sup>においては善悪二項対立的構造が貫かれており、天地開闢における陰・陽の分化によって世界が展開することからはじまり、伊弉諾尊・伊弉冊尊、天照大神・素戔鳴尊、瓊々杵尊・大国主命、海幸彦・山幸彦にいたる迄の神代卷の展開において、それぞれの神々を「天」と「地」に對立的に配当し、善である天（陽）が悪である地（陰）を克服する構図を描いている。

魂・氣・形はこの構図の中で、「魂」は天の性質を受け持ち「陽」、「形」（肉体）は地に由来する「陰」と捉えられる。この魂・形の両者を媒介し、人間を活動させしめているものが「氣」であり、それには天に由来する「天津氣」と地に由来する「国津氣」の二つがあると説明され、これも二項対立的に理解される。「国津氣」を多く受けると形体に拘り、情欲を貪ってしまうと戒めているのである。この見解は早くも、前述した元禄十三年一月八日の春満の母貝子亡母の靈祭に当たって、奉仕者の戒めとして作成されたと考えられる「靈祭戒詞」にも「国津氣乃枉触仁触天荒備枉利見事無久」（『神道大系 論說編二十三 復古神道（一） 荷田春満』三三三頁）とあるように、江戸出府前から主張されているのである。端的にいえば、春満の「神祇道德説」の教えとは、人間の靈魂は天に由来することを人はよくわきまえ、平素から国津氣の情欲に溺れないように修練せよということに帰結し、その教えは神代卷に記されているというものである。

このような靈魂觀に基づき、死後、人間の靈魂の行方はどうなるのかについて、春満の解答は明快である。天に由来する魂は天に帰り、地に由来する肉体は地に帰すと理解するのである。特に魂については、天にある「日少宮」に留まると考えていたようである。靈はすなわち日（太陽）そのものであり、伊弉諾尊が創業をなし終え日少宮に鎮ま

つた箇所の神代卷の注釈では

魂と云ものは日に合ひたるもの也。唐の説には日月は陰氣陽氣の凝りたるものと云ふ也。然に我國の教の手につかゑまつると云ものは、正しく魂と云ふものは日月の二つ也。天地の魂は日月、人の魂もこの日月の御影也。人の魂は日と同体のもの也。諾尊の御留りなさるゝ所は何方ぞといへば、日の若宮に被成御座也。万々世までも魂の上に於いては、中々今日人の老衰する如きの理にはあらず、万々世までもその御魂の不絶理を窺ことに、日の少宮とありて、若いと云ふ所に被成御座也（『日本書紀神代卷節記』<sup>20</sup>『荷田全集』第六卷 吉川弘文館 昭和三年 四二頁）。

これは一見、天・陽・魂と地・陰・魄に二分する儒教的靈魂觀を敷衍した考えと理解されるかもしれない。しかし春満はこの区分について外来の觀念ではなく、日本固有の伝承なのだといふ立場をとつていた。<sup>21</sup>また、魂が死後天に赴く証明として、天神の命に背いて「返し矢」に当たつて死んだ天稚彦の屍が天に送られ、そこで葬儀が行われたことを挙げる。

又天稚彦が尸を天に至らしむる者は、是死して天に帰するなり。凡そ仏法に善人は極樂に入、悪人は地獄に陥ると云へり。是神道の意に非ず。天稚彦の如き悪人も、皆共に天に帰する也（『日本書紀神代卷抄』『荷田全集』第六卷 一六三頁）。

と述べて、非道の行いをした天稚彦でさえ、死ねば天に帰るのであるから、善人悪人を問わず死ねば天に赴くのが「神道の意」であるとして、仏教の極楽・地獄説を否定している。

ところで、神代巻には様々な他界が描かれているが、春満はそれらをどう理解していたのであろうか。まず、黄泉国について、春満の理解では地中世界であり、あくまでも形、つまり死後の肉体が赴く世界なのである。霊は天に属するため、黄泉に留まることはない。天と対比して、形の氣、つまり国津氣による情欲の源泉としても理解される世界である。素戔嗚尊が赴いた根国については、「氣」の根源である地中世界という説明がなされ、黄泉とは区別されている。<sup>(32)</sup> また、山幸彦が赴いた「海宮」は海底にある世界としている。他にも、「常世」は海宮と同様の別世界<sup>(33)</sup>とされている。春満によれば、これらいずれの世界も死者の魂が留まる場所ではない。ただし山幸彦が、海宮に赴く段では、溺れてしまったために肉体が行くことはできないが、魂はどこへでも行くことができると説き、往来は可能であると理解している。いずれにしても靈魂は死後それらの世界に行くことはない<sup>(34)</sup>と春満は考えたのである。

続いて、春満の葬祭観をみよう。伊弉册尊が紀伊の有馬村に葬られたという神代巻の記述を注釈して、

是万世の教の本となること也。異国にては上代は人死してその形を山野に捨てたる也。聖人出でて棺槨と云ふものを拵へたる事也。本朝にては神代より如此。その姿形を鳥獸と類を同じうせぬ道教が、神代には具はりたることを可知こと也。本朝の教には水葬も火葬もなき也。今日紀伊国に有馬の村と云ふ鎮跡ありて、被祭たること也。

是万世の法となる本也（『日本書紀神代卷割記』『荷田全集』第六卷 二三―二四頁）

と、遺体を遺棄していた他国とは違い、日本には神代より埋葬の法が備わっていたとし、さらには水葬や火葬を否定

している。この、「教の本」であるという主張の背後には「教」が神代から厳然と存在し、聖人の製作によつて教へができた「異国」に対して日本の優越性を説く春満流の「神国観」が垣間見られる。また、葬礼の儀式・次第に関しては天稚彦の葬儀が起源であるという解釈をしている。享保十年以降成立の大西親盛筆『師伝神代卷聞記』にまつた記述がある。そこで天稚彦の「殯」の説明として、

殯トハ、本葬式ヲ取行フニアラス先ツ仮リニ棺ニテモ尸ヲ入レ置ク也。仮ニヲサムルヲ云カナリ。殯ト云モノハ、天子高位テナクテハ無キコト也。如何ナレハ、葬トハ一日ヤ二日デ難調故、先ツ殯ニヲサメ置テ勿テ葬具調テ葬（出祖）□□ナサル、事也。故ニ殯宮ナクテハナラヌ也。此葬礼ノ儀式ノ起リ（出祖）□□神代ヨリ如此葬事ノ式有ナリ。以之、日本ノ葬式ノ本元トスル也（新編荷田春満全集編集委員会編『新編荷田春満全集』第二巻　おうふう　平成十五年　一五六頁）。

と、神代巻の天稚彦の葬儀は「神代ヨリ如此葬事ノ式有ナリ。以之、日本ノ葬式ノ本元」であるとする理解が示されている。

さらに、初七日や四十九日などについては、春満は以下のように、七日は「神世七代」という表現のあるように、必ずしも仏教の影響ではないとしている。

さて神世七代の義は、人の生出ざる、母の胎内にあるときを指して七代と窺ふこと也。これ天神七代と云はれぬことがある也。人一人の上にして伝ふる時は常立尊より諾冉の尊まで、徳によつて備はる義也。生れぬ已前七代、

死て去り行く後七代也。出産の時七夜と云ふことあり、死去の時七日を以つて魂祭をもする、これみな神世七代の理によつて、至極の古実の説。さればこそ死去の時七ケ日の数をもて弔ふこと、竺土の経説にも、仏書にもかつてなき也。さて今日浮屠の仕業、みな仏法のことにてはなき也。皆今僧徒の葬礼の法本朝の法也。櫛の花もて水を灌ぐこと、これみな欽明帝已前にあること也（『日本書紀神代卷割記』『荷田全集』第六卷 九〜十頁）

仏教渡来以前に、人の生死に関わつて「七」という数字が用いられており、死後七日目に魂祭を行うのは仏教の影響などではないという主張を展開している。<sup>(35)</sup>

また、先祖の霊を祀ることについては、天孫降臨の一書に見える「吾則起樹天津磐境当為吾孫奉斎矣」との、皇孫に対する高皇産靈尊の勅命の注釈で、

これ神明を祭り給ふと云事、神代より教の第一となりて、先祖父母の御魂を祭ると云ふ義、神代より伝はりたること也。皇孫といへども、大物主神を被祭と云も、先此国の先主なるによつて、その神を祭り給ふ。今日の人も、父母いますときは孝を尽くし、死去してはいますが如く御霊を祭ること、本朝の第一の教也。高皇産靈尊も天にて皇孫の為に神を被祭たること也（『日本書紀神代卷割記』『荷田全集』第六卷 九六〜九七頁）

と、父母および先祖の御霊を祭ることは「本朝の第一の教」であると主張している。これは前述した東羽倉家の霊祭の再興や、門人に対する霊号授与と霊祭の勧めなど、春満の実際の行動に合致しているのである。

しかし、一見明快に見える春満説も詳細に検討すれば、未整理な部分が残されている。例えば魂は純粹に天もしく

は日に由来していると説きながらも、神代卷本段の伊弉諾尊が幽宮を淡路洲に作り長く隠れ、又、天に帰り日少宮にも留まったと記述されている箇所では「形の御魂を淡路洲に隠し給ふ（中略）形の御魂は御国に止り給ふ」と述べている。形の御魂とは何か。「唐にても魂は天に帰し、魄は地に帰すと云ふと同事にて」として魄と同事としているが、他所では明確に魂魄二魂説を展開していないため、判然としない。春満は本段を顕露の教え、一書を隱幽の教えとし、本段一書を貫通して理解しなければ神代の教えは理解できないと主張しているが、一方では地上の淡路に、他方では天上の日少宮に鎮まるという記述をどう貫通して理解しているかまでは示されていないのである。前述のように霊は天、形は地、気には天と地に由来するものがあると図式化は出来るのだが、一方では「形の御魂」といった記述があるように、魂魄説が否定されてはおらず、一貫した体系化はなされてはいないのである。さらにこの傾向は、後述する杉浦国頭の霊魂観にも同様に見られるのである。

#### 四 荷田派の神葬祭にみる思想と実践

これまでに述べたとおり、神代卷解釈から導かれた葬儀に対する認識として、春満は神代から日本固有の葬儀があったことを主張している。さらに、霊祭を含めて、日本の教えの根本でもあるという理解もなされている。その思想に基づいて葬儀をいかに実践するかが、春満門人たちに与えられた課題となったのである。事実、杉浦国頭、斎藤信幸、根本胤満（治胤）といういずれも神職である春満門人は、自身の葬祭を神式で執行していくのである。国頭は元文五年、胤満は明和元年、信幸は安永五年と、それぞれ十八世紀の半ば前後に没しており、神道史の見地からも全国的に見て比較的早い時期に行われた神葬祭としても注目される。すでに杉山林継によって関係資料の翻刻と解題がな

されており、<sup>(36)</sup>『神葬祭資料集成』にも翻刻されている。詳細な儀式次第はそれらに譲り、以下では、それらの資料にどれほど春満の思想が反映していたのかを焦点に検討し、思想と実践との関係を考察する。

(1) 杉浦国頭

先ず、杉浦国頭は神葬祭の儀式を定めることについては、いつかは判然としないが遠江国神職の会同で協議されたと述べている。<sup>(37)</sup>また、三河国一宮である砥鹿神社の神職で、平田篤胤門人でもあつた草鹿砥宣隆が幕末の安政五年五月に成稿した『和漢習合葬祭記』の記述では、

葬祭の事は荷田翁浜松の諏諏<sup>(マヤ)</sup>杉浦信濃守の妻は彼の翁の妹なれば、翁折々来られて神葬祭の事教へ給へるか当国  
 二而者始めてなり、夫より見附宿天神の斎藤信幸翁弊里神官慎終記を書給ひ、是を見て小池村竹山氏、参河吉田  
 駅鈴木氏、自分／＼の勘弁そへて家伝とす、浜松諏方国頭ぬし学者なれ、亦荷田翁の教たるにぬきさしして同  
 家の伝を定め置けるなり(『静岡県史 資料編十四 近世六』一〇二四頁)

と、遠江国では国頭の神葬祭が初例であり、「荷田翁」、つまり春満が神葬祭を国頭に伝授し、それを斟酌しつつ国頭をはじめとする遠江・三河国の神職が自家の式を作成していったと伝承され、認識されていたのである。<sup>(38)</sup>

次に、国頭の靈魂觀・葬儀觀を著書『神代卷割記講義鈔』から見てみよう。本書は神代卷の全注釈であり、荷田派の神代卷注釈の中でもっとも整備されたものの一つである。<sup>(39)</sup>

黄泉段を見ると、春満同様に教戒として神代卷を理解したうえで、黄泉が他界そのものとは理解されず、人間精神

の暗部として象徴的な理解がなされる。しかし、他界としての理解も平行して見られる。さらには天津氣と魂、国津氣と肉体・欲火という対比が見られる。

先黄泉地中ト云ハ人ノ体也、其体ニ体ノ氣ト云物アリ、此体ノ氣ト云ハ軻遇突知ノ火也、其本ハ伊弉册ヨリ出タル軻遇突知ノ氣ニテ、欲火欲情ノ体ノ氣成也、又体ノ氣ノ外ニアルヲ天津氣ト云也、其天津氣ハ体ノ氣ヲバ汚レキニ引レ、安ク落入、安クシテ不義ニシテ富貴ニ至ルヲ悦フ国津氣ヲ生スル也、又体ノ氣ニ引レヌハ是天津氣  
 『神代卷割記講義鈔』三 七一丁オ〜七二丁ウ。

ここでは「天津氣」と「国津氣」の二つが肉体に宿っていると理解されている。天と地に靈魂の性質を分割する春満説はいわゆる魂魄觀と親和性を持っており、それを継承しているといえるだろうが、「魂」ではなく、「氣」としてある点が不審であるが、前述の通り春満説もこれは一貫して弁別されているわけではなく、このような点も継承されているようである。

葬送儀式の初めとされる天稚彦の段において、国頭の解釈に見る春満説としては古代葬儀の次第の初出とされる「此所葬事ノ基元トハ不可言葬事ノ次第ヲ挙葬道ノ式ノ始トハ可言歟」(『神代卷割記講義鈔』七 三三三丁ウ)。

また、死後の魂がどこに赴くのかについて、国頭の見解が以下のように明確に示されている。

伊弉諾ノミコト如此ナレハ神人一理ノコトワリニテ人死テモ天ニ帰り日之若宮ニスムト心得ヘキ也、又日若宮ハ

天ニ有トノミ云時ハ人疑テ惑ヲ起スヘキ也、是則毎日仰見高天ニ掛リ玉フ日輪ニ入也、其日輪ノワカキ所日若宮也、伊弉諾其ワカ宮ニ入静ニ長ク住玉フト也、万人皆伊弉諾ノ神胤ナレハ人死テモ此神ト同ク日ニ入也、不可疑也、然ル義ヲ人ノ上ニ及シテ天道ヲ説キ玉フニ、日少宮ト人事ニ倚セテ説キ玉フ謂也、此日若宮ヲ後世国土ノ鎮迹ヲ云ヘバ、近江国多賀之神也、此社ハ奈良ノ帝都ヨリハ丑寅ニ当ル、丑寅ハ日ノアラハレントシ給フ所也、既ニアラハレ給フハ卯ノ刻也、此意ニ依テ古事記ニハ日若宮ヲ多賀ノ社ト云也、是人ハ皆此神ノ神胤ナレハ陽神ノ功畢テ良天ノ日少宮ニ住玉フ如クニ業ヲ尽シテ身マカル時ハ同シキ天ニ帰スル也、依テ此所ヲ生死ノ伝トスル也、儒ニ魂ハ天ニ帰シ魄ハ地ニ帰スト云説アリ、是天ニ帰スト云ノミニテハ方処ナシ、依テ我国ノ伝ニハ日若宮ト慥ニ其所ヲ伝ヘテ、魂ハ日少宮ニカヘルト出タリ、良天日ノ若キ処ト云モ則日也、今日ノ人モ皆伊弉諾神胤、日神ノ御玉ヲ請得タル物ナレハ又日ニ帰ル也、人一人ノ上モ伊弉諾ノ神業ト同シコトニテ、天神ノ命令ニテ天ヨリ降り玉ヒ大八洲万物ヲ産シ玉ヒシ如クニ、アメヨリ御魂降り則發生シテ一身万物ヲ治メ尽テ世ヲ譲リ身退ル時魂シヒ天ニ帰スルコト神人同一理ノコトワリ也、又本段ニハ魄ノ場ヲ説キ玉ヘル意也、形ノ御玉ハ形ニ帰ル理リニテ本段ハ淡路洲ニ静ニ長ク隠レ玉フト出タリ、此書ヲ見ルノ例ハ本段一書ト貫通シテ首尾ヲ合対用ヲ弁ヘ其意味ヲ能玩味スヘキ也（『神代卷割記講義鈔』四 三丁ウ〜四丁ウ）。

ここでは、伊弉諾尊が国土や諸神を生む大業を終えて赴いた「日之少宮」は、すなわち太陽なのであるという説が展開され、伊弉諾尊の魂が、天それも太陽に帰したとされ、神裔である人間にとつても「神人一理」であるため、人間の魂も同様に太陽たる日少宮に帰するのであると断定している。ただし、伊弉諾が淡路に長隠したという神代卷本段の記述から「形の御魂」が淡路に鎮まっていると理解していることとの整合性は、春満同様明確ではない。ともあれ、

国頭においては死後の靈魂の帰着は明白であって、「不可疑」という言葉には強い確信が窺われ、靈魂の安定という問題についての荷田派の示した一つの回答であるといえよう。

では、実際の葬儀に国頭のこれらの主張がどこまでが反映しているのであるか。『国頭先生葬祭式』では、遺骸を納める棺である「魄車」と、神主（カミ）を乗せる「魂車」という記述があり、これは天津氣（天に属する氣）・国津氣（肉体に属する氣）に対応していると考えられる。そのおのおのに対して拝礼、祝詞が奏上されるという儀式次第となっており、『神道祭資料集成』に見える吉田流、神儒習合流の葬祭次第とは際立った違いを見せている。さらに、葬場で養嗣子国満が「靈魂波日乃少宮爾（ミタマノヒノシヤウニル）婦利 形魄波黄泉国乃幽乃宮爾（カタマタノヨミクニノミヤニル）坐 静爾永久隠礼給陪止（シヅメルトコニカガレテマツル）」（『国頭先生葬祭式』『神葬祭資料集成』三五八頁）と祝詞を読んでおり、先に見た国頭の靈魂観がそのまま此処に反映されている。伊弉諾尊と同様に、国頭の魂も天に帰り、形体は黄泉国の幽宮に隠れたと理解しているのである。これを神代巻に示された「教え」とする春満説が忠実に祖述されていると理解できる。<sup>(40)</sup>

このような思想に裏付けられた葬儀の実践が可能であったことは、社僧がいない神社（宝永元年四月十四日付の羽倉信元宛春満書簡<sup>(41)</sup>）の神職であった国頭の立場が幸いしているといえよう。諏訪社のような地方有力社においては神葬祭が可能であったことを示しているが、それは神職においても少数派であっただろうし、神職以外の人々では叶うことの出来ない恵まれた状況であったろう。それゆえ、幕末の草鹿砥宣隆にいたるまで、国頭の葬儀は神葬祭を願う神職たちに参照され続けたのだろう。

## (2) 斎藤信幸

次に、遠江国磐田郡の見附天神社神職の斎藤信幸<sup>(42)</sup>（なお、『神葬祭資料集成』では「菅原信幸」の名で掲載される

が、本稿では斎藤信幸に統一する)の神葬祭儀式書『弊里神官慎終記』を見てみよう。信幸の神代および古代に対する思想に関するまとまった著述は残されていないため、詳細は不明であり、『弊里神官慎終記』に依拠して考察を進めたい。おおよそ儀式次第は『国頭先生葬祭式』と同様であるが、詳細な注記が付されており、実際の儀式の様子がいつそう明確に理解できる。随所に日本書紀神代卷や万葉集、喪儀令などを典拠として引き、古代葬送儀礼の再現を意図しており、神代卷の天稚彦の葬儀に見る所役、すなわち「持帚者」、「持傾頭者」、「春女」、「哭女」、「造綿者」、「穴人」が揃っている。<sup>(43)</sup>しかし、一方では『礼記』や『文公家礼』など儒教に依拠する用語も多い。<sup>(44)</sup>

同書の中で春満説が見られる箇所としては、遺体に沐浴を施すか否かについて、

屍に沐浴をさせ、冠・盛服を着せて斂すること、許多の葬礼の書に見えぬれど、予は宜しとせず。其謂は、我亡師荷田東麻呂大人曰わく、人死して沐浴して斂するは、我神国の古法にあらず。〈中略〉屍を沐浴するは、元来西土の法にして『礼記』及び諸書に見ゆ。中古より西土の法を不知不識受習ひ、常となり性となりて神教にそむくも不弁、安じ行うに至る。是猶今の世、寂滅の教に随ひ、父母の死体を火葬しても、孝子といへども安じ居とひとし、是皆郷俗の習ひ常となりて心に不怪が故也。然るに今の世、火葬の非為なることをま、知る人ありといへども、屍を沐浴することも非為にして、而も神教にそむくことを不察。神代の教に志あらん者、よくこれを考へよ(『神葬祭資料集成』三九六―三九七頁)

と、かなり強い調子で、死者の情を考慮して沐浴させてはいけなとしている。沐浴させないことは春満の教えであり、神代からの「神教」なのだ主張している。<sup>(45)</sup>また、ここでは『礼記』に盲従することを戒めてもいる。

入棺の前には「飯含」といい、なきがらの口中に清水でよく洗った米を入れることも記されている。ここでは『礼記』、『左伝』、『日本書紀』にも見える古習であるとし、上代では貝や珠を含ませることも「含飯」と称していたと記している（『神道祭資料集成』三九〇頁）。なお、前述の享保二年、東羽倉家信友の葬儀の場合には、口に「青石之玉」を含ませたと記されている。また、厚さ一分半ばかり長さ一尺余、幅三寸ほどの真鍮の板に死者の居所・生所・生日・死日を刻み棺に入れるともあり（『神道祭資料集成』三九〇頁）、国頭の例が同書付録に記載されている。これも信友の棺に「しんちうの板一尺八寸、は、二寸余の金簡ニ、職位姓名ヲ記テ入棺」と東羽倉家日記にあることも、大きさは異なるものの符合している。信友の葬儀には春満が関与しており、国頭に神葬祭を伝授したとの『和漢習合葬祭記略』の記述と併せて考えれば、断定はできないが春満流の神葬祭儀式があった可能性も指摘できるだろう。

葬列は国頭同様、霊璽をいれた「霊車」と棺を入れた「柩」の二つが仕立てられることは、国頭の「魂車」「魄車」とは用語こそ異なるが同趣旨である。

仏式での四十九日に相当する「小祥」は国頭の葬儀同様、六十四日目に行われる。信幸はその理由について、神代卷にて天稚彦の妻が夫の喪に「八日八夜」泣き悲しんだことから裁定したとしている。

予云らく、八日八夜を多日多夜と見ても、六十四日も即多日多夜にしあれば如此裁定しぬ。此義、不肖一人のみの裁定にはあらず、先年浜松にて藤原国頭君をはじめ数十人の神官会集のうへ、論評して然り（『神葬祭資料集成』四一三頁）。

と、これは浜松の杉浦国頭のもとに集まった神職の衆議により決定されたとする。春満の場合は前述のとおり、人間の生死について七日を一つの区切りとすることは神代から存在し、必ずしも仏教の影響ではないと論じているが、遠江国では仏式との違いを鮮明にするためであろうか、この春満説は採用されなかつたのである。しかし、信幸も全ての神職が六十四日に従う必要はないと、強い拘りは見せていない。小祥ではこれも国頭の葬儀と同様に神代巻黄泉国段が読まれるが、これは死者の靈魂が黄泉に赴くと理解したからではないようである。春満説では生死の理を述べたところであり、靈魂の行方とは直接に関係しないのである。これも信幸は必ずしも読まなくてよいと記述するように、試案的な性格が濃い<sup>(46)</sup>。

信幸の靈魂観を窺うには、出棺の直前に行われる「凶拝」の際の「告辞」として、「御形波黄泉尔帰坐氏母御靈ミカタテ ヨゼツクニニオモムキヤシテセミカタマ波此屋尔長久久平生乃如坐給陪止」(『神葬祭資料集成』三九八頁)とあり、肉体と靈魂が分離し、肉体は黄泉に赴いても靈は家に永く留まると考えられたところに特色がみられる。これはいわゆる分霊を意味しているとも思われるのであるが、ここでも天に赴く魂と、「此屋」に座す魂の関係は明確に述べられてはいない。

いずれにしても、遠江国の神葬祭運動の起点となつた国頭・信幸の神葬祭は、ともに春満の神代巻解釈を学び、儒仏の渡来する以前の神代から固有の葬祭が存在したことを確信したことが動機の一因となっていることは疑いえない。儀式次第に於いては取捨選択はなされているが、沐浴の拒否など春満の主張が受容されている。また、靈魂の行方をはじめとした春満の靈魂観が継承されていることも明確であり、春満の靈魂観思想の実践としての彼らの神葬祭が実施されたと見ることが可能であろう。以降、遠江国では限定的ではあるが神職の間で神葬祭が実施されていくのである。

## (3) 根本胤満

根本胤満（治胤）は上総国菊間郷（現在の千葉県市原市）若宮八幡宮の神職である。<sup>(47)</sup> 根本家の神葬祭資料である『葬祭式』（『神葬祭資料集成』所収）に記される、明和元年十月の胤満の葬儀の記述から、同様に春満説が反映しているかを見ていこう。

まずは、「尸者」、「造綿者」、「箒持者」、「傾頭持者」などの天稚彦の葬儀の諸役名が見え、これは国頭・信幸の葬儀にも共通している点であり、神代巻の記述によっていることは明白である。ただし、遺体の沐浴は行っており、斎藤信幸が春満の伝であるとして強く否定したことは異なっている。また、埋葬所へ向かう葬列の列次にも魂車・魄車の区分はなく、霊魂は天に、肉体は地に帰着するというような考え方も明白に儀式の上では見られない。ただし、埋葬の以前、柩を前にして読まれる誄文には「終尔根国底国尔隠礼座之奴」（『神葬祭資料集成』三八四頁）とある一方、埋葬直後帰宅してすぐに霊座を補設し、霊璽を奉安する時の「霊奠祝詞」には「御霊、已尔天尔登里座之弓与利」（『神葬祭資料集成』三八五頁）とも読まれており、敢えて言うならば、肉体は根国底国、霊魂は天にそれぞれ帰着していると考えていたことも推定できるのだが、明確な言明は見られないのである。さらに、国頭・信幸ともに六十四日であった小祥についても、特に記載はなく、「暇五十日の後、佳胤、喪屋を出、世事に預かる。社頭に奉仕すといへども神事に預からず」（『神葬祭資料集成』三八六頁）という記述がなされるのみである。

結論的には、胤満の『葬祭式』に見る儀式は全体を通じて、遠江国の例とはかなり異なっており、時期的に先行する国頭の葬儀が直接の影響を与えたとは考えがたい。『葬祭式』のみからでは、春満の葬儀に関する実践の具体面が胤満の神葬祭に影響しているとは断定できないといわざるを得ないだろう。ここでは、春満の葬儀に対する精神のみが継承されて、儀式等は胤満が独自に形成したと考えられるだろう。

## 五 おわりに

ここまで述べてきたことを整理すると、次の三点が指摘できよう。

ア、春満の靈祭の実践については、元禄十二年の東羽倉家における再興を端緒とすること  
イ、靈祭について、春満が門人に対し積極的に普及に努め、かつ独自の神葬祭の構想を持っていたと推定できるこ

と

ウ、門人においては、靈祭および神葬祭を春満の思想に基づき実施したこと

これらのことから、春満の学問・思想と靈祭および神葬祭の実践が乖離したものではなく、密接な関係を持っていることが看取されるであろう。春満は自らの「神祇道德」説の根幹たる神代卷解釈において、神代から葬祭の法が定まっております、先祖を祭ることと併せて我が国の教えの根本であると繰り返して主張していた。<sup>(48)</sup> それを受容した荷田派の靈祭および神葬祭運動は、十七世紀末から十八世紀初期の国学発生前期において、学問が具体的な社会実践と結びついた一事例と言えるのではなからうか。また、「はじめに」で言及したように、いわゆる「国学の宗教化」が近世後期の篤胤以降の現象ではなく、人間の靈魂をいかに取り扱っていけばよいのかという課題の解決に、近世中期の荷田派国学者が古典の学習と靈祭・神葬祭の実践を通じて取り組んでいたことも示せたのではなからうか。

しかし、課題も多く残されている。多少の飛躍を許していただけるならば、最大の疑問として、自身は神職でなかった春満門人、賀茂真淵はこのような春満の靈魂觀をどのようにけとめていたのであろうか。詳細は不明ながら、真淵の葬儀はおそらくは仏葬であり、著述からは人間の靈魂や死後についての言及は希薄である。また、真淵に限らず、特に非神職の国学者がどのような靈魂觀に基づき、靈祭などを実践できたのかたをつぶさに検証することが必要

であろう。その作業は現在、緒に就いたばかりである。今後、検討を重ねて、近世を通じた「靈魂をめぐる国学者の思想とその実践」の見取り図の作成を目指していきたいと思う。

### 【付記】

東羽倉家史料の閲覧については京都市伏見区の東丸神社のご厚意によるものであり、ここに深く感謝の意を表する。

本稿は、國學院大學研究開発推進機構・日本文化研究所の事業「近世国学の靈魂觀をめぐるテキストと実践の研究―靈祭・靈社・神葬祭―」（研究代表 松本久史）の研究成果である。なお、東羽倉家文書の現地調査に関しては、平成二十年度國學院大學特別推進研究「近世における前期国学の総合的研究」（研究代表者 文学部教授 根岸茂夫）によるものである。

### 註

(1) 村岡典嗣は、

その思想的方面としては、本居が、特殊の心境のもとに維持し得た古代人の意識の、そのまゝの信仰的態度に、満足し得ないで、文献学の制約のうちに、或種の哲学的神学的思索を試み、おのづから、古代人の意識を超えて、古神道を、創造神の觀念を中心とする宇宙開闢説の方面や、幽冥觀を中心とする来世教的方面に發展させ、更に又國家的祖神教としての方面に神道を組織だてた。（村岡典嗣『本居宣長』増補版 昭和三年 岩波書店 五四七―五四八頁）

と、平田篤胤を評しているが、このような村岡説の以降の定式・固定化については、広い意味での神を理解する学としての神学と規定し、宣長の学問を分析した東より子が、以下のように批判を加えている。

しかし、宇宙の究極者が措定され、人間の死後の救済が問題にされて初めて「神学」が成立するというのは、余りにもキリスト教の「神学」を典型とした偏った理解ではなからうか。確かに、宇宙の創世や人間の「生死」を語らない

神学はありえないが、神学は必ずしも超越的究極者や来世的「救済」を必須とするものではない。むしろ、宣長神学は、神典に記載がないから宇宙の究極者は不可知であるとし、人間は死ねば善人も悪人もすべて黄泉国に行くことが「神道の安心」だと説くことによつて、国学史上、一回的な稀有な神学として屹立していると考えられるべきなのである。

(東より子『宣長神学の構造』ぺりかん社 一九九九年 一三頁)

筆者も、篤胤以降の国学が幽冥観に関心を深め、いわゆる「宗教化」の度合いを強くしていったこと自体については異論はない。しかし、それ以前の国学者が人間の死後や靈魂について無関心であったわけではないという認識に立っている。図式化はクリアな理解のためにある程度は必要ではあるが、その固定化は当時の歴史的文脈の上での認識がいかなるものであったかを見逃してしまふ恐れがある。その意味で篤胤以降の国学の「宗教化」といった聞慣れた定説も再検討を要すると考えられる。

(2) 拙著『荷田春満の国学と神道史』(弘文堂 平成十七年)を参照されたい。

(3) 三大考論争の年譜、論争書については、金沢英之『宣長と『三大考』』(笠間書院 平成十七年)の第三部資料編に詳細な一覧が掲載されている。

(4) 実在した人間の靈魂を神として祀る、また神社に奉斎するといういわゆる人神奉斎は、古代から現代に及ぶまでの検討を要する神道研究上の大きな課題である。本稿では時代を近世中期、かつ対象を荷田派の国学者に限定したものはあるが、人神奉斎の歴史を理解する一助となることをも意図している。

(5) 近藤啓吾『儒葬と神葬』国書刊行会 平成二年

(6) 初出は、遠藤潤「日本社会における神と先祖―一九世紀の国学を焦点として」『死生学研究』一 二〇〇三年六月

(7) 賀茂真淵や本居宣長の靈祭史料は翻刻されているものもあるが、関心の中心はそれに伴つて行われた歌会にあるのが現状であり、その儀式の次第や背景となる考え方については、ほとんど分析がなされていない。

(8) このことは、澤博勝が『近世の宗教組織と地域社会』(吉川弘文館 一九九九年)で指摘している(二六―二八頁)。また、近年隆盛を見ている近世神職組織の本所論とも深くかわりを持つ課題である。

(9) 『水野忠邦国学の師 高林方朗の研究』(高林方朗顕彰刊行会 昭和三十八年)をはじめとする小山正による国学者の伝記、『静岡県史 資料編十四 近世六』をはじめとする自治体史などに言及されている。特に近世後期の浜松藩の神葬祭

運動については、高田岩男による先駆的な研究がある（『明治新政府成立への宗教的基盤—西遠地方の神葬祭運動について—』『史潮』第一〇六号 一九六九年三月）。

(10) 「荷田」を本姓とする稲荷社家は東羽倉家と西羽倉家の二家があった。

(11) 近世の稲荷社組織は「社務」と呼ばれる下社神主が実質的な長であり、他に中社神主、下社神主、御殿預、目代を加えた五名が「正官」と呼ばれ、「本願所」の愛染寺とともに稲荷社の運営に当たった。春満の生家である東羽倉家は御殿預職を世襲していた。

(12) 稲荷社境内に隣接する深草藪ノ内に所在したが、明治三年に廃寺となった。同寺は羽倉家の氏寺であったようだ。西光寺については、久保輝雄「稲荷社に於ける神仏分離に就て」（『神道史学』第五号 国民信仰研究所発行 昭和二十九年七月）によれば、清浄華院に属する浄土宗の寺院である。また羽倉敬尚によれば、西光寺は稲荷社家の菩提寺であり、万治三年二月までは「藪ノ内安ノ山東林院」と称していたという（『毛利公慶日記（一）』『朱』一九号 昭和五十年十二月一三二頁）。

(13) 三月十二日条には「夜入亥ノ刻ニ西光寺ノリモノニシテ——御出、御供、信友・山本内匠助・足助半七、寺ニての御とき、源兵衛・仁右衛門・新左衛門」とある。

(14) 筆者が参加した東羽倉家の文書調査では、稲荷社家における葬儀の詳細な次第等を記録した史料は見出せず、現状では日記等による推測に頼らざるを得なかった。今後、関係史料が発見されれば、その実態が明らかになる可能性もあるが、本論では披見し得た史料によって立論していることを予めお断りしたい。

(15) 信詮の四男。丹波国の士、並河宗直の養子となる。『春葉集』を編纂した羽倉信郷の祖父に当たる（鈴木淳編 羽倉敬尚『近世学芸論考』明治書院 平成四年 二五五・二九九頁参照）。

(16) この「霊祭戒詞」は、東丸神社蔵。翻刻は、『神道大系 論説編二十三 復古神道（一）荷田春満』神道大系編纂会 昭和五十八年 三三三頁に所収。

(17) しかし、元禄十三年「家記」十一月十五日条を見ると、「今日タママツリ」と記述され、元禄十四年以降、九月五日の先祖祭は東羽倉家の日記に記事が見えず、詳細は不明だが、東丸神社所蔵の「霊祭斎詞」には元禄十五年三月一日付の八尋海霊、豊興霊の斎詞、十六年三月一日付の豊倉霊、静崎霊の斎詞などが記録されており（東羽倉家文書整理番号A—1

- 4 — 4 『平成十五年度～平成十八年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書 課題番号15330026  
近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』（研究代表者 根岸茂夫 発行 國學院大學文学部 平成十九年）に目録所  
収・以下『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』と略、月日は異なるが霊祭が執行されていたことが窺われる。
- (18) 元禄四年には、日本書紀神代巻の講義を記録した、『神代聞書』が作成されている。
- (19) この春満旧宅は、大正十年に史跡指定を受け、元禄十二年九月五日に霊祭が行われた「神事屋」も含め現存している。
- (20) 葬儀の式は家記同日条に「右葬礼之一式始終差引等、信元公父子、東丸信盛公、尾崎左衛門、稲垣新右衛門、評定也」とあり、目代（西羽倉）家の信元・信舎父子と春満が協議して定めたようである。また、九月二十七日条には信友の四十九日にあたり、東羽倉家において夕飯の振る舞いがあり、西光寺でも四十九日会が執行されている。
- (21) 現在の神奈川県伊勢原市に鎮座する子安神社。同社の近世資料は『伊勢原市史 別編社寺』（伊勢原市 平成十一年）に所収されている。
- (22) 春満の門人帳である『門人契約及姓名録』に、「元禄十六年歲次癸未五月五日 吉田助六郎源倫」と記される（『神道大系論説編二十三 復古神道（一）荷田春満』 一九頁）。
- (23) 宝永初年頃の長岡藩士を列挙した「長岡宝永分限帳」（『市史双書No.41 長岡藩政史料集（6）長岡藩の家臣団』長岡市立中央図書館文書資料室 平成十四年所収）に「同（高）五拾石 吉田助六郎」（七七頁）とある。
- (24) 本書簡は東丸神社蔵。春満自筆の『伊勢童子問』の紙背として残されたものである。東丸神社蔵の春満宛門人等書簡については、概要と翻刻の一部が『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』に掲載されている。但し、本書簡は「荷田春満書状一覧」（同書一八三頁）にあるが、全文は未掲載である。翻刻は石岡康子氏の手による。なお、助六郎が神代巻に熱心であったことは、『荷田春満書状一覧』により窺える。
- (25) 享保十二年七月四日および十月十八日の芝崎好高書簡は、『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』の五〇頁、五三頁に各々全文が翻刻・掲載されている。
- (26) 霊神・霊社号については、十七世紀後半では保科正之の土津霊社や山崎闇斎の垂加霊社が著名であるが、共に吉川惟足や吉田家が強く関与している（近藤啓吾『儒葬と神葬』参照）。また、吉田家は配下の神職に霊号を盛んに授与しているが、本稿の事例では、後述する杉浦国頭や根本胤満の霊号などを含め、吉田家は関与していないようであり、今後、神号

授与の実態は検討の余地があるう。

- (27) 浜松の杉浦国頭は春満死去の報を受け、同年八月十七日には春満霊祭を執行しており、賀茂真淵も参列している。また、翌元文二年七月二日には、一年祭も執行した(杉浦比限磨『古学始祖略年譜』『静岡県史 資料編十四 近世六』静岡県平成元年 一三二頁)。

- (28) 春満の靈魂観を考察する起点として、十七世紀末から十八世紀はじめにかけての京都の有力神社における神葬祭の動向にも注目すべきであろう。例えば、享保年間に、上賀茂社においては、氏人たちが「キヨク講」を組織して、神葬祭を企てていた(児玉幸多「賀茂清茂伝」『歴史地理』第七十巻第六号 昭和十二年十二月)。なお、賀茂清茂は出雲路信直に垂加神道を学び、上賀茂社の神道説・祭祀に関して「大宗師」と称され、指導的な立場にいた。神葬祭の企図もおそらくは清茂の関与が考えられる。

- (29) 春満の神祇道德説の内容についての詳細は、岩橋小弥太「荷田春満の神祇道德説」(『神道史叢説』吉川弘文館 昭和四十六年所収)、および上田賢治『国学の研究』(大明堂 昭和五十六年)、拙稿「『日本書紀』神代卷講義の聞書および問答書類について」(『荷田春満の国学と神道史』所収)などを参照されたい。

- (30) 『荷田全集』第六巻の「凡例」では、本書は羽倉可亭の「春満遺稿目録」に見える「神代卷簡記 甥信章筆記 六冊全」に比定しているが(『荷田全集』第六巻 凡例一頁)、筆者の東丸神社における原本の実見では信章ではなく、信名の筆写であると思われる(『荷田春満の国学と神道史』 一三八頁参照)。

- (31) たとえば魂魄説に関しても「異国の魂は帰天、魄は帰地と云ふ義の本は、陽神は日の少宮に留り、陰神は黄泉津国に治り給ふと云ふ義より伝へたること也。」(『日本書紀神代卷割記 別本』『荷田全集』第六巻 一三七頁)。さらに、「唐ニテモ、魂ハ天ニ帰ルト云、魄ハ国ニ帰スト云ハ、イサナミノ尊カ国地ニ留タルコトナリ。然ハ唐ノ説ヲ立ツモ、日本ノ神化ヨリ及テナリ」(『神代卷講義』Ⅲ「新編 荷田春満全集」第二巻 九七頁)と、魂魄説はあくまでも日本の伝承が「異国」へ伝えられたものであるとまで主張している。

- (32) 「本の国、草木の根のごときの根国也。黄泉国とは違也。天地では地中也。万物の気の生じる元本の所也。」(『日本書紀神代卷割記 別本』『荷田全集』第六巻 一三六頁)

- (33) 少彦名命が常世に赴いた条の注釈では「これ常住普遍の処也。今云仙境などの処、人のたやすく不被至所、變災もなく、

- 不易の所也」(『日本書紀神代卷抄』『荷田全集』第六卷 一頁)とされ、いわゆる仙境などと同じ世界であるとされている。
- (34) 秦姓の稻荷社祠官、下社神主。春満に入門。なお、春満が親盛に与えた影響の詳細については、拙稿「稻荷社祠官著作の由緒記と荷田春満の神代卷解釈」(『荷田春満の国学と神道史』所収)を参照。
- (35) 春満の同様の見解は『東九神代答記』(成立年未詳)にも述べられている。
- 神代七代ハ上古ノ定説ニテ、則、神代ハ人ノ代ノ元也。人生レテ七夜ヲ称スルモ、神代七代ノ如ク七世ノ神マセトモ未神業全ク備ハラサルト同シ。人生タレトモ人事全ク備サレハ、七夜ト称シテ、言行全カラサル義ヲ伝タルモノ也。是ニヨリテ、八才未満ハ人ニアラサル義ヲシメス古来ヨリノ本朝ノ例也。依之是ヲ思ヘハ、人トシテ死スレハ天ニ歸ル教ヘ神代卷ニ明也。サレハ、七八陽數ナレトモ、却而死亡追福ノコトニ七ノ數ヲ用タルト見ヘタリ。神代ノ本ニ歸リ、天ニ歸ルノ教ナルヘシ。釈伽ノ説ニ、七ツノ數ヲ用ユル説アリヤ否知ラス。見合ノ説ニハアルヘカラス。タトヘ有リトテモ本邦ノ説、タ、本教ニ随ヒテ仏教ニハ不随、周公孔子ノ説ニモヨラス、タ、本邦本教ノ説ニ随ヲ我道トスト云リ。(『新編 荷田春満全集』第二卷 三三二～三三三頁)
- と、ここにおいても、人は死ねば天に歸るのだと主張され、七の数を葬儀に用いるのは神代以来の伝承であり、外国に由来するものではないとしている。
- (36) 杉山林継「杉浦国頭の葬儀」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第六七輯 平成三年三月)、同「根本胤満の葬儀」(『神道宗教』第一五二号 平成五年九月)。
- (37) 推測ではあるが、その時期は舍人親王の千年祭を国頭が主催して挙行し、遠江国の主要神職が会集した享保十九年前後ではないだろうか。もしくは、国頭による神代卷講読会である「尽敬会」がそれ以降何度も催されており、その席において協議されたとも考えられる。
- (38) しかし、草鹿砥宣隆は春満の姪で杉浦国頭妻の真崎を妹と誤るなど、事実をどこまで確実に把握していたかは不明である。
- (39) 本書は国立国会図書館所蔵(請求番号 YD—古—21155—2116 (マイクロフィルム)) ※但し著者名は「藤原国頭」となっている。他に、春満の神代卷上下を通じた講義の間書として現存するものは、『荷田全集』第六卷所収の荷田

信名筆『日本書紀神代卷節記』があるのみである。三宅清が紹介した「神代卷割記」（三宅清『荷田春満の古典学』下巻私家版に概要が掲載）は戦災で焼失し、『新編 荷田春満全集』第二巻所収の大西親盛筆『師伝神代卷聞記』は下巻のみが伝わっている。

- (40) 明和三年三月二十八日の国満の葬儀の「祭儀」においても、「夫れ人<sup>ソ</sup>の死<sup>ヒト</sup>るや、魂<sup>ミタマ</sup>は天<sup>アマ</sup>に帰<sup>マカ</sup>き、形体<sup>カクテ</sup>は黄泉<sup>ヨミ</sup>に帰<sup>マカ</sup>く」（『国頭先生葬祭式』『神道祭料集成』三六六頁）と読まれており、靈魂の帰着については国頭の葬儀が継承されているようだ。

- (41) 書簡には「杉浦信濃守は社領三百石取りの一神主にて、社僧もこれなく、下社人など持ち候へども、諸事一人支配にて、処にてはかくれもこれなき者にて候」（『神道大系 論説編二十三 復古神道（一）荷田春満』三五五頁）と記されている。なお、杉浦国頭の学問と社家としての実践活動については、拙稿「杉浦国頭の学問形成と家職」（『荷田春満の国学と神道史』所収）に詳述。

- (42) 斎藤信幸の伝記については山田久次『国学者 鈴木梁満』（日本図書刊行会 一九九七年）を参照されたい。同書には三河国の鈴木梁満宛の信幸書簡が四十通余り翻刻されており、『弊里神官慎終記』は明和六年夏に清書が完成した記事などが見える。

- (43) 『神葬祭資料集成』所収の神葬祭儀式書の中で、天稚彦の葬儀の段における所役が記されているものとしては、吉川惟足『喪祭略式』と吉見幸和『吉見葬祭略式』の二つがある。吉田流の儀式書にはこのような記述は見られない。

- (44) 『神葬祭資料集成』の本書解題では、「おおよそ、式次第の展開は、『春秋左史伝』『礼記』『儀式』等を参考にして儒教の礼説に基づいて行われているものの、神国日本の風を意識的に宣揚しようとする姿勢が見受けられる」（七一頁）、「本式次第は中国の『儀礼』等を参考としていることがわかる。ただし沐浴を省き、主婦が侷食（箸を飯上に刺し立て柄を少し西に寄せる）の作法を務める等の活躍が目立つ。これは中国の喪礼に於て虞祭の時に「主婦亜献」の儀があることに習ったともいえるが、家刀自として家庭祭祀の担い手である女子の立場が、日本に既存していた故とも考えられる」（七三頁）として、式次第の基本は儒書等に由来し、その上に日本の古式を斟酌して構成されたものとの見解が示されている。

- (45) 大西親盛の『師伝神代卷聞記 下』においても「造綿ト云ニ、今説々有ルコト也。或ハ死人ヲ沐浴スルトキ、綿ニ湯ヲシタシテ洗之ナ□□トモ、是ハ古実ニ暗キコト日本テ死タル人ニ湯ヲ以テソ、グコト無キコト也。」（『新編 荷田春満全

- 集」第二卷 一五七頁)と、沐浴を日本の古実ではないという主張が記されている。
- (46) なお、国頭・信幸の葬儀では、死後六十四日目の小祥で墓前の祭は終わり、墓から帰宅する際に初めて祓が修され、霊が霊屋(国頭は「靈祠」信幸の場合「祠堂」と記している)に奉安されている。
- (47) 根本胤満の伝記については、鈴木淳「日章斎根本胤満の遺事」『江戸和学論考』(ひつじ書房 一九九七年所収)を参照されたい。
- (48) 勿論、先祖祭祀を重視する儒家や垂加神道が春満に与えた影響を排除するものではない。

# 本居内遠「古学本教大意」の再検討

—本居文庫本の翻刻から—

三ツ松 誠

## 一、「古学本教大意」の位置

本稿は、本居内遠の古道論である「古学本教大意」について再検討を加えることを目指すものである。というのも、この史料は戦前から広く知られてはいるのだが、その性質の基礎的な検討を欠いたまま利用される傾向が見受けられるとともに、近年の研究動向がその重要性を増大させていると考えるからである。

さて、宣長以降の国学の展開を考える際に、まず問題にすべきはその道統を継ぐ者のことであろう。この「古学本教大意」の著者である本居内遠は、宣長から数えて三代目にあたる。宣長の養子である大平の娘藤子を娶り、本居家に入った人物である。<sup>(1)</sup>彼の代に紀州藩は古学所を江戸に設置し、ここによりやく本居家の「学問を領主間秩序においても定置する」という課題が制度的に実現することになった。<sup>(2)</sup>

この設立は、一つにはペリー来航以後の時代状況の変化が前提となっている。

【史料一】

嘉永七寅年十一月廿五日於江戸布達

一、近年度々異船渡来之処、当時諸蛮共に打開け、其国に不預外事にも追々通曉いたし候趣にも相聞候、付ては万一之節皇国古来より之行勢等をも弁別致し無之候ては不都合之場合も可有之付、以来国学をも精々勉強いたし可申事

此度本居弥四郎儀、此表へ罷越候付、同人へ稽古致し精々御用立候様可心掛候、尤猶御世話之筋も可有之候間、相学ひ度面々は其段申出候様

【史料二】

嘉永七年寅十一月十四日

(中略)

同 廿六日

一、近年度々異船渡来ニ付、不都合之場合も可有之候付、已来国学をも精々勉強致し可申との書付出候事

【史料二】は紀州藩政史の基本史料、『南紀徳川史』から引いてきた。<sup>(3)</sup>この家中に対する触れは、異国船が渡来し、外国人が様々なことに通じるようになって現在の、こちらが皇国の古来からの事情についてもわからないようでは

まずい、という論理で国学学習を指示している。そして、江戸に呼ばれた内遠がその教育を担当したわけである。そこで彼は安政二年に没するまで任務に従事した。<sup>(4)</sup>これについては、【史料二】の如く「類集」という江戸目付書役の記録（と推定されている）<sup>(5)</sup>にも記事として載っており、広く触れ出されたことが窺える。江戸にやってきた内遠と会った平田鏡胤も、この触れを書き留めて自家の門人に伝えている。<sup>(6)</sup>

だが他方で、こうした状況下で本居家が紀州藩主から下問を受けて回答したことが、古学所設立の前提になっていると考えられる。その回答こそが、この本居内遠による古道論、「古学本教大意」なのである。山本嘉将氏によれば、「内遠は」嘉永七年九月に、藩主から、国学なるものの本質について下問をうけたことがあるが、この答申が、彼の『古学本教大意』である。この書を見ても、古学の教育が、時利に適する所以を力説してをり、この論の末尾に、右の趣は、加納兵部・安田長穂にも見せた所、異論なき旨申し出たと附記して、言はば共同でもって、彼らのねがひを通さうと考へてゐる」とのことである。氏の考えによればまた、もともと国学所の設立を望み、「古学本教大意」を答申した内遠を、藩としても国学所の総裁として予定し、江戸藩邸古学館へ出仕させもしたのである。<sup>(7)</sup>

つまり、変転した時局下にあつて、本居派国学の制度化としての古学所の創設に影響した、重要な国学論として、この「古学本教大意」は位置付けられているのである。

近年、小中村清矩ら考証派の国学者に注目して、近代初頭の国学史を再検討しようとする動きが盛んであるが、実は彼らは維新前にこの古学所に拠つてその学問を営んでいたのであり、それがために明治国学の淵源の一つとしてこの古学所は着目されつつある。<sup>(8)</sup>従つて、近代国学の祖形を理解するためにも、この「古学本教大意」は重要な意味を持つことになる。

そしてまた、広く国学者の古道観を論じるための史料としても、「古学本教大意」はたびたび利用されている。国

学者の政治思想を論じた渡辺浩氏、あるいは紀州藩の国学について論じた田林義信氏など、戦後の仕事に限ってても、これを参照した論者の名前を挙げることは難しくない。

## 二、「古学本教大意」の諸版

戦前に目をやれば、この史料に対して今以上の関心が存在したことがわかる。例えば「国民道徳」なるものに関する叢書など、神道・国学に関する著名な作品の選集が編まれる度に、「古学本教大意」は収載されてきた。以下、管見の限りを列挙していくことにする。それぞれ、a. 編・校訂担当者の名前、b. 収録された叢書等の名称、c. 発行年と発行者、d. 備考の順に並べてある。

イ

- a. 著者本居宣長、校訂本居豊顕
- b. 本居全集第六 本居春庭全集・本居大平全集・本居内遠全集
- c. 明治三六年、片野東四郎、吉川半七
- d. 首巻の例言に「内遠翁の著書は豊顕翁の自写校定せられたるもの多し」とある。

ロ

- a. 編者有馬祐政、黒川眞道、閲者井上哲次郎

- b. 国民道德叢書第二篇
  - c. 明治四四年、博文館
  - d. 黒川眞道による本居内遠伝が付されている。
- ハ
- a. 校高木武、加藤光治、編輯兼発行者遠藤隆吉
  - b. 日本国粹全書第十三輯
  - c. 大正五年、日本国粹全書刊行会
  - d. 略伝と解題を付す。頭注あり。
- ニ
- a. 編修有馬祐政、鳥野幸次
  - b. 修養文庫第四編 皇道訓
  - c. 大正八年、修養文庫刊行会
  - d. 例言に内遠と「古学本教大意」の短い紹介あり。頭注あり。
- ホ
- a. 校訂本居豊顥、再校訂本居清造

- b. 本居（宣長）全集第十二 本居内遠全集
- c. 昭和二年、吉川弘文館

d. 明治の本居全集の増訂再版。但し「条里函帳考」を省く。首巻にある本居清造の「例言」によれば、「内遠の著書は多くは稿本なるを、嚮に故本居豊頼自ら校定して、これを全集に収めたるなり。されば旧全集本は定本とも云ひつべきものなるを以て、原本との校合を避け、総べて旧全集本に由ること、せり。」

へ

- a. 校高木武、加藤光治、編輯者遠藤隆吉
- b. 日本国粹全書第七卷
- c. 昭和四年、日本国粹全書刊行会
- d. 大正五年のものを再編集して再版したもの。

ト

- a. 校訂田中義能、編輯大日本文庫刊行会
- b. 大日本文庫神道篇 復古神道中巻
- c. 昭和十一年、春陽堂書店
- d. 著者略伝付き。また、頭注が付され、全編にわたってふりがなが施されている。

チ

- a. 校訂本居豊穎、再訂本居清造
- b. 本居内遠全集
- c. 昭和一三年、吉川弘文館
- d. 昭和二年のものに比べ、判型が小さい。

このように、本居全集や各種著作集の中に「古学本教大意」は何度も姿を見せているのである。ではその中身に異同はあるのだろうか。これらを見てみるに、何れもほぼ同一の内容であり、しかも以下の識語を常に備えている。

### 【史料三】

豊穎云、これは嘉永七年九月紀伊藩主より国学といふもの、主意を下問ありし時、父内遠が答へて普通文を以て筆記し差出したるものなり、甚長文にて重複繁雑なる点もあれば、今はいさ、か省略したる条もあり

内遠の息子である豊穎が語るのは、先述の通りの、これが国学に関する紀州藩主の下問に答えたものだ、ということだけではない。彼の言によれば、「古学本教大意」に校訂を加えた際に本文の一部を省略した、<sup>(10)</sup> ということである。

この「古学本教大意」は明治の全集以前の公刊が確認されておらず、イ・ホの備考に引用した通り、豊穎が校訂した全集に収めることによって世に知られるようになった作品であった。後の著作集も、この豊穎校訂の言を引用した

上で、同一内容のものを収録しているのであって、何れも最初の全集を底本にしていたわけである。<sup>(1)</sup>

つまり、幕末の本居派国学、また近代国学を理解するために重要な意味を持つこの「古学本教大意」は、明治後期に全集が編まれるにあたって加工されて公開され、管見の限り、本来の姿を明らかにしたものが見当たらないのである。

翻つて考えてみるに、筑摩書房版の精緻な本居宣長全集とそれを利用した多くの業績を見ればわかる通り、戦後、大家としての本居宣長に対する研究と関心とが深まっていたのに対して、その後継者に対する関心はさほどの展開を見せなかったように思われる。大平はまだしも、内遠、豊穎に関する研究の現状には、宣長のそれと比較して、淋しいものがある。戦後、研究の基盤としての著作集の整備が、彼らについてはあまり進まなかったことは、相対的な関心の薄さの結果であり、また原因でもあると思われる、「古学本教大意」の現状もこうした事情によるものであろう。

そこで以下では、東京大学文学部国文学研究室所蔵本居文庫中の、「古学本教大意」伝本居内遠自筆稿本―紀州藩主に提出されたものの控にして、全集本の底本であろう―を翻刻し、最初の本居全集以降に流通した版と比較し、内遠の息子である豊穎が明治後期に全集を編纂するに当たり、いかに改変を加えたか、という点を明らかにしていくことにする。この検討は本居内遠による、門人集団や国学教育機関の運営、またそこから近代国学への展開、といった研究課題に迫るための準備作業である。それは一つには精確な史料に立脚して議論を行うため、という実証手続き上の意味を持ち、また一つには、明治も後半期になって、近代的学知の形成過程において、本居豊穎がいかにその家学を位置付けていこうとしたかを明らかにする、という意味を持つものである。

### 三、本居文庫本「古学本教大意」

では、以下に「古学本教大意」の翻刻を掲載する。底本は東京大学文学部国文学研究室所蔵本居文庫「古学本教大意」<sup>⑫</sup>である（写一冊、縦二四・一糎、横一六・五糎）。

#### 凡例

- 一、変体仮名は現行の仮名に改めた。また、字体は通行のものを用いた。
- 一、改行や欠字・平出・擡頭は底本のそれを反映している。
- 一、内遠自身によって加えられたと思われる加筆・訂正は、反映済みである。
- 一、全集本で削除された箇所は太字で表記し、あわせて全集本で追加された箇所を「」で括って表記した（校合には前掲イの全集本を用いた）。欠字の有無や送り仮名の異同、漢字と仮名の表記の違いについては、特筆していない。

#### 表紙

古学本教大意

## 本居弥四郎

私方家業として弘く指南 仰付られ候古学の大意根元ハ天地開闢  
 の始 天津神より次第に御伝遊はされ候て全世界の始より 神々の御定  
 遊され候大道に候へは 本朝を始全州万国にわたりて障なく動なき  
 正道の御制にて万物万事の始貴賤尊卑の分を立 天照大御神の  
 皇孫 邇々芸尊天降りましゝてよりその御子孫連綿として歴世の  
 天皇の御世々々天下を御治め遊され候 御政事則その道にて候へハ其  
 御遠祖を始神世に御功績有し 神々を尊ひ祭り給ふを最第一として  
 神々の靈威あらたにて世々治り来候此時ハ紛るゝ道も教も外に無く

候へハ学道の名も無く候処 応神天皇の御時唐土の書籍伝来して後  
 文字を用ひ給へるより我 本朝の事をも書記する事始りて書に和漢  
 の差別出来其後 欽明天皇の御時仏教渡り候てより儒仏の教ある  
 に対して元来の 皇国の伝を古事記に本教とも申神代よりの道な  
 れは日本紀に神道とも見え候へ共猶以前より馴来候常道の事故専  
 唱分候迄ニも無之候処 文武天皇大宝元年律令を御定被遊候而

禁廷大学寮中に四道之学を御立被成紀伝明経明法算道と称し候  
 初ハ算博士之外算道ハ兼学之博士ニ候処繁雜多端故に 聖武天皇  
 の御時文章博士明経博士律学博士と御分被成候律学者明法道にて  
 私共兼学仕候明経博士は経学にて候文章博士則紀伝道にて上古

二丁オ

より世々の歴史伝記を熟し其時々を年紀に合せて文章に書著  
 すへき学故に紀伝学と申候則只今の古学の事にて古伝によりて  
 学候故只今は專古学と申候四道の中にも第一に立られて博士も他の  
 三道は六位以下なるに紀伝道の博士ハ抽出て弘仁十二年より従五位下  
 の官と御定遊され候は 皇朝神世より 天皇歴世の学故専と重  
 し給ふ事と奉存候延喜式にも他官よりも第一に神祇式次に太政官  
 式を出され職原鈔にも最初に神祇官を出して次に太政官を記  
 され禁秘抄ニも先神事次に他事と見え 禁中毎年正月の奏事  
 始にハ昔より今に至るまでも 伊勢大神宮に懸りたる事を最初に  
 奏聞する例など、同意に御座候右等にて学道多き中にも古学の

## 二丁ウ

重く大切なる儀明白に候此学を国学和学など申は不宜候国学と申は禁中之大学寮に対して六十八カ国昔ハ皆同じく学寮ありて学生を取立る局にてそれを国学寮と申候へは一ヶ国限の称にてそれも其国にてハ学寮と而已申候又皇国之学を漢土異国等にては和学とも申へく候へ共我国之人我国之学を和学と申候ハ譬ハ本国之人国内ニ居ながら紀国人と名乗候と同意にて聞苦敷甚如何に御座候

皇国の学右之如くニ候処儒仏の教伝来してより元来の古伝に混合して次第にいつとなく紛れて古道古意明ならず別して乱世に学道すたれ来りしを憂ひて世々の学者の弁説もあれとも其人ニも古く久し

## 三丁オ

く混し来れる後に出たる人なれハやゝともすれば儒仏の意に紛れ清くハ離れ兼且ハ神代の古伝尋常之理にて心得兼候ニ苦しみて或ハ神代を漢土の陰陽五行の易の理に託し或は神仏習合の附会説をなしトクなどに迷ひ中世以来の説々世に神道者などいふ拙トクき類皆此中に候を憤発して古書古典によりて後世の惑をひらき古学の基を

再世に顕はし候近来の始は 水戸の二世の黄門卿万葉集の御釈種々の古書の校正別て大日本史礼儀類典などの御著述ありて其事にあつかれる学者たち又哥学に限りてハあれと浪花円珠庵の契沖阿闍梨など其端をなしたれとも猶其後も山崎垂加流の神道など混合の学行はれしを京 稻荷山の神職羽倉斎宮荷田東麻呂専儒

三丁ウ

仏意を離れて学道をたて夫より遠江国 加茂社司の一族なる岡部衛士加茂真淵田安公に召されて江戸に出専古書を解説して著書数多に古意をのへ弘め候私祖父本居中衛宣長も自憤発して世上之学道混雜之流弊を改正せむと古書の意により古事記の伝の著述を志候比より真淵の教を継候て生涯数部の著書を弘め古学道を大成いたし諸国ニ門弟五百余人を取立亡父同苗三四右衛門大平も志を継て益研窮して著述いたし候而諸国の門弟千百余人を取立只今私に至り申候

上古の本教大道は始ニ申候如く天地開発有功之 神々ハ即天皇を始め奉り臣民までも皆其 神裔ニ候へは一統に遠祖の

## 四丁オ

神を敬ひ宮社に祭り汚穢を禁し 神威を蒙り万事神代の

事迹によりて執行ひ給へるか則天下の政務にて神道と人道と二ツ  
無く候其如く二臣民も世々の 天皇の御政に随ひ尊卑上下一致に  
和して貴人ハ世々に貴く諸臣各その職を世々に伝へて貴賤の混乱  
なく系統を重くして他より窺ひ妨ぐるなく信義を守り威武を  
を専として時々叛く者あれば征し甚簡易にて行ひやすく万代不易  
の法制ニ候漢土ハ是に違ひて系統の尊卑をいはずして人徳を貴ひ  
五常など常にいへとも内心の信義に薄く理を先として武に疎し  
此故に王統つゞかす代々かハりて文飾礼智の表を専として賤臣も時  
を得れば帝となりて是を徳のする所といふ故に徳者の、まねひをし

## 四丁ウ

仁慈をもて人民をなつけ謀反する者世々に多く遂さる時は罪人と  
すれとも遂る時は国王とし恐れ随ふ故に代かはりたる時の興業  
の王は皆前王を亡ほして位を奪へる者にて前王の時ニハ必臣民  
たる外なし此弁ハ祖父の著述の直毘靈に詳に候へハ申ニ不及候  
本朝の 神制は是に反する故に 天皇万世一世の如く正系乱れず

大臣巨傑といへとも窺ひ侵す事あたらず馬子蝦夷入鹿将門  
 頼時貞任の如きも暫時に亡ひ後世北条足利の如き八九世十三世の名ハ  
 あれとも始終その世々乱れて治まらずつひに亡ひたるを今 御当代  
 將軍家は世々 朝廷を尊奉し奉り給へる故に古昔より例なき  
 まての御治世なると思ひくらへて知るへく今日にいたるまで

五丁オ

宝祚の動かさる事泰山の如し此一条にても 神制の古道の尊く勝レ  
 たる事明白にて又漢土と信義の厚薄の差異有る趣も知らる々  
 事に候

今時諸人を教育指南する所の古学の大意も前件の旨趣を以て  
 万国にわたり障なく甚簡易にて貴賤となく当時の御政道に  
 随ひ奉る事昔にかはらず誰とても行ひやすき教にて少くハ  
 身をたて家をたもち大にハ国を治め天下万国を服仕さする  
 道に候かく一言に申す時ハ和漢夷狄の教も同一にて相違無き  
 様に聞え可申候へ共その中に異邦ハ異邦の学風ありて習俗流弊  
 同しからざる所あるを中昔より以來混し来れるより 本朝の古道

## 五丁ウ

明ならさりし所を弁しその非を論するも又古学道を純粹に磨く術業の一端にて止むるを得ざる自然の時勢に候その故八千有余年儒仏に混し慣来りたる旧習諸人の心の底に残りて一言一句の中にもその意を含む事あれハ是を弁知せしめずしてハ清明なる古意顯れ難く一步の差違千里隔絶の誤となりて大道の妨をなし大に上下尊卑自他の転倒の誤となる恐あれはなりされは今古学初心の急務ハつとめて儒仏外夷の学の皇国の本教に背き違へる所あるを知て惑はざるを肝要とす是みたりに外国の学を憎みていふにハあらず難なく宜き処は採用してすす只古意の正道の妨となる条々を弁し教示する

## 六丁オ

にて候たとへハ鏡玉の如きハ元來清明玲瓏の質なるを煙霧汚塵の曇をうくる時ハ本体を暗まし質をそこなふ故に是を洗滌琢磨してもとの光輝に復せむとするか如く塵埃の汚も年を経れハ鏽をも生て朽て光をも失ふを強て急速に削り去らむとすれば本体に瑕をつくるにいたる事もあれは磨

光するにも意をひそめ術を尽す如く異国の風習の悪弊を漸々にさとし清め大道の光輝をそこなはず顕はし出さむ事を要とし旧来の美質に復せむ事を専と仕候元より他道を借らすして正大なる古伝の事蹟を教示して足ぬ事なき国体なるに他教混乱してより何事も久しく馴来れハ無益の物も益ある

六丁ウ

如く非義なる事も道理の如く心得誤り惑が庸人の常態なるを一洗して上古の真正の意にかへらむ事を教ふるにて候他道の混乱たに無くハ其世々の時勢に随ひ 公然たる御制度を守りて他に論すへき事もなく 神事を重んじ 神威の守護益々顕れて疑ふ所もなく学者ハ唯古伝を守り教伝へて散失なからしめて事足れるを儒理の見識にて故ある 神社をも漢土の淫祠の如く思ひ誤り仏者ハ我道を尊くせむとして 神々を仏の垂跡なと跡形もなき方便説を出していやしめ奉り汚穢不浄を禁する 皇国の古例を物の数ともせず 神々を蔑如し奉るより 神威の御怒に触れて禍害も起る事

## 七丁オ

にて是ハ神代より深き由縁ある事に候

近來流布せる西洋風の理学は実用にあたりて精妙にて漢唐

の名目外飾勝なる空理にハ大に勝りたれとも窮理の為に人体を

剖解し尿糞汚物をもいとはす水火に分離する術などハ是又

本朝の汚穢を忌む 神教に反して宜しからぬ上に国俗すへて利に

奔りて王臣を始国の制度も交易を専として商賈の意に等

く甚賤し人心の反覆利によりて変し信義忠厚の意に乏し今ハ

いまた医薬窮理機巧のミの条々に我國の人心をよする而已なれば大害

を顕ハさゝれともその国俗に伝染せハ篤義の我国風漸々輕薄利用

に移りて政制の禍害となる事必出来るべくその期にいたりては

## 七丁ウ

急速に禁し難かるへけれハかねて心得有へきなり往年耶蘇

宗門の大害有しにても明白なるを幸に早く御制禁有し

御英断誠に尊し西洋諸国魯西亞等の法教ハ皆此切支丹の

宗派なるよしなれハ心すへきことなり

儒仏の道は古く伝來して馴來れる教なれば其まゝに非をも論

せすして 皇国の温和正大なる意にて見過してさしおき度物に候へとも前件の如く我大切専務なる古道の妨となる条にはやむ事を得ず憤発して論するより穩当ならぬ如く思候て始は信せず怒もして論しかへさむとする徒も一旦は多かりしをも漸々諸人の心にもその理あるを会得せしより今にてはあやしみ驚く人も稀になりたるはもと

八丁オ

より 皇国固有の正道にて破り難く譏り難きにより仏者も口をつくみ儒流はまして恥る方もありて中にも志ある儒学者はや、皇国魂を振揮せる輩もまゝある世となりて復古の時勢を顕はせるも治れる 御世の御恵にておのつから 直毘大神の御靈威と被存候て尊き事に候

今世の人我は殊更に儒仏をも学はされはその意に混せずと思へとも猶數百年來世上一般に耳自に馴れ混し来れる中にあれは清くは離れかたく此意を離れざる時は古学の正意も耳に疎く心に徹しかたく古書をよみても混したる意にて見る時は専要なる所に心とまらず文飾に迷ひ字義に泥みて古意を得難ければまつ右の如くやむことを得ざる

## 八丁ウ

急務を弁し論して後古書ともの文を追ひて解説する時は古意をよく得て疑ふ所なく候

すへて教法ハ何れの国之道も人の為悪かれとする教ハ無き事に候へハ大意ハ皆同しくて異なる事なしと思ふ人もあれと大意同しとて皆同一にて害なしといふハ見識の無きより既に迷へるにて道異なれハ必教も異なる所あり一にハ其国俗風土の差違によれハ国異なる時ハ用ひ難き方もある事論せずして明なり二にハその教の立かた「き」に広狭公私虚実ありこれハ是非を精究して弁別すへし似て非なるもの世上に多し三にハ各好む所眼目の付所によりて固僻をなし異論を生ず是ハ正大公道なる眼より見る時ハその僻分明なりその正邪を知るにハ

## 九丁オ

万国万法互に異同ある中に共に同しくて異なる事なき所ハ皆正しくて論するに及はず互に異を生ずる所にハ何れにか非ありと知て考究する時は必其異を発する所に習俗の狭見私曲か固僻かを顕はすへし是学者の妄説に惑はされざる専用的心得にて候  
 仏道の非はやや知る人も多けれども漢学の非はふとは心付難く知る人少し

すへて漢土は文飾驕奢に流れて 皇国の質素篤義なる風に  
 反し漢地は虚名に走りて物を世々に改易することを好み  
 皇国は朴実を守りて古轍をふみ万事変改あるをきらふ風俗にて  
 是ら天壤表裏の差違あれはその弊を并し除きて上古の美質に  
 復すへき意を専務に教授いたし候かくの如き時は 天祖の神慮

九丁ウ

に叶ひて 神威を増し靈応もまさるへく 皇朝の真に尊き  
 事万国にすくれたる由縁をしりて外夷の妖言悪風俗に惑はさ  
 れず天下の政基を堅固にして無用の費弊をはふき質実を貴ひ  
 浮美をいやしめ万民志を精一にして確乎たる大和魂を磨光し  
 出し臣民一統に国体の尊き由来の本源をわきまへ異国の比類に  
 あらさる事をしりて 君の所為 国の大事には妻子をかへりみす身を  
 捨む事をも物の数ともせず諸蛮夷一時に仇をなし来るをも恐る、  
 意なく防禦等身命をいとはず平常は泰平をたゝひ各職分家  
 業を守りて奉仕の志他事なきを古学の大旨といたし申候  
 神代之 神々の御稜威それ／＼の始をなし給ひ専と司とりて万世に

## 一〇丁オ

かハらず靈験 神託等ある事ハ一紙上に申尽し難く候へハ略し申候只今  
 さしあたりて常に解説講談等專といたし候正面の本書ともの目ハ古事  
 記日本紀以下正しき歴史神書類古語拾遺律令格式の書とも万  
 葉集等にて候旧事記大倭姫命世紀杯は後の纒入文有て取捨いた  
 し申候東鑑平家物語以下武家の記録軍記太政官符古文書等

繪紳諸家記録姓氏録和名抄等之類見合之書「類」数多有之候此余  
 兼学いたし候類ハ歌ハ神世より真情をのふる物に候へは是をすれば  
 まのあたり上古の人の語のまゝに聞か如く心の底まで察せらるれハ正史にも  
 まされる事ありその意を熟知するにハみつからもよミ試されは疎し  
 又古哥を釈したる書も多し哥書は甚多く古今集以下廿一代の勅撰

## 一〇丁ウ

哥合家集私撰「の類」名所故事等の書ともあり又かな文章「には」紀行日記物  
 書類の学あり物語には実記あり作物語あり作物語といへともその時代の  
 家居服飾情態内々のさまをしるにはかへりて表たちたる書「よりは勝れり」にては知  
 かたきを考ふるに便あり哥文に付ては語格てにをはの学あり是も  
 会得せされは意のたかふ事あり是を知らざる故に儒者の經書の訓

点などには大に誤ありて解する所とよむ所と意のたかへる事さへあり  
 明法学は続日本紀以下の正史にあつかる事多く末書等も有此余  
 有職学は官位服飾装束輿車弓馬の故実 行幸大内裏殿舎  
 礼儀進退等にもわたり北山抄西宮記江家次第等諸家日次記録の  
 学古人伝統系譜諸国風土山海地理名所古今郡郷異同田園等之学

一一丁オ

にも及び申候猶雜傳にいたりては古器古瓶之図紋画卷物古印古認之  
 図考管弦蹴鞠香茶放鷹饗饌の故実古医学大同類聚方  
 神医方之類珍書真偽の考等まで諸道にわたりて甚多端に候へ共  
 是等は余力次第にて本教の正面には無御座候  
 古学の正面を総括して申述る時は 皇国は天地の始諸万国よりも  
 先たちて最初第一に 大神の生成し玉へる靈妙の国にて四夷諸藩  
 国の祖宗たる本洲なれば外国とは異にて天地の始よりの実伝明白に  
 つたはれる事他に此類なく山海之諸産物全備して足らぬ事なく  
 別して人命をつなく食の本なる米穀万方に勝れたるは神世より  
 由ある事にて是によりて「又」人心猛威に義氣強く「して」武を専として

## 一一丁ウ

水火をも避ざる性質古今の人情自然に備り国体と、のひ程よく  
 広大ならすして四面に殊更に荒海を廻らし外より侵し難き地勢  
 ありしかも無用の冗地稀にて人種戸口の土地の小なるに合せては  
 夥しく稠密なる事は異邦繁盛なる国といへとも不毛の冗地山川  
 多く広きに合せては戸口少く大小を算計すれば数倍にあたり是等  
 皆天地間中の地に無類抜群の事にて人力の及ふ所に非ず偏に  
 天神地祇の殊なる 御恵によりて万国の初に造立まし〜て始祖  
 天照大御神の生出ませる御本国なるか故なりかく類無く万国中  
 最上の「如此万国に勝れたる」 皇国に住「生れ」なから中古以来異教の妖言に惑ひ他を羨み  
 恐れ自劣弱卑怯の意に落るは甚しき誤にてくちをしき事ならずや

## 一一丁オ

さる故に是をさとさむとする古学の「が」本意にて 本朝の尊き故  
 由を第一にのへ異国は劣りて教法も僻事ありて取捨の心得なくては  
 叶はさる趣をも弁せずしては又我国のすくれたる由も諸人の会得し  
 難き所あればさとし示して精一なる心を起さしめ上古の意に復し

て国体をますく強大和順にかため異教の迷塗に落さる様に

皇国合一の古意を述て教育仕候事即今の古学の主意たる所

に御座候 以上

右之趣加納兵部安田長穂「穩」にも見せ申候所異論無之趣申出候

嘉永七年甲寅九月

#### 四、豊穎の隠したもの

では、具体的に本居文庫本と全集本の差異について検討し、「今はいさゝか省略したる条」とはどのような内容だったのか、見ていくことにする。豊穎自身の言によれば「甚長文にて重複繁雜なる点もあれば」省略したのだというが、こうした評価で十分なのかどうか、あらためて考えてみたい。以下、三つの点から分析してみよう。

##### (一)「儒仏の道」

本居文庫本に目を通して、前半は全集本と大差ないのだが、七丁裏になると違いが目につきはじめる。八丁裏にかけて、全集本に見当たらない箇所が続くのである。その主張の内容はというと、儒仏批判である。既に一通りの中国批判や儒教批判、仏教批判は六丁までに行われているのだが、それを踏まえて内遠は、現在では「皇国固有の正道」がそれなりに認められるようになって、仏者も口をつぐみ、儒者の中には「皇国魂」を発揮する者もいる世の中になった、と述べる。だがやはり、内遠によれば、数百年と世上一般に馴れ混ざってきたものである儒仏の意から清く離

れることは難しいのであって、依然として古学学習に先立って儒仏批判が必要なのだという。

内遠は九丁でも重ねて漢学の非の気付きにくさを主張し、「皇国」と「漢土」を対比した上で、「臣民一統」に「国体」の尊さの本源を弁えるように説き、「国の大事」にあたっては防御に身命を惜しまず、平常には職分家業に依じて奉仕することこそが「古学の大旨」(一)なのだと述べるのである。

全集本でも十分に儒仏批判の意図は伝わってくるのだが、本居文庫本からはそれがいつそう強く感じられる。特に儒仏を学んだわけでもなく、自分がそれに染まっていると思っていない人間でさえ、世上一般の数百年の馴れ故に、清く離れることは難しいと主張するあたりは、極めて執拗な批判である。

しかし、中国に対する強烈な批判を伴うこうした主張が、明治版全集の段階で、積極的な意義を有していたとは考えがたい。西洋文明の積極的な移入が始まって久しい日本のナショナリズムにとって、中国の影響は後景に退いていた。<sup>(13)</sup> また、仏教も近世期に有していた特権的な地位を既に失っていた。そうした状況の下で、内遠のこれらの批判が「甚長文」なものとして、近世の国学者にまま見られる家職奉公論ともども、省略されることになったのだとしても、不思議なことではないだろう。

## (2) 「諸道にわたりて甚多端」

一〇丁以降、儒者批判とともに、古学のような研究対象、考証すべき書目やジャンルが挙げられている。しかしながら「是等は余力次第にて本教の正面には無御座候」とされた具体例の多くが、全集本では削除されている。なるほど確かに「繁雑なる点」ではある。だが、内遠は考証的な学風で知られた人物であり、<sup>(14)</sup> そんな彼にとっては列挙するに値した項目だったのだ。一九世紀における所謂「考証家」と呼ばれる人々の活躍については近年議論が少なくない。<sup>(15)</sup>

こうした関心の広がりの中に内遠、ひいては当該期の本居派国学も存在したわけである。

だが、こうした「雑博」な考証は、いかにも時代遅れなものに見える。「管弦蹴鞠」等もさることながら、「古医学大同類聚方神医方」がその端的な例である。明治時代に入ると、西洋近代医学の流入の中で、「和方」と呼ばれる国学と対応した医学の一派の説得力は消え失せ、和方派の依拠する『大同類聚方』や『神遺方』も、偽書とみなされていくことになる。<sup>(16)</sup>かくして豊顕は「本教の正面」、あるいは当時も通用すると思われた研究対象だけを、例として残したのではなからうか。

### (3) 「外国」とは異にて」

一一丁表から一一丁裏にかけては「古学の正面を総括して申述る」ために「皇国」の優越性が縷々述べられているが、全集本では記述がかなり縮められている。うち、「皇国」が「万国」で「初」に「大神」あるいは「天照大御神」が生んだ国であるという点については、まさに「重複」<sup>(17)</sup>して「繁雑」な箇所であり、それ故に省略されたのだと見て差し支えあるまい。

むしろ注目すべきは、「食の本なる米穀万方に勝れたる」ことを説いて米を誇る議論、また「無用の冗地稀にて人種戸口の土地の小なるに合せては夥しく稠密なる事は異邦繁盛なる国といへとも不毛の冗地山川多く広きに合せては戸口少く大小を算計すれば数倍にあたり」という国土の稠密性を誇る議論であろう。後者は一見、国土の狭さに関する負け惜しみに見えなくもないが、藤田雄二氏によれば必ずしもそうではないという。氏は近世日本における自民族中心的な思考を分析して、米をはじめとした生産物の豊かさや、国の規模の適正さにも、日本の優越性の所以が求められていることを紹介した。<sup>(17)</sup>どちらの点についても、本居宣長も主張するところであるといいい、<sup>(18)</sup>内遠のこの議論も、

その延長線上にあると考えられる。

しかし、日本の優越性を語る際のこうした論拠は、藤田氏によれば「徳川の平和」がもたらした秩序と繁栄」によって提供されたもの<sup>(19)</sup>であり、国土の狭さを肯定し、またその豊かさを米に集約させた日本中心主義的言説を、二〇世紀段階の本居豊穎は採らなかつたのである。

## 五、おわりに

以上、本居内遠著「古学本教大意」のこれまでの扱われ方を概観して、内遠の息子である豊穎によって部分的に省略されたものが流通してきたことを指摘した上で、本居文庫にある伝本居内遠自筆稿本を翻刻するとともに、豊穎がこの著述を全集へ収録するにあたって改変を加えた様子を明らかにした。雑駁な検討ではあつたが、執拗な儒教・仏教への批判が削られ、瑣末な―そしておそらくは時代遅れになつた―考証対象への言及が避けられるとともに、日本の豊かさを米に集約させた言説や、国土の狭小さを肯定した議論が除かれていることを示した。

日本における近代的な人文学の形成過程において、このような全集の編纂が大きな意味を持つたとするならば、その途上で選別・排除されていった言説は、新しい学問体系の中では旧時代の遺物扱いされたのだと見てもよいだろう。全集本「古学本教大意」は、そうした時代遅れな部分の切除によって成り立っており、時代に即して父祖の学を広めようとした本居豊穎の努力の跡をそこに窺うことができるのではないだろうか。

とはいえ、嘉永七年という時期に本居内遠が主張したことの意味自体は、豊穎の作為によって、かえって捉えがたいものにされていた。本稿ではそちらについては正面から分析することができなかつた。当該期に「古学本教大意」

と古学所の有した意味、ひいては宣長没後から近代に至るまでの本居派国学の歴史的展開を、社会的広がりを見据えて検討していくことは、困難ではあるが魅力的な、今後の課題である。

## 註

- (1) 久米幹文「本居内遠翁略伝」『このころの華』一〇（一八九八年）、二三頁。廣池千九郎「本居内遠翁夫人藤子刀自の小伝」『國學院雜誌』第九卷第九（一九〇三年）、三六頁。
- (2) 小野将「国学」の都市性―宣長学のいくつかのモチーフから―鈴木博之他編『都市文化の成熟』（東京大学出版会、二〇〇六年）、四〇二頁。同「国学者」『シリーズ近世の身分的周縁？ 芸能・文化の世界』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、三〇六頁。
- (3) 堀内信『南紀徳川史』第十七冊、復刻版（一九九〇年、清文堂出版）、一一九頁。
- (4) 鈴木淳「本居豊顕伝」國學院大學日本文化研究所創立百周年記念論文編集委員会編『維新前後における国学の諸問題』（國學院大學日本文化研究所、一九八三年）が、この前後の事情に詳しい。
- (5) 和歌山市立博物館所蔵「類集」九卷。この史料群については三尾八朔「紀州藩御目付の記録『類集略記』」『和歌山市史研究』三一（二〇〇三年）を参照のこと。史料群の参照、検討にあたっては、山下奈津子氏ら和歌山市立博物館の方々にご高配を賜った。この場を借りて、お礼申し上げる。
- (6) 安政二年正月八日付高玉民部宛平田鏡胤書簡。近世社家文書研究会「相馬地方における平田鏡胤書簡―解題と翻刻―」『國學院大學日本文化研究所紀要』第八九輯（二〇〇二年）【二十八】。
- (7) 以上、山本嘉将『加納諸平の研究』（初音書房、一九六一年）、七四〜七九頁。なお、田林義信「紀州藩の国学」『和歌山の研究』二卷（清文堂出版、一九七八年）は、『加納諸平の研究』に負うところが多いとする（三〇六頁）一方で、「紀伊藩国学所」（若山に設けられたものを指すのであろう）については、「（加納）諸平の建議によって設けられた」として

いる(二七九頁)。

- (8) 武田秀章「安政・文久期における小中村清矩の国学観―明治国学の一前提―」『神道宗教』二〇四・二〇五(二〇〇七年)、藤田大誠『近代国学の研究』(弘文堂、二〇〇七年)、特に二五八、二九一頁。
- (9) 渡辺浩「道」と「雅び」―宣長学と「歌学」派国学の政治思想史的研究―(二)～(四)完『國家學會雜誌』八七(九・十、十一・十二)、八八(三・四、五・六)(一九七四、七五年)、八八―五・六、一一―一二頁、二二―二三頁。田林前掲「紀州藩の国学」、二九五頁。
- (10) 「日本古典籍総合目録」でも、今回検討したもののほかの版は確認できなかった。
- (11) 前掲の諸版は、いずれも「安田長穂」とすべきところを「安田長穂」とするなど、豊顕校訂本の誤記をも踏襲している。
- (12) 本居・家三四四。雄松堂から一九九七年に刊行されたマイクロフィルムの番号は0448(これを参照した)。東京大学文学部国文学研究室には、利用に関して便宜を図っていただいた。ここにお礼申し上げます。
- (13) 日本のナシヨナリズム形成と中国、また西洋の関係を考える際の参考になる著作として、三谷博『明治維新とナシヨナリズム』(山川出版社、一九九七年)を挙げておく。
- (14) 前掲『本居全集』首巻(明治三六年)の例言も、「内遠翁の考証に周密なる」ことを特筆しており、当時内遠の学問の性格が考証的だと考えられていたことがわかる。また例えば、内遠の天保六年二月一日付内池永年宛書簡を見てみると、門人の持つ地誌や国絵図、産物書上、古書画写、金石拓といったものの写しを求める彼の姿が窺える。福島市史編纂委員会『福島市史資料叢書 第五八輯 続・内池永年集―みちのく社中Ⅱ―』(福島市史編纂室、一九九二年)、一九四頁。
- (15) 藤田大誠前掲『近代国学の研究』一三―二三頁に詳しい整理がある。
- (16) 富士川游『日本医学史』決定版(日新書院、一九四一年)、四九五―四九八頁などを参照。
- (17) 藤田雄二「近世日本における自民族中心的思考―「選民」意識としての日本中心主義―」『思想』八三二(一九九三)、一〇八―一一頁。
- (18) 藤田雄二前掲「近世日本における自民族中心的思考―「選民」意識としての日本中心主義―」は、前者については「玉くしげ」を、後者については「呵刈葎」を、それぞれ引いて論じている。
- (19) 藤田雄二前掲「近世日本における自民族中心的思考―「選民」意識としての日本中心主義―」、一〇八頁。

- (20) 例へば Michael C. Brownstein, "From Kokugaku to Kokubungaku: Canon-Formation in the Meiji Period," *Harvard Journal of Asiatic Studies* 47. 2 (1987) ㊦ Margaret Mehl, *History and the State in Nineteenth-century Japan* (Macmillan Press/St. Martin's Press, 1998), p.60.

# 岡熊臣『三大考之追考』の「天地泉」

— 靈魂觀研究の序として —

小林 威 朗

## はじめに

津和野の神職国学者である岡熊臣は、文化四年（一八〇七）に『三大考之追考』を著している。本稿の目的は、この著作を分析することにより、その位置付けを考察することである。まず生年からの略歴を示し、その上で熊臣に関する研究史を靈魂觀に着目しながら概観したい。

岡熊臣（天明三年～嘉永四年、一七八三～一八五二）は、石見国鹿足郡木部村の富長山八幡宮とみながやまの神職家に生まれる。父忠英の影響により幼い頃から学問を好み、十四歳で津和野藩士佐伯種孚について歌を学び、十五歳のときに本居宣長の『玉鉾百首』を見てその学問に傾倒する。享和元年（一八〇一）に宣長とその門人小篠敏（浜田藩儒学者、父忠英の友人）が同じ時期に没したということもあつたが、翌年には最初の著作である『皇国史略』を著わすまでにその

学問は蓄積されていた。そして、文化四年に当時山陰で宣長の学問を広めていた出雲の千家俊信（清主）に入門し、そのころ『三大考之追考』を著わす。同五年には、江戸へ遊学し今井秀清（後の大國隆正）と出会い、翌年彼の紹介で宣長門人村田春門に入門する（同年中に帰国）。同七年には、漢詩をつくることをやめ熊臣（それまでは忠栄）と改名している<sup>(1)</sup>。

これまで熊臣に関する研究は、主に神道学や思想史の分野から行われている。例えば、前者においては神葬祭復興運動<sup>(2)</sup>や靈魂観・死生観研究<sup>(3)</sup>が、後者においては「淫祀」論等<sup>(4)</sup>の研究が挙げられる。その結果から、研鑽を積みながら多くの著作を残し藩学に登用された国学者であり、また神葬祭復興運動を成し遂げた神職であるとされている。つまり、「理論と実践」を併せ持つ神職国学者と評価されているのである<sup>(5)</sup>。しかし、理論面の研究については、多くの論者が靈魂観や幽冥論に触れているにもかかわらず纏まった論考は少なく、十分な蓄積があるとは言えない。

例えば、村岡典嗣は「復古神道に於ける幽冥観の変遷」<sup>(6)</sup>において「彼等（平田の門下門流）に於いて、思想上著しく認められる発展の跡は、応報てふ考の自然の結論として、死後幽界に於ける靈魂の部、所について、それ〴〵説が生じた事である」と述べ、熊臣の説を六人部是香の説（幽界に神位界と凶徒界が存在する）や矢野玄道の説（神界、仙界、妖界がある）と並べて次のように紹介している。

善悪に関せず、本つ魂は根国を経て黄泉にゆき他の魂は此世に長く止つて、幽冥界に入るとして、篤胤説と宣長説とに折衷を試みた（熊臣の千代のすみか）

河野省三は『国学の研究』<sup>(7)</sup>において、熊臣の『千世の住処』を複数の国学者の説（死後靈魂は黄泉に往くとする説、墓所に留まるとする説、天宮に登り神になるとする説）を「折衷的統一の見解を立てたもの」として紹介している。その中で熊臣は、人は死後「神となりて、此世に、とこしへに、留る物ぞと思ひ」という信念を持っていたこと、宣

長も最晩年には山室山に霊の鎮まり場所を定めたという事実に影響を受けて「生死落着安心などの沙汰」を研究したことを述べている。

佐野正巳は『国学と蘭学』<sup>(8)</sup>のなかで本居宣長の学問を發展させた人物として熊臣を位置付けている。そして熊臣の『三大考之追考』『霊の梁』および『千世の住処』を次のように紹介している。

「三大考之追考」は、…（中略）…その全文を宣長が「古事記伝」巻一七の末に付載した門人服部中庸の「三大考」の熊臣評論である。「三大考之追考」は、中庸や、それを發展させた「霊能真柱」の著者、平田篤胤の説とはやや相容れない説が紹介され、文化一三年（一八一六）野々口隆正の紹介により篤胤に会ったのを機に「三大考追々考」ともいふべき「霊の梁」を著わすのである。（九〇～九一頁）

また、「文政五年、宣長の墓に詣で、春庭に会い没後の門人とな」ったことが契機となり『千世の住処』を草したとされている。そして、

熊臣は、神職として熱意をもってこれ（霊魂の行方の研究―筆者注）に当たり、神葬祭復興運動の心的な面を推進していくのだった。神葬祭運動には、古典研究、霊魂研究を論拠とした神道思想が根底にあったのである。（九六頁）

と述べて、これらの著作が、熊臣の生涯において最も重要な出来事の一つである神葬祭復興運動の原動力になっているとしている。

安蘇谷正彦は「岡熊臣の『死』の問題」<sup>(9)</sup>のなかで、神葬祭復興運動を行った熊臣の死生観、霊魂観、死の対処法の三点に着目し、宣長と篤胤の思想と比較しながら論じている。そのなかで、熊臣は「死を悪事や禍いの中でも究極のもの」と捉え、「憂ひ悲しむべきこと」としていることから「宣長、篤胤説と一致する」としている。また、熊臣は

「本霊」と「奇魂・幸魂」等に分かれるとする考えから、死後黄泉に往くとする説も、幽冥界に往くとする説も、「一面的」な論だと否定しているが、その考えは「本霊が夜見国へ行くという考えは宣長から、幸魂、奇魂が幽冥界に行くという考えは篤胤から採用し」「人間の霊魂を二つ以上に捉え、死後の霊魂の行方も二ヶ所に分けることによって、宣長、篤胤説をうまく調和させ、熊臣独自の説を形成した」としている。熊臣の死後観については篤胤が有していた「霊魂に対する審判」の思想がなく、「冥罰の考えさえ見当たらない」ことから「この世における人間の努力によって、死後安心が得られるという篤胤のような思想体系」ではなく「宣長のように神々に委ねる安心論に近い」としている。以上のように先行研究を概観すると、熊臣の霊魂観はその到達点とされる『千代の住処』は分析されているが形成過程は全く研究されていないことがわかる。

『三大考之追考』は、熊臣の霊魂観を決定づける三つの著作（『霊の梁』（文化十三年）、『千世の住処』（文政五年））のうちの一つである。これらの著作は、熊臣の霊魂観や幽冥論、さらには安心論を研究する上で着目されているが、それぞれの著作の研究は十分なされていないと言いたい。さらに『三大考之追考』は、その書名が表しているように服部中庸が著し、本居宣長の『古事記伝』巻一七に収められた『三大考』に関係する著作であるにもかかわらず、その内容を分析した研究は皆無に等しいという現状もある。

そこで本稿では、熊臣の霊魂観形成の「前論」<sup>(1)</sup>ともされている『三大考之追考』の分析から、熊臣が考えていた「天地泉」を明らかにし、熊臣の霊魂観研究の基礎作業とすることを目的とする。<sup>(2)</sup>まずいわゆる「三大考論争」に関する先行研究を概観することにより、『三大考』の問題点を抽出する。その問題点を踏まえつつ『三大考之追考』を分析することにより、熊臣が『三大考』をどのように受け止め、何を批判したかを明らかにする。さらにその分析から、熊臣が霊魂観や幽冥論を研究していくこととなる契機としての『三大考之追考』の位置付けを確認することで熊

臣の靈魂觀研究の一助としたい。

## 一 『三大考』の問題点

はじめに、中庸の著書『三大考』とそれに端を発するいわゆる「三大考論争」に関する研究を概観することにより、『三大考』の問題点を抽出し、熊臣の『三大考之追考』を考察するうえでの補助作業としたい。

西川順土は「三大考を中心とする宇宙觀の問題」<sup>(13)</sup>において、版本『三大考』、本居宣長が書入れた「三大考草稿」<sup>(14)</sup>、『古事記伝』の三つを比較している。その結果、西川は「三大考は宣長の訂正を経たことが明らかになると同時に、宣長の所説が古事記傳に述べた所と異つて來たこともあきらかになつた」と述べている。そして『三大考』以後に問題となる事柄の内①「天地開闢について」、②「月讀命と須佐之男命について」、③「黄泉國について」の三つを、平田篤胤等の学派と本居大平等の学派の著作を引用しながら解説を加えている。まず、①については次の三つの論点に分けられる。

(イ) 神が天地を創造したのでなく、天地先づ成りて神が生じた事

(ロ) 葦芽の如きものは天地となるのではなく神となる物である事

(ハ) 三大考等の所説が外國の天文説によつて構成されたのであつて、古學者の執るべき態度と云へないこと

②については、『古事記伝』中で宣長が仮説に留めていた「月讀命と須佐之男命が同一神である」とする説を、中庸が『三大考』において断定したことが問題となる。③では、『三大考』において初めて「靈魂の歸所としての黄泉國」を月としたことが論争となる（西川は「宣長の指教」によることを論文中で明らかにしている）。

また、西川が『三大考』とそれらをめぐる論争を一貫して「神學に關する論争」と位置付けていることは神道学の立場からの研究として傾聴に値するであろう。

小澤正夫は「三大考をめぐる論争」<sup>(15)</sup>において、版本『三大考』と宣長者「天地図」に「類似點」を見出している。また『九山八海解嘲論』や『天文図説』『真曆考』といった宣長の著作や門人の小篠御野との關係から、宣長はこの当時「洋學即ち蘭學」に注目していたことを示し、「彼はこれ（西洋の天文学―筆者註）を以て早速儒佛の宇宙論を論破すると共に、我が古傳の天地開闢説に新しい基礎を與へようとしたのである。かういふ意圖の下に著されたものが、…（中略）…中庸の三大考である」としている。また、宣長の没後には、大平一派と篤胤の間に論争が起こったことを述べ、その根本には古伝の解釈方法や蘭學に対する考え方の違いがあることを指摘している。そして、「三大考の論争は、畢竟本居學と平田學との對立である。この両派の學説を簡單にいへば、前者の非合理主義、信仰主義に對して、後者は合理主義、科学主義であるが、また後者の雜學的傾向から、前者がその國學としての純粹性をまもろうとしたのがこの論争である」としている。

小澤はこの論文の最後に「何故こんな本を記傳の付録にしたか」という問いを立て、その答えを「宣長が儒佛の宇宙論に對抗すべき自らの宇宙論を求めていた」と考え、その後中庸、篤胤と發展していく思想（Ⅱ「國學の思想的展開の主流」）が「新しい雄大な國家主義的宇宙論を完成した」という見通しを立てている。

西川は前掲論文から約三十年後に再度『三大考』に關する論文「三大考の成立について」<sup>(16)</sup>を著している。この中で、宣長の「天地図」と『三大考』の比較を試み、その構想が「全く異つた」ものであることを示すと共に、「初稿本」の文言と「天経或問」「紅毛雜話」等の洋学書を比較することにより、「中庸の三大考に關連して背後に西洋の天文学の知識が作用している」ことを実証的に示している。後者の点に關して、「日地月を通して水と火が重要な部分を

占めておるのは天経或問が風水火地の四大の内でも特に水火を重くみる方法に近く、三大考もこの考え方から抜け切っていない」と指摘している部分は、後に篤胤が『靈能真柱』で批判していることを考えると重要であろう。また、それまで未発掘であった中庸著「三大考追考」「七大考」の分析を行い、「天文学の解説部分が詳細になり、三大から七大へと発展し」たことなどから、「中庸は科学的事実を追う態度を持ちつづけていたと思われる」としている。

中西正幸は「三大考以後」<sup>17</sup>の中で、大平、篤胤をはじめ小林茂岳、鈴木眼、夏目甕磨、佐藤信淵、六人部是香等が『三大考』以後に著わした各論の相違点を明らかにしている。本稿の立場から、この論考で注目したいのは岡熊臣の『三大考之追考』に言及している点である。<sup>18</sup>すなわち、

中庸は宣長の加筆を容れたにせよ、当初は黄泉国を地下にあらしめ、ここを靈魂の帰趨する処と思惟していた。岡熊臣も「大地の表上は顕国にて、裏下ハ根底の国」とも「天地泉ハ三ニシテ四也、大地ニ上下アレハ也」とも云い、…（中略）…死後の靈界を地胎中に定めている。これらの見解は大平・眼・茂岳・甕磨などに共通し、当時一般のものであつたろうことは疑いなくところである。（八九頁）

として、死後の世界が地中にあるとする国学者として熊臣を位置付けている。

以上、先行研究を概観することにより得られる『三大考』の問題点は大きく二つに分けられる。一つは『三大考』の文言に端を発する問題で、さらに①天地開闢について、②月讀命と須佐之男命について、③根国と黄泉国についての三つに分けられる。もう一つは、服部中庸の西洋天文学に対する認識や、本居宣長と『三大考』との関係といった『三大考』の背景の問題である。

そこで、次節ではこれらの問題点に注意を払いつつ、岡熊臣が著した『三大考之追考』を見ていくこととする。

## 二 『三大考之追考』の概観

『三大考之追考』（以下『追考』と略す）は文化四年五月に成ったもので、その著述のきっかけは中庸の『三大考』を読んだことであつた。（以下、本稿における『追考』の引用は加藤隆久編『岡熊臣集 上』<sup>19</sup>を用いる。また、本稿中の図も同書からの転載である。）

まず、熊臣の『三大考』に対する基本姿勢を把握するため、『追考』の冒頭部分を引用する。

服部中庸翁ノ三大考ト云ヘル天地泉ノ三ヲ考ヘ得ラレタル、誠ニ古事記ノ妙ナル伝ニヨリテ、カク万国ニ比類ナキ考ノ出来テ、目ニ見エヌ天地泉ノアリサマノ明ニ知り得ラルルコトノ有リ難キニ、己其ノ大ナル奇シク異シキ考ニツキテ、イトモ愚ナル意モテ、思ヒ得タルコトヲシモ筆ノ端ニ書キ出ヅルハ、イカニモヲコノ所為ナレドモ、思ヒ得タルコトヲシ空黙スベキニモアラデナム、左ニ記シ挙ゲツル。凡ベテハ、本書ニ譲リテ略キヌ。只其ノ不足ヲ補ヒ加フル志ノミナリ。見タマハム人等其ノ罪アラムヲバ、宥免シ給ヒテヨ。（二九五頁）

中庸の『三大考』は古事記に依拠して著された非常に優れた考えであり、目に見えない「天地泉」の様子がわかるというのは尊いことである。この靈妙な考えに対する意見をはしばしに書くのは愚かなことだけれども、考えたことを黙っておけないというのが熊臣の性分であつたようである。そして、その大凡の方向性は『三大考』に依拠しつつも、熊臣の考える「不足」を補つたのがこの『追考』なのである。

では熊臣は何に共感し、何に不足を感じ補つたのか。

○三大考之第一図ヨリ次々天地泉ノ所成形容ハ、皆彼ノ書ニ譲リテ略ケリ。コハ重ネテ云フ可キコトナケレバナリ。今ココニ己ガ考ヘ補フモノハ、タダ月讀命・素戔嗚尊ハ本ヨリ二神、マタ根之堅洲國ト泉トハモト一連ナリ

シガ、後ニ離レタルト云フ事ノミナリ。(二九五頁)

『三大考』で用いられた十葉の図の内、「天地泉ノ所成形容」に対する異論は無かったが、月讀命と素戔嗚尊の関係、根国と黄泉の関係の二点について問題視している。つまり、前節で抽出した『三大考』の文言を契機とする問題のうち、①については異論なく、②③については問題視しているといえよう。この二点について「不足」を補うため熊臣は議論を展開していく。

其ノ故ハ、マヅ高天原ト此ノ國土ト、此ノ國土ノ成レルサマノ考ノ図ニ見エタル如クナレバ、是ニ對ヘテ、根国ヲ思ヒ量ルニ、此ノ大地ノ上ノ方ニ連続キタルハ、高天原ニテ〔則考ニイヘル天日ヲサス。〕其ノ高天原ト連レル処ノ躋ノ処、則チ皇國ニテ、又此ノ大地ノ下ノ方ニ連続キタルハ泉國〔則考ニイヘル天ツ月ヲ指ス。〕其ノ泉國ト連レル躋ノ処、則チ根之堅洲國ナリ。イマダ天地泉ノ一連ナリシ時ハ、根底國ヲモ泉國トモ、泉國ヲモ根之堅洲國トモ云ヒシナリ。サレド、分レ離レテ後ハ、月ヲ夜見國ト云フ。〔夜見トハ考ニモイヘル如ク、夜見ル國トイフ事ニテ、則チ今現ノ月ナリ。〕其ノ離レタル跡ニ遺レル処ノ大地ニツキタル國ヲ根底國〔マタ堅洲國トモ云フ。〕ト云ヘドモ、是スナハチ上ノ方ニアル高天原ト此ノ國土、ナレルサマニテ對ヘ知ルベシ。大地ノ表上ニ皇國アルカラハ、下裏ニ根底國有ルコト、疑無キモノナリ。(二九五頁、〔 〕内は割注)

ここでは③の問題点に直接関係する部分から述べられている。重要なのは、「高天原」と「國土」の関係を「泉國」と「根之堅洲國」の關係に推し量るべき点としていっている点である。つまり、天と地の切れ離れた部分が「皇國」であるならば、泉と地が切れ離れた部分が根国であると考えていたのである(「天地泉一連之時図」参照)。そして天地泉が連続していた頃は、根国と泉国も連続していたので呼称に混同があったのだとしている。これに続けて「大地ノ表上」の皇國と「下裏」の根国を説明している。すなわち、この地の「上表」にある国々は天照大御神の照らし「知食

「國」であつて、例えるならば「晝ノ國」であり、「下裏」にある国々は月讀命の照らす国で、例えるなら「夜ノ國」である。また、根国については「大地ノ下ナル根底國ハ素戔嗚尊ノ知食國ニテ、其ノ御子ナル大國主命モマタ根底國ニ鎮マリ給フコト、此ノ大地ノ上ナル皇國ト高天原ノナレルサマニ同ジ心バヘナリ」としている<sup>(20)</sup>。そして、②の問題点も右で述べた根国と泉国が連続していた状況のために起こったことと考えていた（「此ノ故ニ月讀ト素神ト一神ノ

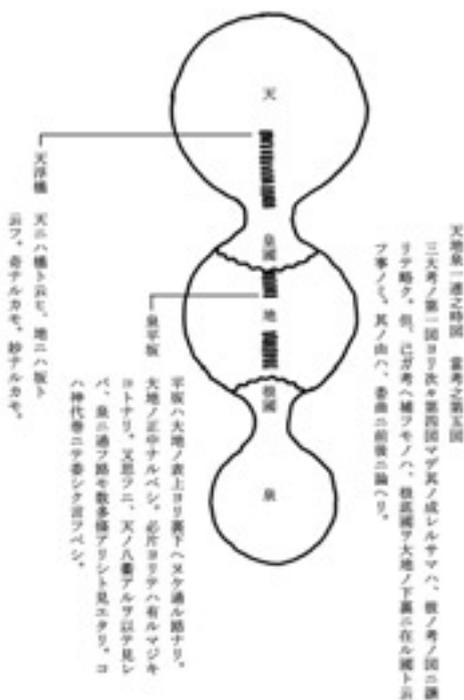


図1 「天地泉一連之時図」(加藤隆久編『岡熊臣集 上』国書刊行会、298頁より転載)

如ク思ハル、モ、モトヨリ一ツ連ナル國ナリシ故ナリ：（中略）：後世ニナリテハ、此ノ皇國ト天上トノ事モ一ツニ思ヒ誤ルヤウノ事ナド、對ヘテ知ルベシ」。

天地泉が連続している状態から、それぞれ分離した状態に移行すると、それぞれの神々も分かれて座すこととなる。今ノ如ク離レテ後ハ、泉ハ月中ナル國、根底ハ、此ノ大地、下裏ニツキタル國トナレリ。カク分レ離レテハ、國



図2 「天地既三分之図」(加藤隆久編『岡熊臣集 上』  
 国書刊行会、299頁より転載)

ノミナラズ其ノ大御神等モ、各其ノ國々ニツキテ分レ坐スナリ。マツ其ノ大御神ヲ申サンニハ、月夜見國ニハ月讀命ノ主宰ニテ伊邪那美命モ留リ住ミ給フ。「是高天原日少宮ニ伊邪那岐命ノ留リ住ミ給フト對ヘテハカリ知ルベシ。」又大地ニツキタル根之堅洲國ニハ素戔嗚尊主宰ニテ、豊斟淳神、或ハモトヨリノ泉神ナドモ住ミ給フベシ。(二九六頁)

これに続けて、天地（表と裏）泉が分離した後の日月の運行を説明している。

大地ノ下ノ方ナル素神ノ坐ス根ノ堅洲國ノアタリハ、月讀命ノ照ラシ臨ミ給フ國ナレバ、月ノ光ハ専ラ彼ノ下ノ方ヲ照ラシ給ヘル餘光ゾ、此ノ上ノ方ナル現國々ニハ及ブナラム。又、日ノ大御神ハ此ノ現國々ヲ照ラシ臨マセ給フモノナレバ、彼ノ根國アタリハ此ノ餘光ゾ及ブモノナラム。サレバ、夜ノ國ニモ晝夜アリ。サレドモ、其ノ日ハ四時同ジクテ、月ハ漸ク毎月十五夜ノ程バカリ満月ナルモ、モト全ク此ノ國ノ為ニ照ラシ給ハザル故ニテ、是夜ノ國ノ餘地<sup>(21)</sup>ナレバナリ。日光ヲモ彼ノ國ニ對ヘテ知ルベシ。日光モト専ラ此ノ現國々ノ為ニ照ラシ給ヘバ、彼ノ國ニテハ此ノ國ノ月ヲ見ル如クニゾアルラム。(二九六〜二九七頁)

素戔嗚尊<sup>(21)</sup>がいる根国は月讀命が照らされている国で、月の光（皇国から見える）は根国を照らしている残りの光である。また、天照御大神は皇国をはじめ諸国を照らされているので、根国ではその残りの光が及んでいるだろう。そうであるならば、「夜ノ國」にも晝夜はあると考えられる。また、太陽は一年を通じて同じで、月は毎月十五日に満月になるのも、本来は根国を照らすためのものだからである。日の光りをも根国と相對して考えるべきであり、であるならば日の光は根国においてこの国の月を見るようであろう。

また、皇国から見て「イト遠キ外國ニハ夜國」といって「日光纔ニ見ユル國」もあるという。このような国は日が照らす国と月が照らす国との境にあり、「シカモ夜ノ方ニヨレルモノ」であろうと述べている<sup>(21)</sup>。

以上のような熊臣の天地泉の認識を端的に示せば、まさに「天地泉ハ三ニシテ四ナリ。大地ニ上下アレバナリ。」  
 なのである。これは、『追考』中随所に見られる「對へ知ルベシ」という、天と地（表）の関係から相対して考えだ  
 された熊臣の持論であるといえる。

上述のように、本節では『追考』を概観することにより、熊臣が提示した二つの問題点と、その基底をなす、「天

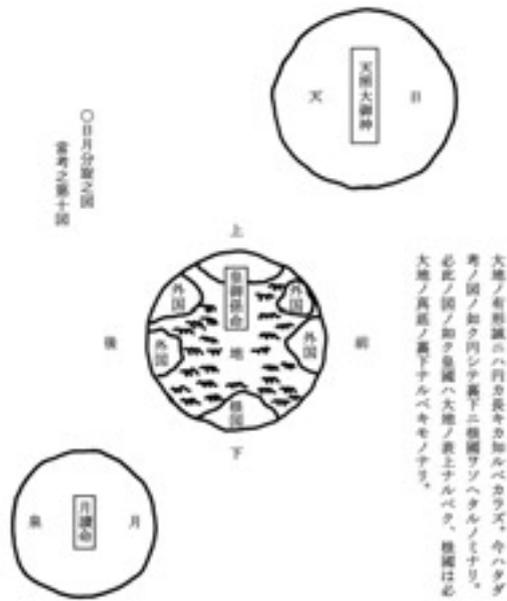


図3 「日月分旋之図」（加藤隆久編『岡熊臣集 上』国書刊行会、300頁より転載）

地泉」が「地」に表裏があるため四つであるとすると認識を確認した。しかし、このような認識は前節で示した中西論文における熊臣の位置付けと食い違うことになる。すなわち、熊臣は、根国は地の「裏下」にあるのであつて地中にあると考えていたわけではないのである。

ここで問題となるのが、熊臣は中庸の『三大考』に依拠しながら論を展開するのであるが、何故このような認識の違いが発生したのかということである。そこで、次節では、熊臣と中庸の「天地泉」に対する認識の違いが生じた原因を考察したい。

### 三 『三大考之追考』と『三大考』の「外国の説」

前節において『追考』の概要を把握することにより、熊臣の考える『三大考』の問題点を明らかにした。ここでは、その根拠となつている「天地泉」の認識の違いが生じた理由を『三大考』と比較することにより考察したい。

『追考』における議論の基本的な方向性は『三大考』に依拠していることは既に述べた。しかし、『三大考』と『追考』を比較した場合に最も顕著な差異は「外国の説」に対する態度であると考えられる。まず『三大考』の序文から中庸の考えを窺いたい。

天地國土のありかた、其成れる初のさまなど、外國の説どもは、いはゆる佛にもあれ、聖人にもあれ、皆己が心を以て、智の及ぶたけ考へ度りて、必如此あるべき理ぞと、おしあてに定めて、造りいへるもの也、其中に天竺國の説などは、たゞ世の女童を欺くが如き、妄説なれば、論ふにも足らず、又漢國の説などは、何もや、物の理を深く考へて、造れる物なれば、打聞くには、げにもと信らるゝが如くなれども、よく思へば、其大極無極陰陽

八卦五行など云理は、もと無きことなるを、此方より其名どもを作り設けて、何事にも是を當て、天地萬物皆、これらの理によりて成れる如く、これらの理をはなる、ことなきが如く云なしたる物にて、是も亦皆妄説也  
 (『本居宣長全集』第一〇卷<sup>(22)</sup>二九七頁)

ここでは「天地國土」のある様や成った様子について、「外國の説」である仏教や儒教は人間の考えられる範疇での「おしあて」であり作り話であると述べている。さらに、「天竺國」や「漢國」の説は全て「妄説」であるとして退けている。これに対して皇国については、

こゝに吾皇大御國は、殊に伊邪那岐伊邪那美二柱大神の、生成賜へる御國、天照大御神の生坐る御國、皇御孫尊の、天地と共に、遠長に所知看御國にして、萬國に秀で勝れて、四海の宗國たるが故に、人の心も直く正しくして、外國の如く、さくじり僞ることなかりし故にや、天地の初の事なども、正しき實の説有て、いさゝかも私のさかしらを加ふることなく、ありのまに、神代より傳はり來にける、これぞ虚僞なき、眞の説には有ける(二九七頁)

と述べている。つまり、皇国は伊邪那岐と伊邪那美が生み成し天照大神が生まれ歴代の天皇が治める他の国々より秀でた国であるために、人も正直で、天地の成る様も正しく伝わっていると考えていたのである。では、どうして「外國の説」は「妄説」で「皇國の伝」は「眞の説」といえるのであろうか。

後世に至り、もろくの考へ、精くなるに随ひて、かの虚妄説どもは、やうくその非の顯れゆくを、此眞の傳は、違ふことなし、然云ゆゑは、近き代になりて、遙に西なる國々の人どもは、海路を心にまかせて、あまねく廻りありくによりて、此大地のありかたを、よく見究めて、地は圓にして、虚空に浮べるを、日月は其上下へ旋ることなど、考へ得たるに、彼漢國の舊き説どもは、皆いたく違へることの多きを以て、すべて理を以ておし

あてに定むることの、信がたきをさとるべし、然るに皇國の古傳説は、初に虚中に一物の成れりしより、つぎく其云ることども、凡て今の現のありかたに、合せ考るに、いさ、かもたがふことなし、これを以ても、古傳の、眞なることは知べき也（二九八頁）

西洋の航海技術が進歩し、海路を自由に行き来できるようになったため、この地は球であり、宇宙に浮いていて、日月はその周りを運行しているということが明らかになった（天動説）。このことから、「漢國の舊き説」は受け入れられないのであるが、この西洋の技術がもたらした知識と照らし合わせても「皇國の古傳説」は「いさ、かもたがふことなし」なのである。

これらのことから『三大考』の序文からは、「天竺國」や「漢國」の説は西洋の説によって否定され、また「皇國の古傳説」は西洋の説によってその正しさが証明されていることがわかる。

さらに、『三大考』の末尾には、地動説に配慮する中庸の様子が窺われる。

遙かなる西國の説に、此大地も、恆に旋轉ると云説もありとかや、すべて西國は、さるたくひの測度、いと精密ければ、さるまじきにもあらず、さてたとひ大地をめぐる物としても、古の傳への旨に合ざることもなく、己が此考にも、いさ、かも妨はなきなり、（三一五頁）

『三大考』執筆当初は、先に見たように天動説のような表現を用いていた中庸であるが、地動説と思われる考えも既に耳にしていたことがわかる。そのこと以上に重要なのが、中庸は西洋の説を「精密」であるがために一目を置き、その説と齟齬しないことを主張しているということである。

次に『追考』の西洋の説に対する考え方を窺いたい。前節に引用した『追考』の冒頭部分を見ても中庸が示していたような「外國の説」に対する考えは無く、執筆当時の熊臣の考えが若干窺えるのは、後半部分の「或人間ヒテ曰ハ

ク」以下である。まず、その質問の内容から概観したい。

或人問ヒテ曰ハク、此ノ大地ト云フモノ、今ハ上下モナク、四方八面ミナ國土ニテ、日月ノ光到ラヌ処モナク、舟楫ノ及バヌ処モナク、現ニ皆明ナルヲ、根底國此ノ大地ノ下裏ニ在リト云フコト、イカニモ不審ナリ。何ゾ現ニ死人ノ行クベキ國處アラムヤト。(三〇二頁)

ここで登場する「或人」の「大地」の考え方は、『三大考』冒頭で示される航海技術の発達による西洋の説に依拠していると考えられる。そうした場合、「大地」というのは日月の光が及ばないところもなく、船で行けないところもない。であるのに、「大地の下裏」に「根底國」があるとするのは疑わしい、「死人」の逝く国などはないのだ、というのが「或人」の考え方である。しかし、この様な質問に対し熊臣は次のように回答している。

答ヘテ曰ハク、一通聞エタレドモ、四方八面皆國土ト云フコト、本ヨリ左モアルベシ。理ニオキテ日ニ對シテ此ノ國アルカラハ、月ニ對シテ根底國ナカラムヤ。マタ舟楫ノ及バザル処ナシト云フコト、甚信ジ難シ。モシ及バザル処アリテ、其ノ中ニ根國アラバイカニセム。マタ死人ノ黄泉ニ往クト云フコトハ、神代ノ古伝説ニ據リテ云ヘルノミ。スベテ此ノ考ニ云フ所ハ、謂ハユル佛・聖人・或ハ天文・地球ナド云フモノニスガリテ考ヘタルモノニアラズ、悉ミナ古伝ノ趣ニヨリテ考ヘ出デタル故ニ、彼ノ天文・地球ナドノ説ニ引キ合セテハ言ヒ難シ。(三〇二頁)

質問に対する回答としては、甚だ説得力に欠けると言わざるを得ないが、重要なのは引用後半部であろう。熊臣は『三大考』で述べられている航海技術の発達とそのことがもたらした「舟楫ノ及バザル処ナシ」ということを信じていない。そのため『追考』は「佛・聖人」の説に依拠していないだけでなく、「地球」という西洋の説にも依拠していない。熊臣は全てを「古伝ノ趣」に依って立論しているのである（実際には天地の關係を地泉に用いていること

は前節で指摘した)。また、熊臣の考える「大地」が全く「地球」説に依拠していない様子は、「日月分旋之図」の説明にも表れている。すなわち「大地ノ有形誠ニハ円カ長キカ知ルベカラズ。今ハタダ考ノ図ノ如ク円クシテ裏下ニ根國ヲソヘタルノミナリ。」(三〇〇頁)とあり、熊臣の西洋天文学に関する知識は非常に乏しいものであったと考えられる。

以上、『三大考』と『追考』における中庸と熊臣の「外國の説」に対する考え方を概観した。まず、中庸の考え方は、仏教説・儒教説に対する批判が前提にあり、その根拠として西洋の説を用いている。そして、「皇國の古傳説」はその西洋の説と並べても齟齬するところがないものだとしているように、西洋の説を一つの基準として考えていたのである。他方で熊臣は、仏・儒・西洋のどの説にも依拠すること無く、一部自説を含みながらも「古伝ノ趣」に依って『追考』を著していたのである。<sup>(23)</sup>

このように両者の「天地泉」に対する認識の違いは、すなわち西洋の説を受け入れるかどうかということに起因している。西洋の説を「精密」なものと考える中庸にとって、根国は地球上にないことは明らかなことなのであるが、西洋の説を受け入れない熊臣にとって、「地」には船では行けない「裏下」の部分があり、そこには根国があるのである。このことよって「天地泉」は三つでありながら四つであり、根国と泉国を同一視することはもとより月讀命と素戔鳴尊を同一神であるとする説は、誤りであると考えられるのである。このような熊臣の視点から『三大考』を見た場合、それが「古伝ニヨリテ思ヒ得ラレタルモノ」で、「誠ニ有リ難キ考」であっても、「少シ考ノ不足」があるのではないかという結論に至るのである。

## おわりに

以上、一節において抽出した二つの問題点、すなわち「『三大考』の文言に端を発する問題」と「『三大考』の背景の問題」に関して、二節三節において熊臣の考えを概観した。<sup>24</sup>これらのことをまとめると、『追考』を著した当時熊臣の西洋天文学の知識は乏しく、西洋の説を受容する『三大考』とは一線を画しているといえる。そのことが「天地泉」の認識に大きな違いを生みだし、熊臣にとつてのそれは三つにして四つであり、地球の裏という舟楫の及ばない場所に根国を配置することになるのである。言い換えれば、中庸にとつて黄泉国（日月・根国）は西洋の説と齟齬しないために地球外に置く必要があつたのに対し、西洋の説に依拠しない熊臣にとつて根国は地の裏側で充分なものであつた。

岡熊臣の伝記的研究に若干言及したい。本稿で取り上げた『三大考之追考』は熊臣の靈魂観研究の前論とされているということは既に述べた。「前論」であるが故に、『追考』中で死について言及している箇所はほとんどない。

人ノ死ニテ根底國ニ行クヲ泉國ニ行クトイヘルハ、伊弉冉尊ノ行キ坐シシ時ヨリ云ヒツ伝ヘタル事ナリ。其ノ故ハ、彼ノ御時ハ泉ト根底ト未ダ離レザリシ程ナレバ泉トモイヘルナリ。後ニ泉ハ月トナリテ、日ト並ビテ此ノ土ヲ旋ル程ニナリテハ、根底國ゾ死セル人ノ罷リ行ク処ニハアル。其レヲ猶泉國ヘ行クトイハム妨ケナケレドモ、細カニイヘバ、夜見ハ今八月ノコト、根底國ハタダ御國ナドノ如ク此ノ大地ニツキテアルナレバ、其ノ始コソ一連ナレ、今ハ別ナリ。(二九七頁)

人が死んで根国往くことを黄泉国に往くというのは、伊弉冉尊の古伝に依っている。これは、その当時根国と黄泉国が連続していたためであり、実際に死人の行く所は「根底国」であると述べている。ここでは、元來根国と黄泉国

が連続していたことの説明に重点が置かれているとわかる。このことから、熊臣の靈魂観は、このころその一端を窺うことはできるが、未発達なものであったと考えられる。であるならば、この『三大考之追考』執筆の四年後（文化八年、一八一―）に経験することとなる神葬祭復興運動の挫折と、<sup>(25)</sup>さらにその後目にすることになる『靈能真柱』（文化九年）の存在が、熊臣を靈魂観・幽冥論研究へと強力に向かわせる転換点となったといえるのではないか。

『三大考之追考』の九年後、平田篤胤『靈能真柱』に影響を受けた『靈の梁』を著し、さらにその六年後、熊臣四十歳にして著されたのが『千代の住処』である。これらの著作を経て、熊臣の靈魂観・安心論は形成されたとされている。であるならば、『靈の梁』と『靈能真柱』の比較は、熊臣の靈魂観研究において最も重要な作業となるであろう。また、後年の著作と考えられる『学本論』所収「蘭学」においては、蘭学から皇国の古伝を考える事を認めており、<sup>(26)</sup>本稿で示した熊臣の姿勢とは異なる。このような点にも注意を払いながら、岡熊臣の靈魂観・幽冥論そして安心論の研究を進めていきたい。

### 註

- (1) 宮崎幸麿編『贈從四位岡熊臣小伝』（明治四十年）、佐野正巳『国学と蘭学』（雄山閣、昭和四十八年）
- (2) 加藤隆久『神道津和野教学の研究』（国書刊行会、昭和六十年）
- (3) 阪本是丸「岡熊臣著『靈の梁』をめぐって―解説と翻刻―」（安津素彦博士古稀祝賀会編『神道思想史研究』、昭和五十八年一月）、安蘇谷正彦「岡熊臣の「死」の問題―宣長・篤胤との比較を通して―」（國學院大學日本文化研究所創立百周年記念論文集編集委員会編『維新前後に於ける国学の諸問題』、昭和五十八年三月）
- (4) 桂島宣弘「復古神道と民俗信仰―岡熊臣の「淫祀解除」批判―」（『幕末民衆思想の研究』増補改訂版）（文理閣、平成

- 十七年) 初出は『日本思想史研究会会報』七号(日本思想史研究会、昭和六十三年)、原題「復古神道と民俗信仰についての覚書」、張憲生『岡熊臣 転換期を生きた郷村知識人』(三元社、平成十七年)
- (5) 加藤、前掲書
- (6) 前田勉編『新編 日本思想史研究―村岡典嗣論文選 東洋文庫726』(平凡社、二〇〇四年)。初出は『哲学雑誌』(第三〇卷第三四二号、一九一五年)
- (7) 河野省三『国学の研究』(大岡山書店、昭和七年)
- (8) 佐野正巳『国学と蘭学』(雄山閣、昭和四十八年)
- (9) 安蘇谷正彦『神道の死生観―神道思想と「死」の問題』(べりかん社、一九八九年) 初出は國學院大學日本文化研究所創立百周年記念論文編集委員会編『維新前後における国学の諸問題 創立百周年記念論文集』(國學院大學日本文化研究所、昭和五十八年)
- (10) 加藤、前掲書ならびに阪本、前掲論文等
- (11) 加藤、前掲書
- (12) 靈魂観の研究が本来「天地泉」の成り立ちから説き起こされるべきことは、熊臣自身が後に影響を受ける平田篤胤『靈能真柱』に述べられているところである。(『新修平田篤胤全集』第七卷、平田篤胤全集刊行会、昭和五十二年)
- その靈の行方。安定を知らまくするには。まづ天地泉の三つの成初。またその有象を。委細に考察て。また。その天地泉を。天地泉たらしめ幸賜ふ。神の孝徳を熟知り。また我が皇大御國は。萬國の。本つ御柱たる御國にして。萬物萬事の。萬國に卓越たる元因。また掛けまくも畏き。我が天皇命は。萬國の大君に坐すこと。眞理を熟に知得て。後に魂の行方は知るべきものになむ有りける。
- (13) 『紀元二千六百年記念肇國文化論文集』(神宮皇學館、昭和十六年)
- (14) 服部周平氏所蔵(当時)、のちに「天地初発考」と比定される。
- (15) 『國語と國文學』二〇―五(至文堂、昭和十八年)
- (16) 『皇學館大學紀要』第一〇輯(皇學館大學、昭和四十七年)
- (17) 『國學院雜誌』第七四卷第一号(國學院大學、昭和四十八年)

- (18) 『三大考』 関係著作の分析を行ったものに金沢英之「『三大考』論争」(宣長と『三大考』) 笠間書院、平成十七年、初出は神野志隆光編『古事記の現在』笠間書院、平成十一年)があり、その中で金沢は「黄泉国Ⅱ月と根国(月と地との離れぎわ)とを別国とする、『三大考之追考』」としている。
- (19) 『岡熊臣集 上』 神道津和野教学の研究(国書刊行会、昭和六十年)には、「この『三大考之追考』は岡家所蔵の「塵埃」第一冊から写し取ったもの」とある。
- (20) 中庸『三大考』では、次のように述べている。「黄泉國の初發の事は、記にも書紀にも見えず、傳説なければ知べきに非れども、かの崩騰る物ありて、ありて、天と成れるに准へて思ふに、彼一物の中より、垂降る物も有て、黄泉とは成れるなるべし」(『本居宣長全集』第一〇卷、筑摩書房、昭和四十三年)
- (21) 「日月分旋之図」中の「外国」のうち「地」下半分に全体が位置しているものがないことは、『三大考』第十図と比較したときに重要であろう。
- (22) 以下、『三大考』の引用は前掲『本居宣長全集』第一〇卷による。
- (23) 『追考』中に仏教や儒教に対する批判の文言はなく、ただ依拠していない旨が述べられているだけである。このことは儒仏の説を「妄説」とする中庸の姿勢とは異なることに注意が必要であろう。
- (24) 後者の問題のうち宣長と『三大考』の關係という点も重要であるが、『追考』本文中に宣長に関する言及が全くないため、本稿では触れる事が出来なかつた。
- (25) 加藤、前掲書
- (26) 加藤編、前掲『岡熊臣集 上』
- 予も蘭学の書物をはしく見るに、皇国の神代の正伝説に暗に符号たる如き説も見え侍るなり。此の故に、おのれ時々彼の説どもを引き出して、我が大道の正伝説を徴す事もこれあり。(四六三頁)

## 〔付記〕

本稿は國學院大學研究開發推進機構日本文化研究所「近世国学の靈魂觀をめぐるテキストと実践の研究—靈祭・靈社・神葬祭—」プロジェクトの一環として、平成二十年十二月七日に開催された神道宗教学会学術大会テーマセッション「幕末期の神

道と靈魂觀」における筆者の発表、および同プロジェクト「『靈能真柱』研究会」における研究発表の一部を基にしたものである。

# 井上毅と明治国学

齊藤智朗

## はじめに

大日本帝国憲法・明治皇室典範・教育勅語の中心的起草者で、「明治国家のグランドデザイナー」と称される井上毅は、明治二十三年の國學院設立の際に提示された「國學院設立趣意書」の修正に携わり、また明治二十六年の文部大臣時代には、皇典講究所幹事・松野勇雄が呈した「皇典講究所御処分案」に意見を示すなど、草創期の皇典講究所・國學院の形成と展開の上で、重要な役割を担った。こうした國學院設立時からの由縁もあって、井上毅の旧蔵資料（文書・図書）が今日、國學院大學図書館に「梧陰文庫」（文書之部・図書之部）として収められており、この「梧陰文庫」資料を中心に、井上毅関係資料に関する資料集として、『井上毅伝 史料篇』（第一～第六 補遺一・二、以下「井上毅伝」と、『近代日本法制史料集』（全二〇巻）が編纂・刊行されている。こうした「梧陰文庫」資料の分析と紹介は、

井上毅研究を飛躍的に発展させたにとどまらず、政治史・法制史・外交史をはじめとする日本近代史研究の発展に寄与してきている。

一方、その草創期において井上が重要な役割を担った皇典講究所・國學院の学問的基盤である明治期の国学（以下、明治国学）に関する研究も國學院大學においては夙になされ、特に國學院大學研究開発推進機構（以下、機構）の前身である國學院大學日本文化研究所（以下、研究所）では、國學院の自校史と関連して、昭和五十七年に『皇典講究所草創期の人びと』を刊行し、平成十年には國學院の設立及び草創期に活躍した人物についても増補した『國學院黎明期の群像』を編集・発行して、国学者の業績・活動という人物史から見た皇典講究所・國學院の展開をまとめている。さらに研究所では、幕末維新期から明治初期にかけての国学について多角的に取り組んだ論文集である『維新前後に於ける国学の諸問題』を、國學院大學創立百周年記念事業の一環として昭和五十八年に刊行し、このほかにも研究所の『紀要』及び『所報』には、歴代の研究所スタッフによる明治国学に関する論考や記事が数多く発表されてきた。その後、明治国学については、日本の近代国家の確立において果たした役割や、国学の細分化がもたらした近代的諸学問の形成などの文脈から、近年あらためてクローズアップされるようになり、今日までに明治国学に関する数多くの業績が発表されて、様々な視点からの検証がなされるようになってきている。<sup>(2)</sup>

このように、國學院の設立及び草創期に携わった井上毅ないし国学者に関して、國學院大學及び研究所は自校史的な意味合いも兼ねて、これらの研究史の上で先駆的役割を果たしてきた。ただ、井上と国学者の関係そのものを中心テーマに据えた事業などの取り組みはなく、加えて学界全体でも、両者の関係を追究した研究がまだ十分になされてきたとは言いがたい。しかし、井上と明治国学との関連を明らかにすることは、國學院大學においてはその自校史研究の上で必要となるとともに、日本近代史全般においても、井上を通じて明治国学が日本の近代化に果たした役割

を明確にすることは、明治国家形成の全体像を把握する上でも重要となつてこよう。本稿では、以上の問題意識から、井上と明治国学及び国学者との関係について、井上の旧蔵資料である「梧陰文庫」や『井上毅伝』に所収の明治国学関連の資料を中心に検証していき、そこから井上と明治国学とに関する研究が有する意義や可能性について指摘したい。

## 一 井上毅と明治国学に関する研究史

明治国学に関する研究が進められてきている今日においても、井上と明治国学との関係を検証した研究はあまり多くはないが、井上による帝国憲法の起草に国学者の助力があったこと自体は夙に指摘されていた。帝国憲法起草において、古事記、日本書紀・続日本紀以下の六国史や令義解などの日本の古典が参照されていたことを指摘した稲田正次氏の『明治憲法成立史』(有斐閣発行 昭和三十五、三十七年)には、「井上毅の古典の調査を助けたものに、小中村(池辺)義象があつた<sup>3)</sup>」と、井上と同じ熊本の出身で、かつ東京大学文学部附属古典講習科(以下、古典講習科)在学中に、井上と親交のあつた小中村清矩の養子となり、卒業後は井上が長官を務める図書寮の寮員となつた池辺義象の助力があつたことも記されている。この帝国憲法成立史に関する先駆的研究に表されているように、井上にとつて国学者とは、西洋の近代法についてロエスレルやボアソナード、モッセなどのお雇い外国人の助言を得ていたように、日本の伝統的な法制度に関するブレーションとしての役割を担っていた。

このように井上が国学者をブレーションとして政策の立案や法制度の作成を行ったことについて、その後研究が進められたのが、帝国憲法起草と並行してなされた皇室典範の起草時に関してであった。皇室典範の成立過程は、前述の

稲田氏などによる研究でその大枠は明らかにされていたが、さらに詳細な過程が追究される契機となったのは、「梧陰文庫」の所蔵機関である國學院大學において、梧陰文庫研究会が結成されたことである。梧陰文庫研究会は國學院大學の法学部が中心となつて昭和五十五年に結成されたもので、井上に関する事柄を中心に、主に日本近代史に関する研究会を定期的に開催し続けてきている。この梧陰文庫研究会の草創期において、まず着手されたのが皇室典範関係資料の研究であり、その成果として「梧陰文庫」中の皇室典範関係資料を紹介・分析した『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』（大成出版社発行 昭和五十七年）と、『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定本史』（大成出版社発行 昭和六十一年）が編纂・刊行された。<sup>(4)</sup>

このような梧陰文庫研究会での皇室典範成立過程の研究において、典範起草時に国学者が関与したことを明確に提示した研究が、梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』（木鐸社発行 平成四年）に所収の小林宏氏による「井上毅の女帝廃止論―皇室典範第一条の成立に関して―」である。小林氏の研究は、井上が皇室典範における女帝廃止の規定を理由付ける上で、サリツク法の影響下にあるプロイセン、ベルギー、スウェーデンといった西洋の事例とともに、明治十一年に元老院蔵版で出された、福羽美静や横山由清、黒川真頼といった国学者により編纂された『旧典類纂皇位継承篇』や、小中村清矩が明治十八年十月に作成した「女帝考」<sup>(5)</sup>に示された女帝に関する日本の歴史上の事例を大いに参考に供したことを指摘した。

また、「梧陰文庫」をはじめとする関係資料を駆使して、皇室典範の成立過程の全体を詳細に検証したのが、鳥善高氏の「明治皇室典範制定史の基礎的考察」（『國學院大學紀要』二二二 昭和五十九年）であり、さらに鳥氏は当論考を展览展示させて、『近代皇室制度の形成―明治皇室典範のできるまで―』（成文堂発行 平成六年）、また「明治皇室典範の制定過程」（小林宏・鳥善高編『日本立法資料全集一六 明治皇室典範』（上）信山社 平成八年）を発表して、皇室典範を中心とする

皇室法整備の過程の体系化を行った。この皇室法整備の過程での、井上による「皇室典範義解」の原型となる「皇室典範説明」の作成について、島氏は「井上の説明書起草を手伝っていたのが、明治十九年に古典講習科を卒業して図書寮に入った小中村義象であり、またその養父で東大教授の小中村清矩であった」と、小中村清矩・義象父子の関与を、「梧陰文庫」や「井上毅伝」所収の諸資料を用いて明示している。さらに島氏は別稿で、帝国憲法に関しても、その第一条に示された「万世一系」の字義や、「シラス」の理念について、池辺（小中村）義象の調査（「万世一系ノ字義ニ関スル調書」（文書番号B―三三））、但し、池辺の調査意見は受け入れられていない）や教示があったことも、「梧陰文庫」などの諸資料から明らかにし、帝国憲法起草にも国学者による古典調査があったことを指摘している（「万世一系の天皇」について）<sup>7)</sup>『明治聖徳記念学会紀要』復刊六 平成四年、「井上毅のシラス論註解―帝国憲法第一条成立の沿革―」明治国家形成と井上毅）。このような小林・島両氏の研究はともに、井上が帝国憲法・皇室典範の起草に際して、「我が伝統法と外国法との両者を近づけ、それを整合する」こと、つまり井上が日本の伝統的な法制度と西洋の近代法制度との「整合」を図ったことを明らかにしたもので、ここには日本の伝統的な法制度の調査に、国学者が従事したことが示されている。

このような井上を通じての国学者による帝国憲法・皇室典範への関与は、明治国学が日本の近代化に果たした役割を考察する上での大きな課題の一つと捉えられ、阪本是丸氏は「明治国学の研究課題」（『日本思想史学』二六 平成六年、後に同氏「近世・近代神道論考」弘文堂発行 平成十九年に再録）において、明治国学が日本の近代化、特に皇室・国家制度の近代的整備に関わった事柄として、「御系譜調査・宮中祭祀整備と福羽美静の存在」、「元老院の国学者による皇室制度調査」、「岩倉具視と矢野玄道・福羽美静」とともに、「井上毅と国学者」を挙げて、「皇室制度の整備にしても、井上が持ち前の鋭敏さと抜群の論理構成力で皇室典範の制定等に決定的な役割を果たしたことは事実であるが、その

井上にも多くの国学者の縁の下の力持ちとして、井上に助力を惜しまなかったことだけは確認しておくべきであろう」と述べ、具体的には「宮内省図書頭を兼任していた井上であるから御用掛准奏任の矢野玄道、井上頼圀とは最も近い関係にあったし、また後に丸山作樂も図書助として井上の下にいたのだから、井上は日本の古典・日本法制等の分野に関する調査には十分な「国学者の手足」を有していたのである」と指摘している。井上と国学者とは、例えば明治九年の政府内での「皇親」をめぐる議論に、井上は谷森善臣や近藤芳樹ら国学者と参加し、また明治十四年創設の参事院では、津和野派の国学者である福羽美静とともに議官を務めるなど、同じ官僚として政府内での接点は多く、また井上が伝統的な法制度の調査を国学者に依頼することについても、小中村清矩には明治十年代初頭より行っていたことが確認できる。但し、井上が数人の国学者をブレンとして伝統的な法制度の調査体制を本格的に構築したのは、右の阪本氏の指摘にあるように、宮内省図書寮の初代図書頭時代であった。図書頭時代に井上は、当時文部省御用掛であった小中村清矩を含め、寮内の矢野玄道や井上頼圀、さらに後には池辺（小中村）義象なども加えて伝統的な皇室の制度典礼に関する調査を、維新後の沿革も含めて行い、その成果として『図書寮記録』上・中編を編纂・刊行したことは、筆者がかつて検証したところである（井上毅と『図書寮記録』の編纂・刊行『國學院雜誌』一〇二—一三 平成十三年）。

これら諸研究を通じて、井上が皇室典範起草の際、特に天皇・皇室に関する伝統的な法制度も参照すべく、国学者に伝統的な皇室制度に関する諸問ないしその調査を依頼したことが明らかになってきた。ただ、こうした伝統的な皇室制度調査をめぐる井上と国学者との関係を考えるに際して、同時に留意すべきは、前述の阪本氏が指摘する、明治国学による皇室・国家制度の近代的整備への関わりに示されるように、国学者による伝統的な法制度（特に皇室制度）に関する調査が、帝国憲法・皇室典範起草の明治二十年前後から始まったものではなく、明治初期以降、主に

国憲（憲法）や皇室制度の整備の上で、宮内省や元老院などの官省内で国学者が果たしてきた主要な役割の一つだったということである。<sup>(12)</sup>つまり、皇室典範起草時の井上による国学者を用いた伝統的な法制度の調査は、明治初期からの流れを受け継いで行われたという性格を有しているのであり、そうした意味でこの時期の井上の調査は、明治初期以降の国学者による官省内での伝統法調査の歴史の延長線上に位置付けることもできるのである。

## 二 『井上毅伝 史料篇』における明治国学関係資料

次に『井上毅伝』所収の資料のうち、井上と明治国学との関連を示した資料についていくつか見ていきたい。

『井上毅伝』における井上と明治国学との関係を示す資料は、主に第四から第六にかけて収められている書簡及び詩文に見出すことができる。書簡では、池辺（小中村）義象、高崎正風、丸山作楽、丸山正彦などの国学者に宛てたものがあり、これらのうち、池辺義象宛の書簡が三十一通と最も多く収録されている。池辺は前述のように、養父小中村清矩と井上との交流や、井上と同郷であった縁から、特に明治十九年以降は井上と行動をともし、井上からの古典や国語、詩歌、伝統的な法制度などに関する質問にしばしば応じていた。実際、井上による池辺宛の書簡の内容も、前節で触れた『図書寮記録』編纂や、皇室典範起草時の伝統的な皇室制度調査に加え、詩文の添削、そして文相時代以降、晩年の井上による国語教育や国文関係の著作にまつわるものが主であり、それゆえ池辺宛の書簡には、井上と明治国学との関係の歴史もまたそのまま表されていると言いうことができる。

また、池辺宛の書簡の中で注目すべきものとして、井上が「一国ニ於ケル言語ハ其建国ノ本質ニシテ、国ノ独立ニ密着ノ関係ヲ有スル事」などを論じる『皇国言』と題する一書を著すことを説いて、池辺にそのうちの第二章となる

「皇国言ノ固有ノ性質、其優美、其変化活動ノ支那語ニ優リ、欧語ニ劣ラザル事」の起草を依頼している書簡がある。<sup>(13)</sup> 結局、『皇国言』は完成せず発表には至らなかつたが、この『皇国言』編纂の発端については、後に池辺が井上の遺稿集となつた『梧陰存稿』の奥書で、「廿二三年のころより、先生「井上毅」は国語国文の最も貴重すべきことを論せられ、皇国言といふ書をあらはさむことを企てたまひしこともありき」と、明治二十二・三年頃より、井上が国語・国文を貴重とすべきことを説いたことによるものと伝えている。こうした池辺が伝える『皇国言』編纂のエピソードは、後の文相時代に井上が推進したと言われる「国語・歴史を中核とする愛国心教育、国体教育」<sup>(15)</sup>が、政治的な判断だけでなく、井上自身の国語・国文を重視する姿勢によるところがあつたことを示している。

ほかに、池辺宛書簡から、井上と明治国学との関係を考える上で特筆すべき点は、年代不明の六月五日付書簡で、井上が「市村瓊二郎・瀧川亀太郎・関根正直之三人ニハ、必一度面会いたし度候間、帰京後御紹介被下度候」と、池辺に市村瓊次郎・瀧川亀太郎・関根正直の三人の紹介を願ひ出ていることで、前述の『皇国言』に関する池辺宛書簡の書き出し部分には「御紹介を以て関根諸君ニ面晤之機を得、茅塞を開候、猶婦京後、再会所冀候」と、池辺の紹介をもつて、関根らと面晤の機会を得たことが記されている。ここから、井上が池辺を通じて市村・瀧川・関根といった国学者・漢学者との交流を広げていたことがわかる。特に井上は、政界はもちろんのこと、中江兆民、陸羯南、池辺三山といったジャーナリズムの世界から、有賀長雄、井上哲次郎といった学界などにも幅広い交流のネットワークを有した人物であつたが、人的なつながりをもとに、さらに国学・漢学の世界との広い交流を形成していったことが窺い知れる。

次に、高崎正風、丸山作楽宛の書簡では、井上が送つた詩文に対して丸山が返書を認めており、同様に井上作の詩文に高崎による添削がなされた返書も『井上毅伝』に掲載されている。井上は主に図書館頭に就任して以降詩文を詠む

ようになり、その添削などを国学者にしばしば依頼し、とりわけ明治十八年七月に上総・常陸を村岡良弼や重野安禰とともに旅してまわった際の紀行文である「総常紀行」には、高崎や丸山、そして小中村清矩といった数名の国学者による批評と添削が施されている。<sup>(18)</sup> またこれら人物のうち、丸山作楽は井上が図書館であった明治十九年三月から図書館助となっているが、『井上毅伝』所収の明治十三年推定の丸山宛書簡は、儒教に基づく伝統的な風教の振興を目的に設立された斯文学会に関するものであり、井上もまた斯文学会の運営に尽力し、その機関誌である『斯文一斑』にも、井上は漢文の著作を多数発表していた。この書簡の最後でも井上は丸山に「小生文稿如何」と問うており、少なくともこの頃より井上・丸山両者の間に学術的なことも含めた交流があったことがわかる。

さらに、その丸山作楽の養子となった丸山正彦は、古典講習科の出身で、皇典講究所や國學院の講師を委嘱され、後に陸軍教授として陸軍中央幼年学校国語漢文科長となった人物である。『井上毅伝』所収の井上からの書簡一通は、玉置昌蔵なる人物との面談の仲介を依頼されたものであるが、丸山正彦が古典講習科を卒業した二年後の明治二十一年に初めての著書となる『日本古来財産相続法』を刊行した際には、その序文を井上が寄せており、「梧陰文庫」にも全文井上自筆による序文の草稿が収められている（文書番号A—九一三）。こうした井上と丸山正彦との交流は、正彦の養父・作楽を通じてのものと推察される。

また、国学者らとの書簡のほかにも、国学関連で注目すべきものとして、佐野常民宛の明治十八年推定の八月二十一日付書簡が『井上毅伝』には収められている。その書簡の一節で、井上は佐野に対し、次のように述べている。<sup>(21)</sup>

一、昨日携候而奉供清覧候本ハ、佐原之清宮秀堅之家之蔵書ニ有之候、戸籍之古本ハ、栗田先生ハ已ニ所蔵有之候歟、経世或考・地方新編之二編ハ清宮之著述ニ而、大分骨折候もの二見へ候処、空布蟲害ニ委し候者残念之至

存候へハ高慮次第、元老院ニ而活刷ニ付せられ候ハ、先賢之為ニ榮譽を顕揚し、且、後学之楷梯歟と奉存候ニ付、懇々取寄せ候而奉供覧候、

ここで井上は、下総国佐原出身で、幕末に国学者の伝記をまとめた『古学小伝』を編んだことで知られる清宮秀堅の著作である「経世或考」と「地方新編」の二編を元老院において活版印刷すべきことを、当時同院の議長を務めていた佐野に対して提案している。<sup>(23)</sup>この清宮の著作はおそらく『地方新書』上・下二巻を指しているものと思われる、『地方新書』は上巻が田制部、下巻が度量権部となっており、下巻のほうは実際に『地方新書 度量権部』として、明治十九年六月に元老院蔵版で刊行されている。<sup>(24)</sup>この『地方新書 度量権部』は、右の書簡の内容から、井上の提案が受け入れられて刊行されたと見ることができ、それゆえ元老院より献呈されたのか、「梧陰文庫」にも同書が収められている（図書番号四〇二）。特に、この「梧陰文庫」所収の『地方新書 度量権部』には、巻頭に井上の自筆で「明治十九年夏閱 井上毅」とあつて、元老院蔵版で刊行された後まもなく井上が閲読したことが記されており、かつ本文中にも井上による圈点や書き入れが多数施されている。<sup>(25)</sup>

また、右の佐野宛書簡で井上が名前を挙げる「栗田先生」、つまり水戸学者の栗田寛と井上とは、井上の文相時代における史誌編纂掛の廃止と新しい国史編修事業の構想をめぐって、栗田は自らの意見書を井上に送っている。<sup>(26)</sup>この史誌編纂掛の廃止、及び新たな国史編修事業の構想をめぐる諸問題について、「梧陰文庫」の資料を中心に多角的に検証したものとして、秋元信英氏による「明治二十六年四月における新史局の帝室設置案」（『国史学』九九 昭和五十一年）、「明治二十六年栗田寛の修史事業構想」（『國學院女子短期大学紀要』一 昭和五十七年）、「國學院大學図書館所蔵『梧陰文庫』関係史料よりみた文相井上毅の修史事業と文体への関心」（『國學院大學図書館紀要』三 平成三年）などの一連

の研究がある。<sup>(27)</sup> これらのうち、特に「明治二十六年栗田寛の修史事業構想」では、当時帝国大学文科大学教授とともに、國學院でも囑託で国史の講義を担当していた栗田寛が、井上からの諮問を受けて、従来の漢文体に代わる国文体による国史編修を唱えたことが指摘されており、さらに井上と栗田との間柄についても、単に「文相と大学教員の関係」だけにとどまらず、「充分な学問・政治双方からの事業が存した」ことが検証されている。<sup>(29)</sup> また、井上の文相時代に關するもの以外でも、栗田による皇室の制度典札などに関する意見書が、間接的ながら井上の手にわたっている。例えば四月二十九日付池辺宛の「皇太子妃称号ニ関スル意見」(文書番号B—三〇)や、後述の小中村清矩作成「律令神璽考」(文書番号B—一四七)に付された、明治十八年六月十九日付の神璽に関する意見書が「梧陰文庫」に残されており、さらには皇室の制度典札以外でも、明治四年十月二十三日に栗田が自らの学制試案を認めた「学規稿」(文書番号B—一九四七)といった教育制度に関する資料も収められている。<sup>(30)</sup> 井上が起草に携わった教育勅語に含まれる、会沢正志齋の『新論』における国体論といった水戸学的要素に関しては先行研究で指摘されているが、一方で井上と水戸学との関係に関する研究はなされておらず、井上が水戸学に関する知識や教養をどれほど有していたかについては不明な点が多い。しかし、本稿で説明する井上と国学との関係に加え、井上と水戸学との関係についての検証もまた、帝国憲法や教育勅語の中心的起草者である井上の国体観を明確にすることになる重要な課題と言え、その際にはこうした栗田との交流や、栗田の論考について考慮することも、井上の水戸学への理解を明らかにする上での一助となろう。

このように『井上毅伝』所収の明治国学関係資料からは、井上と国学者との関係について、井上が個々の国学者と人的なつながりから、さらに国学界に広い交流を築いていたこと、また官省内での公的な関係だけでなく、個人としての学術的な交流も含めたものであったことがわかる。特に井上は漢詩文を著す一方で、国語・国文に関する著作や詩文も数多く残しており、このことから井上の国学者との交流の広がり、そうした井上の国学にまつわる学

術的な活動の広がりと同時に表すものと見ることができよう。

### 三 「梧陰文庫」における明治国学関係資料

「梧陰文庫」の資料は、『井上毅伝』八冊（第一、六、補遺一・二）と『近代日本法制史料集』全二〇巻において多数翻刻されているが、それでも約六千点に及ぶ「梧陰文庫」資料のごく一部に過ぎない。また、こうした『井上毅伝』・『近代日本法制史料集』未収の、膨大な「梧陰文庫」資料のうち、広く明治国学に関連すると言える資料は数十点に及ぶ。ここでは、その中でも特に数の多い小中村清矩と、その養子であった池辺義象に関連する資料について紹介したい。

「梧陰文庫」の「文書之部」の資料は、井上自身が生前その分類・整理を行ったままの状態を基礎として、昭和三十八年の國學院大學図書館による『梧陰文庫目録』編纂の際に、「A 秘庫之部」・「B 袋入之部」・「C 冊子之部」・「D 梧陰先生自筆草稿類」の四つに大きく分けられた。<sup>32)</sup>井上が行った分類は主に文書の内容ごとにまとめたもので、その中の明治国学関連の資料も、その内容にそって分けられており、特に集中しているのが、前述の井上と明治国学との関係が顕著であった皇室典範の起草における調査資料をまとめた「B 袋入之部」の「皇室関係」である。この皇室典範起草時の調査資料としての明治国学関連資料では、小中村清矩の作成した調書が多く、「皇太子御配偶称号之事」（文書番号B―四）、「親王ノ妻称号之事」（文書番号B―五）、「皇兄弟皇子・内親王称号考」（文書番号B―八）、「皇親班位考」（文書番号B―一三）など、前述した「女帝考」を含めて、主に皇位継承法に関するものや皇族関連のものが目に付く。また、前述の『図書寮記録』で、小中村清矩は「古代親政体制」を執筆しているが、「梧陰文

「庫」には、明治十七年七月二十日付の小中村作成の「古代太政官沿革」(文書番号C—九二—①)も残されており、律令における太政官制度の調査も、小中村が主に担っていたことがわかる。<sup>(33)</sup>

加えて、この『図書寮記録』以外に、図書頭時代に井上は三種の神器や神璽、大刀契に関する、「皇室典彙」と題する書籍の編纂も試みており、その目次として、

卷一 神器

神器考略 小中村義象

神璽三弁 伴 信友

神璽之説 矢野玄道

令律神璽考 小中村清矩

三種神符考 堀 直格

卷二 大刀契

とあったことが伝えられているが、これらのうち「梧陰文庫」には、池辺(小中村)義象の「神器考略」(文書番号B—一四五)、矢野玄道の「神璽之説」(文書番号B—一四六)、そして小中村清矩の「令律神璽考」(文書番号B—一四七)が収められている。<sup>(34)</sup>

また、この小中村清矩の養子であった池辺義象の資料は、右の「神器考略」のような皇室典範起草時の調書だけでなく、その後の井上の文部大臣時代にまで及んでいる。前述のごとく、池辺は図書寮員の頃より、養父小中村と同様、

井上の下で伝統的な法制度の調査などに従事し、井上・池辺の両者がともに図書寮を辞した後も、井上からの日本の古典に基づいた伝統的な事柄に関する諮問などに応じるなど親交は深く、その関係は明治二十八年三月の井上の逝去まで続いた。<sup>38)</sup>特に井上の文相時代に、池辺は井上の指示により、高等師範学校における国文専修科規則の草案（文書番号B―三三七九、三三八〇）を作成し、あるいは池辺自身も、教育政策・制度に関する意見書として、「欧州楽」だけでなく「古楽」の重要性を説いた明治二十六年五月付の「音楽学校ニ於ル意見」（文書番号B―二五五〇）や、古典講習科時代の同期生であった増田于信・落合直文との連名で作成した「教育に就きての意見」（文書番号B―二五四〇）と題する、文字通り帝国大学や師範学校、中学校、女学校、教科書、視学官といった教育機関・制度全般に関する意見書を井上に呈している。これら資料から、井上と池辺との関係について、井上からの諮問や依頼に池辺が応えるといつたかたちがあつた反面、池辺のほうからも積極的に井上に対して建議することがあつたことがわかる。

そして、この井上文相時代において、小中村清矩を含めた国学者などが携わつて確立したのが「祝日大祭日歌詞並楽譜」である。そもそも明治二十四年六月制定の「小学校祝日大祭日儀式規程」では、祝日大祭日の儀式にはそれに相応する唱歌の斉唱を行うことが規定されたが、その祝日大祭日のための唱歌自体が出来ておらず、翌二十五年に暫定的に十三曲を指定するも、いまだ正式な儀式唱歌は定められていなかった。そこで井上が文相であつた明治二十六年八月十二日に「君が代」、「勅語奉答」、「二月一日」、「元始祭」、「紀元節」、「神嘗祭」、「天長節」、「新嘗祭」の八曲を正式な儀式用唱歌とする「祝日大祭日歌詞並楽譜」<sup>40)</sup>が告示された。

当時文相の井上自身が、この儀式唱歌の制度について述べたものとして、『井上毅伝』に所収の「唱歌改正卜辞職ノ風説」と題する記事には、次の一節がある。<sup>41)</sup>

小学生徒唱歌改正の事は、余が未だ文部に入らざるの前、既に高崎正風、丸山作楽、并に勝伯等の諸氏に於て取調べられたるものにて、頗る精密なるものに付、今度はを小学生徒の唱歌に充つる事に決したるなり、

ここで井上は、文部大臣に就任する以前より、すでに高崎正風、丸山作楽、勝海舟などによって儀式唱歌が作成されており、これらが頗る精密なものであるため、儀式唱歌とすることに決したと述べている。「梧陰文庫」にも、この時告示された八曲のうち、「君が代」と、すでに森文相期に作成・配布されていた「紀元節」と「天長節」の歌を除く五曲と、及び祝日大祭日儀式で唱歌斉唱がなされた「春秋皇靈祭」、「孝明天皇祭」、「神武天皇祭」の歌の三曲を合わせた、計八曲の唱歌をまとめて記した資料が収められている（文書番号B―三〇九二）<sup>(42)</sup>。

なお最後に、「梧陰文庫」のほかに、研究所がプロジェクトなどを通じて収集してきた資料の中で、井上と明治国学との関係を示すものについて付言すると、昭和五十二年より五十八年まで展開された『國學大成』の編纂プロジェクト関連の資料群がある。『國學大成』の編纂プロジェクトは、國學院大學の「神道・国学の闡明」という建学の精神に基づき、「発生から今日まで、三百年をこえる国学の全成果、現在までの達成の統てを、ここに集成して、後世に伝えよう」という意図から、「国学の集大成」とも言うべき『國學大成』全三〇巻を編纂・刊行するとい<sup>(43)</sup>うもので、結局プロジェクトは未完のままとなったが、当時の研究所スタッフが全国をまわって撮影してきた膨大な国学関連の資料が研究所、さらに機構に引き継がれてきている<sup>(44)</sup>。そこには、福羽美静や小中村清矩、近藤芳樹といった明治国学関連の資料もあるが、それらの中で、井上と国学者との関係を示すものとして、矢野玄道の日記類（原本は愛媛県伊曾乃神社所蔵）がある。これは、矢野の高弟である木野戸勝隆が筆写したもので、断片的ながらも、矢野が二十歳代前半であった弘化年間から晩年となる明治十九年までの十三冊がある。そこには明治十七年から十九年まで

の圖書寮時代の日記もあり、特に明治十八年九月十二日の条に「朝井上毅有書、託后妃夫人等沿革考事」と、井上より「后妃夫人等沿革」に関する調査を依頼されたことが記されている。<sup>45</sup>ここで矢野が著した明治十八年十月付の「后妃考（原題は「後宮略考案」）が「梧陰文庫」に残されており（文書番号B-100）、このように国学者の日記の記述と「梧陰文庫」資料とが結び合うことで、井上が国学者に伝統的な皇室制度の調査を依頼した実態がより鮮明になってくる。<sup>46</sup>

## おわりに

以上、井上と明治国学及び国学者との関係について、「梧陰文庫」や『井上毅伝』所収の明治国学関連の資料を中心に見てきた。ここでは、井上と国学者とのつながりが、政府内での結びつきだけでなく、文芸面や学術的な事柄にまで及んだこと、また井上が国学界に広く交流をもっていたことが窺える。こうした井上と明治国学との関係は、特に井上関わった皇典講究所や國學院、あるいは今日の東京大学史料編纂所の前身である史料編纂掛などをめぐる、明治日本の国学（国文学・国史学）にまつわる学問史を見る上で、井上と国学者との政治的な関係だけでなく、人的な親交についても視野に入れるべきことを示唆していると言える。

また、井上による国学者を用いた伝統的な法制度の調査に関しても、その具体的な内容を精査することで、井上を通じて国学者が日本の近代化に果たした役割がより明確になってくるとともに、逆に明治国学のほうから焦点を当てることにより、明治初期以降の国学者による伝統法調査の歴史における井上の位置づけを検証し、合わせて皇室制度をはじめとする日本の近代法整備の歴史を国学者の学問的営為から捉え直すことで、明治日本の近代化について、従

来の近代西洋の思想や法制度を軸とした文明化の文脈からだけではない、日本の古典や歴史を基礎に形成された面もまた明らかにすることができよう。そうした意味で、井上と明治国学との関係を検証することは、明治日本の政治史や法制史、学問史、教育史などの日本近代史全般に通じる一つの主要な研究課題であり、このことは同時に明治国家形成の実相をより深く理解することにつながる可能性もまた含んでいるのである。

## 註

- (1) 國學院大學図書館所蔵「梧陰文庫」(文書番号B—三三三八)。なお、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇』(國學院大學図書館 昭和四十一—五十二年、以下『井上毅伝』)第二 六〇四—六〇六頁に翻刻されている。
- (2) ここ二年(平成十九年以降)の間だけでも、大沼宜規「晩年の小中村清矩—日記にみる活動と交友—」(『近代史料研究』七 平成十九年)、武田秀章「安政・文久期における小中村清矩の国学観—明治国学の—前提—」(『神道宗教』二〇四・二〇五 平成十九年)、同「近藤芳樹の「防長国学」」(『國學院雑誌』一〇九—八 平成二十年)、また明治初期の大学校における国学者を取り上げた熊澤恵里子「幕末維新期における教育の近代化に関する研究」(風間書房 平成十九年)や、幕末維新期から昭和戦前期までの神祇制度や皇室制度、教育機関における国学の展開を多角的に考察した藤田大誠「近代国学の研究」(弘文堂 平成十九年)などがある。
- (3) 稲田正次『明治憲法成立史』下巻 有斐閣 昭和三十七年 八八九頁。
- (4) 梧陰文庫研究会の活動については、「梧陰文庫研究会について」(梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』木鐸社 平成十二年)を参照。
- (5) 「女帝考」は、「梧陰文庫」(文書番号B—一〇一)のほか、国立国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顯関係文書」(文書番号九—二)に収められており、後者は所功氏により翻刻がなされている(『近現代の「女性天皇」論』展転社 平成十三年)。なお、「梧陰文庫」所収本は、抹消された箇所「此条の疏証には父清矩カ著ハせる女帝考を以て尤適當とす、依

て今其要を採摘して左に開列す」とあり、当時小中村清矩の養子であった池辺義象が井上に提示したものであることがわかる。

- (6) 島善高「明治皇室典範の制定過程」(小林宏・島善高編『日本立法資料全集一六 明治皇室典範』(上) 信山社 平成八年) 九三頁。
- (7) 島氏はほかにも「明治初年の「皇親」論議 梧陰文庫所蔵「皇親」の紹介と翻刻」(『早稲田人文自然科学研究』四三 平成五年)で、「梧陰文庫」所収の「皇親」(文書番号B—八四)を翻刻するとともに、その解題では、同じく「梧陰文庫」に収められている福羽美静・近藤芳樹作成の「親王内親王考案二則」(文書番号B—四二)、及び「親王内親王考」(文書番号B—一六)を引いて考察している。なお、同氏の「明治皇室典範の制定過程」五一—一六頁も参照。
- (8) 小林宏「井上毅の女帝廢止論—皇室典範第一条の成立に関して—」(梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社 平成四年) 三九一頁。
- (9) 島氏の「明治初年の「皇親」論議—梧陰文庫所蔵「皇親」の紹介と翻刻—」及び「明治皇室典範の制定過程」を参照。
- (10) 『図書寮記録』を構成する各節の草稿は、宮内庁書陵部に多く収められているが、「梧陰文庫」中にも『図書寮記録』上編所収「維新後親政体制」の草稿がある(文書番号B—一〇二六、及びC—三三—⑬の紙背)。
- (11) 『図書寮記録』が、後に『皇室典範義解』につながる皇室典範各条(特に第十一条)の説明を井上が作成する上で活用されたことについては、拙著『井上毅と宗教—明治国家形成と世俗主義—』弘文堂 平成十八年 一〇二頁を参照。また『図書寮記録』については、堀口修「図書寮における「図書寮記録」、「帝室日誌」、「帝室例規類纂」の編輯(纂)について」(上)・(下)、『大倉山論集』五二、五三 平成十八、十九年)も参照。
- (12) 明治初期以降の官省内における国学者の伝統法調査については、藤田前掲書中、特に第六章「近代皇位継承法の形成過程」と国学者—明治皇室典範第一条成立の前提—を参照。また国学者が関与した政府内における御系譜調査の機関の変遷については、田邊勝哉「皇室の御系譜に就いて」(『國學院雜誌』三四—一二 昭和三年)を参照。
- (13) 『井上毅伝』第四 一六一—一七頁。
- (14) 『井上毅伝』第三 七〇四頁。引用文中の「」内は引用者による註記を示す。
- (15) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会 昭和四十三年 九四二頁。

- (16) 『井上毅伝』第四 一四頁。
- (17) 『井上毅伝』第四 一六頁。
- (18) 『井上毅伝』第六 四—一五頁に所収。また、この「総常紀行」には、村岡良弼による評も記されており、そのため後年村岡が幹事を務めた如蘭社の機関誌『如蘭社話』後編巻十八（大正五年）には、村岡校「井上毅「総常紀行」」が掲載されている。
- (19) 斯文学会については、『斯文六十年史』斯文会 昭和四年、二一九—二二三頁を参照。
- (20) 『井上毅伝』第五 八五頁、参照。また、井上は斯文学会設立の立役者である岩倉具視に向けて、同学会保護のための建策も施している（『井上毅伝』第一 三二四—三二五頁）。
- (21) 『井上毅伝』第四 四三五頁。
- (22) 清宮秀堅『古学小伝』成立の背景を考察したものとして、中澤伸弘「清宮秀堅『古学小伝』成立に関する一考察」（『國學院雑誌』一〇七—四 平成十八年）を参照。
- (23) 井上と佐野との親交がどれほどあったかについては不明な点が多いが、この後の明治二十一年から二十三年の帝国憲法発布前後の時期に、井上は佐野邸にて、「行政の目的に就いて」と、「法律と道理との論」（ともに『井上毅伝』第五に所収）と題する演説を行っている。特に前者の「行政の目的に就いて」には金子堅太郎や中根重一といった官僚らも参加していたことが記されており、この時期に佐野のもとで官僚らが集った研究会のようなものが開かれていたことが窺える。また、これら井上の演説とともに、西洋の法制度と東洋の道徳との関係についての所感を述べているものであるため、単に近代西洋の法制度に関する研究会というよりは、むしろ東洋の道徳にも目を向けて検討する研究会であったと見ることができる。こうした佐野を中心とした東洋道徳に関係した研究会に、井上も参加していたことは、両者の間に少なからず親交があったことを示している。
- (24) 一方の『地方新書 田制部』は、明治二十二年七月に清宮氏蔵版で刊行され、『梧陰文庫』にも収められている（図書番号四〇一）。
- (25) 『地方新書 度量権部』をはじめ、「梧陰文庫」中の度量衡関連の史料を紹介したものととして、宮部香織「井上毅旧蔵の度量衡関係史料について」（『國學院大學日本文化研究所編『井上毅と梧陰文庫』汲古書院 平成十八年）を参照。

- (26) 「梧陰文庫」所収の二通の「修士事業二関スル意見」(文書番号B―三二二、及び三二二二)。両文書はともに『井上毅伝』第五 一二〇―一二三頁に翻刻。「梧陰文庫」所収の栗田関係の資料は、後述するものを除いて、ほかに星野恒(文科大学教授)・三上参次(同助教授)連名による「史料修正の予定」(文書番号B―三一〇七)がある。なお「仮字紀伝議・藤原鎌足伝」(文書番号B―三〇七四)に「寛」の名があり、そこから國學院大學日本文化研究所編「梧陰文庫総目録」(東京大学出版会 平成十七年)では「栗田」寛」と推定しているが、これは日下寛を指す。「仮字紀伝議・藤原鎌足伝」については、秋元信英「明治二十六年栗田寛の修史事業構想」『國學院女子短期大学紀要』一 昭和五十七年 一三二―一三三頁を参照。
- (27) 秋元氏は別稿において、「梧陰文庫」所収の明治十八年十一月付、修史館内における総裁三条実美宛の意見書(文書番号B―三二二七)も翻刻・紹介している(『明治一八年十一月の修史館総裁三条実美宛の修史意見書』(『國學院雜誌』七一―一〇 昭和四十五年)。
- (28) 栗田寛については、栗田勤「栗里先生年譜略」(『続日本古典全集 栗里先生雜著』一 現代思潮社復刻版 昭和五十五年)、照沼好文『栗田寛の研究―その生涯と歴史学―』錦正社 昭和四十九年、安蘇谷正彦「栗田寛」(『國學院黎明期の群像』國學院大學日本文化研究所 平成十年)など、参照。
- (29) 秋元「明治二十六年栗田寛の修史事業構想」一二〇―一二四頁、参照(引用部分は、一二二、一二四頁)。但し、秋元氏は同時に、栗田の意見にある国文体国史の必要を外面では唱えつつも、結局は栗田の意見を否定し、国文体国史の編纂を採用しなかった井上の姿勢に対して「いかにも井上殺らしい、ポーズと政策検討の使い分け」とも評している(一六〇頁)。このような秋元氏の評価にも表されるように、井上は国学者に調査を依頼するにせよ、その調査結果を採用するかについては、「政策検討」ないし井上の考えと合致するかによるところが大きく、こうした井上の姿勢は井上と明治国学との関係を具体的に検証する上で念頭に置く必要がある。
- (30) 「梧陰文庫」所収の栗田寛「学規稿」については、照沼好文「水戸の学風―特に栗田寛博士を中心として―」(水戸史学会 平成十年)第二章「栗田寛博士の学制試案―栗田寛博士自筆稿本「学規稿」について―」を参照。
- (31) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社 昭和四十六年、安蘇谷正彦「会沢正志斎の国家思想(下)―明治維新への先覚と明治国家の精神的支柱―」(『日本及日本人』一六三三 平成十一年)など、参照。

- (32) 後の平成十七年刊行の『梧陰文庫総目録』では、さらに昭和五十八年に追加寄贈された分や従来未整理のままであった分を「E 袋入之部(追加)」及び「第II部」として増補している。
- (33) 以上のほか、「梧陰文庫」所収の小中村清矩作成の資料は、後述するものを除いても、「朝堂へノ勅使派遣ノ調書 附延喜式拔書」(文書番号B―六四〇)、「大閣禪閣ノ名称」(文書番号B―八〇三)、「妾ヲ二等親トスル説」(文書番号B―二〇五八)、「妻妾名義考」(文書番号B―二〇九四)、「皇典古籍に志しある少年教育の学科書に用ふべきもの」(文書番号B―二九四九)など多数に及ぶ。
- (34) 宮内庁書陵部所蔵「図書寮記録下篇目次」(文書番号四一五函一―一八號)。
- (35) 池辺(小中村)義象の「神器考略」の草稿が、同じ「梧陰文庫」中に一本あり(文書番号B―一四八)、さらにその原型となるものが、西尾市岩瀬文庫所蔵「喪葬令摘註」(文書番号一六五―一二)に綴じられている。そこでは末尾に池辺の自筆で「右ハ井上図書頭ノ下問ニ答ヘシモノナルカ栗田寛翁ノ神器考証ニ依テモノセシ故神器考畧ト名ケタル也」と記されている。
- (36) 無窮会専門図書館所蔵「神習文庫」には、井上の修正が施された「神靈之説」の草稿が収められている(文書番号一六九七)。
- (37) 「梧陰文庫」所収の図書寮員時代の池辺による調査資料として、既述のものほかにも、明治二十年四月七日付の「古代外交考」(文書番号C―五七)などがある。「古代外交考」については、拙稿「明治二十年代初頭における国学の諸相―池辺義象の著作を中心に―」(『國學院雑誌』一〇四―一一 平成十五年) 二九〇―二九一頁を参照。
- (38) 池辺は井上が逝去した後も、遺稿集となった『梧陰存稿』の編纂・刊行を果たし(拙稿「明治国学の継承をめぐる―池辺義象と明治国学史―」(『國學院雑誌』一〇七―一一 平成十八年) 一八〇頁、参照)、明治二十八年六月の『大日本教育会雑誌』第一六六号には、井上の小伝を寄せている。この池辺による井上小伝の抜かりが「梧陰文庫」に収められている(文書番号B―四二六一)。
- (39) 池辺による「音楽学校ニ於ケル意見」については、江崎公子「五通の手紙―東京音楽学校存廃論をめぐる―」(江崎公子編『音楽基礎研究文献集 解説』大空社 一九九四年) 一一九―一二二頁、参照。同稿では、「梧陰文庫」所収の他の音楽教育に関する意見書(村岡範為馳「音楽改良意見」(文書番号B―三〇八〇)、同「東京音楽学校存廃ニ関スル意見」

(文書番号B—三〇八二)、E・H・ハウス「音楽教育ニ関スル意見」(文書番号B—三〇八五)、末松謙澄「歌楽論」(文書番号B—三〇九九)についても解説している。

(40) 「祝日大祭日歌詞並楽譜」成立までの過程については、入江直樹「儀式用唱歌の法制化過程——八九四年「訓令第七号」が学校内唱歌に残したもの」(『教育学雑誌』二八 平成六年)を参照。また、井上はこれに先立つ明治二十六年五月五日に「小学校祝日大祭日儀式ニ関スル件」を發して、従来の「小学校祝日大祭日儀式規程」ではすべての祝日大祭日において儀式の施行が定められていたのを、「頻繁ニ涉リ疎慢ノ嫌アラシムルニ至テハ却テ敬祝ノ本意ヲ失フノミナラス其ノ良心ヲ教養スルノ目的ヲ誤ルモノニ近カラムトス」として、原則三大節(紀元節・天長節・一月一日)に限定し、その他の祝日大祭日における儀式施行は各学校の任意としている。井上による「小学校祝日大祭日儀式ニ関スル件」については、佐藤秀夫「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」(『教育学研究』三〇—三 昭和三十八年)、参照。

(41) 『井上毅伝』第五 四四〇頁。

(42) 本資料には、「元始祭の歌 鈴木重嶺作」、「春秋皇靈祭の歌 谷勤作」、「孝明天皇祭の歌 本居豊顕作」、「一月一日の歌 千家尊福作」、「神嘗祭の歌 木村正辞作」、「神武天皇祭の歌 丸山作楽作」、「勅語奉答の歌 勝安芳作」、「新嘗祭の歌 小中村清矩作」が順に記されている。

(43) 内野吾郎「『國學大成』編纂の構想」(『國學院大學日本文化研究所報』八一 昭和五十三年)、参照。

(44) 『國學院大學日本文化研究所報』には、昭和五十年代半ばから六十年代初頭にかけて、『國學大成』の編纂プロジェクト、ないしその他の国学資料収集関連のプロジェクトにおける出張で収集した資料に関する報告が、継続的に掲載されている。

(45) 『國學大成』編纂に基づき、愛媛県伊曾乃神社所蔵「伊曾乃文庫」に収められている矢野玄道の伝記・日記類や著作・歌集などを主に出張調査した記録が、「矢野玄道関係資料の調査蒐集(三)」(上田賢治・永藤武・大原康男・阪本是丸)として、『國學院大學日本文化研究所報』一〇一(昭和五十六年)に掲載されており、そこには当該箇所をもって「当時、玄道は図書寮御用掛であり、図書頭の井上毅からも命を受けて、皇室関係の典籍などを考証してゐた」との指摘がある。図書寮御用掛時代における矢野の皇室制度調査については、矢野太郎『矢野玄道』愛媛県教育会 昭和八年 二五—二五五頁、参照。なお、同書二五二頁には、矢野宛の井上書簡も図版で掲載されている。

- (46) 大沼氏が紹介する小中村清矩の日記にも、井上から依頼された調査に関する記述がなされており（大沼宜規「古典講習科時代の小中村清矩―日記にみる活動と交友―」（『近代史料研究』二一 平成十四年）、それに対する小中村の調査資料が「梧陰文庫」に収められている（拙稿「明治二十年代初頭における国学の諸相―池辺義象の著作を中心に―」二九二頁、参照）。

## 相馬地方における平田鍊胤書簡（VI）

「近世国学の靈魂觀をめぐるテキストと実践の研究

— 靈祭・靈社・神葬祭 — 研究事業

### はじめに

本稿は、國學院大學図書館蔵の高玉安兄宛平田鍊胤書簡の翻刻である。同文書については、日本文化研究所の若手研究者（大学院生を含む）による研究会である「近世社家文書研究会」によって翻刻作業が始められ、平成十四年度以降は同研究所の研究プロジェクトのなかで調査研究が進められた。<sup>(1)</sup>平成二十年度からは研究開発推進機構日本文化研究所の研究事業「近世国学の靈魂觀をめぐるテキストと実践の研究—靈祭・靈社・神葬祭—」（研究代表 松本久史）において、調査が継続されて翻刻を進めている。

これまでの調査・翻刻の成果は五回に分けて『國學院大學日本文化研究所紀要』に発表してきた。<sup>(2)</sup>今回の翻刻は、これらに続くもので、差出の年代がまだ確定されていなかった書簡のうち、三十二通（断簡を含む）について年代

推定をしたうえで翻刻したものである。

翻刻の担当者は、本事業の担当者である松本久史（講師、研究代表者）、遠藤潤（助教）、星野光樹（PD研究員）、小林威朗（研究補助員）、三ツ松誠（研究補助員）および田中秀典（研究開発推進機構学術資料館研究補助員）である。うち編集事務は三ツ松が担当した。

今回、翻刻の対象となった書簡について簡単に紹介しておきたい。これらの多くは既に述べたように、これまで年代が確定していなかったものであり、内容的にもその細部の文脈を理解しにくいものが少なからず含まれている。これらの書簡の年代推定には、年代や内容の比較的明確な高玉家宛書簡や「気吹舎日記」の諸記事を参照したが、今後、内容をいっそう正確に理解し、一連の文脈のなかに位置づけるためには、関連史料との相互参照作業が不可欠である。

これまでと同じく、今回翻刻の書簡のなかでも、書籍関係の記事は多く見られる。時期の早いものでいえば、（天保七年）十月七日の書簡（【三】）では『玉櫛』第五巻と『大扶桑国考』の彫刻について記されている。同時に『玉櫛』第二巻については事情があつてその版行をあとに回している様子にも触れている。【二十四】では同書第六巻の彫刻に着手したことが述べられるとともに、同書第十巻の版行についても話題にのぼっている。『玉櫛』のなかで第二巻と第十巻は他の巻に比べて版行が遅れたことが知られているが、これらはその事情に関わるものである。ただし、具体的理由についてはいづれも触れられていない。

門人関係では、（嘉永四年）八月十七日の書簡（【十】）で、秋元房照（陸奥国岩城檜峯郡上川内村 正八幡宮羽山宮神主）の入門や、三嶋玉温（伊予国越智郡大三島宮之浦 大山積大明神社長）の来訪について述べられている。書簡中で羨胤は秋元の入門について高玉安兄の貢献をたたえるが、この時期は、高玉や奥山正胤らの紹介によるま

った入門者のあった時期である。こののち、十月二十三日には菅長好（菅右京、伊予国越智郡 大三嶋社禰宜）が景安正朝（備後国御調郡山中村 賀羅加波神社社主）とともに気吹舎を訪問して入門している（『気吹舎日記』『国立歴史民俗博物館研究報告』一二八、二六一頁）。

【七】や【二十四】などの書簡からは、入門した者たちから篤胤の「霊代」として、短冊などが望まれている様子が伺える。年代推定にもあるように、弘化四年には篤胤の短冊を求められた鏡胤がこれを断っているが、【二十四】では「古史徴の稿本の内紙簡五枚」を高玉宛に送るので、それを所望の門人たちに分けるようにと指示している。ここでは、篤胤の没後であっても、依然篤胤が門人たちを惹きつけていた様子がみられる。

## 註

- (1) 平成十四・十五年度「近世近代の神道家・国学者の基礎的研究」プロジェクト（担当 阪本是丸）、平成十六・十八年度総合プロジェクト「神道と国学の歴史に関する資料的研究」、平成十九年度プロジェクト「近世国学の靈魂観をめぐる思想と行動の研究」（研究代表 松本久史）。
- (2) 「相馬地方における平田鏡胤書簡―解題と翻刻―」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第八十九輯、平成十四年三月）、「相馬地方における平田鏡胤書簡（Ⅱ）」（同第九十輯、平成十四年九月）、「相馬地方における平田鏡胤書簡（Ⅲ）」（同第九十一輯、平成十五年三月）、「相馬地方における平田鏡胤書簡（Ⅳ）」（同第九十九輯、平成十九年三月）、「相馬地方における平田鏡胤書簡（Ⅴ）」（同第百輯、平成二十年三月）。

## 『資料翻刻』

### 凡例

- 一、 変体仮名は「者」、「而」、「江」などについてはそのままとしたが、そのほかは現行の仮名に改めた。「坐」「座」は「座」に統一した。
- 一、 原則として、字体は異体字を含め、通行のものを用いた。
- 一、 「ㄣ」記号で原本の改行を示した。
- 一、 欠字・平出・擡頭はこれを反映した。
- 一、 判読できない文字は、□で示した。

※書簡は年代の古い順に配列した。なお「B 91」などの番号は年代推定以前に付した整理番号である。

※特に注記のないものは平田鏡胤差出高玉安兄宛の書簡である。

※なお、史料は全て國學院大學図書館蔵。

## 【一】 B 88

(天保期 年月日不詳 夏)

〔高玉君 平田〕(ウワ書)

○二白奥州海辺通りハ貴君「先驅ニ而御座候所御  
 帰り後一向御不」精之様被存甚心ならず候如何  
 候哉「しつかり御出勤學可給候」

一筆致啓上候甚暑之節「之由候得共貴家御揃倍々」御  
 清栄可被成御起居珍重「奉存候随而当方親父初無」別  
 義罷在候間乍慮外御休意「可被下候然者其後ハ一向ニ」  
 御左右無之如何御入候哉此方も「書状差立申度候  
 得共御存知之」繁用ニ御座候上当年ハ春以来「

(後欠)

【年代推定】「親父」すなわち篤胤の生前、高玉の「御  
 帰り後」「一向ニ御左右無之」時期のものである。気  
 吹舎に長らく滞在していた高玉民部は、天保三年の九

月四日に「帰国出立」しているの(「気吹舎日記」  
 『国立歴史民俗博物館研究報告』一七八、平成十八年  
 三月、五七頁)、その後間もないころであろうか。少  
 なくとも、高玉が帰国して、篤胤が健在な時期の書簡  
 であることは間違いないと考えられる。

## 【二】 B 87—1

(天保期 年月日不詳) 高玉丹波宛平田内蔵介(鏡胤)書簡

〔尾張殿藩中〕

大角倅

高玉丹波様平田内蔵介

御報〔(封ウワ書)

【年代推定】篤胤が尾張藩から扶持をもらっていた時  
 期(文政十三年七月〜天保五年十一月)のものと考え  
 られる。【二十四】とは時期が異なるものと考えられ

る。

〔三〕 B 83

(天保七年) 十月七日

七月廿七日出之御状八月□□□□□□致拜見候先以  
貴家御揃弥御安全被成」御暮之旨目出度奉賀候隨而  
当方無□□□□□□御安全可被下候然者先□□玉  
手纏新本四冊差上候所御落手にて」則御入銀貳百疋  
御差越被下慥ニ入□□□□□□

(行欠)

扱又御別紙ニ被仰越候趣一々承知□□□□必々御出精  
有之度奉祈候」

一西山氏方同姓之者之事御尋ニ御座候追々」相調べ  
可申遣候乍去姓氏之儀ハ上古と違ひ」当時ハ乱りか  
ハしく際限もなきやう□□□□事故中々以急ニハ  
分り不申候□□□油断なく相調べ可申候間御待被成  
□□□御序ニ御伝言可給候勿論御同所□□□壹封相

送り申候乍御世話御届可被下候」

一玉たすきニ之卷上木之事被仰下候へ共」是ハ子細有  
之跡へ相廻し申候第五之卷彫」刻いたし居尚又扶桑  
国考をも□□□彫刻取掛り申候つもりに御座候右ニ  
付□□□会之儀早々御出精奉頼候扱先□□□被仰下  
候ニハ近々御掛銀差上可申其上ニ」開題記ニ而も何  
ニ而も早々差送り候様ニと被仰」下候故拙子義ハ其  
通り相心得御待申居候」然ルニ未タ少しも御遣ハし  
不被下候故つらく」相考へ候所貴君ハ御用心ふか  
き御性□□□□させ候後ニ開題記なり何な□□□  
越さず候節ハ出させ候人々ニ対し気□□□□事と思  
召今ニ御越しも無之ニやと□□□□いたし候乍去夫  
ハ決而間違へ不申候得共々様」見合せて隙入候より  
ハ先へ板本差上置候□□貴君之御安心と奉存候間今  
般先ツ開題□□壹部みはしらニ部仲景考三部□□□□  
□□□合本ども御受取置被下御掛銀□□□多少ニ限ら  
ず早々追々ニ御送り被下□□□御働キ頼入候外方も  
追々進学□□□□いたし候所貴君之御受持之分ハ一

向ニ参□「不申候而小子義甚こまり申候勿論是迄□」

昨年方之不作ニ而何レも御困窮と存候得共」当年ハ

豊作と申ス事故大御出精奉希□」猶又玉たすき出来

分御入用ニ候ハ、□□」而も差上可申候御都合次第

可被仰下□□「御返事奉待候先ハ右之段申上度□□」

御座候以上」

十月七日

ひら田」

高玉様楳下」

尚々御国君御初御一統え宜敷御」□□申候家内共一同

宜申上旨申候倅とも」成長只今ハ三人ニ而やかましく

こまり申□「御出生未無之哉御様子御聞せ可被下候」

【年代推定】『玉襷』第五巻と『大扶桑国考』が彫刻中

であるが、「平田塾刊本目録」(『明治維新と平田国学』

国立歴史民俗博物館、平成十六年九月、七三頁)によ

れば、それぞれ天保七年の十月、十一月の刊行物であ

り、本史料も同年のものと考えられる。

【四】B 89—1

(弘化期 年月日不詳)

追而申上候貴公ニハ先年亡父事も」格別御懇意ニもい

たし候事故何ぞ」形見之品差上度と此間中方存居」

候得共扱々何も無御座候扱また認メ」候ものも甚少く

こまり入候得共」此短冊一葉差上申候御受納」可被下

候宿元ニも至而扨底ニ御座候」間随分御秘蔵可被成下

候以上」

鏡胤」

安兄君」

又申上候貴公御名前を玉たすき」校合人之中へ出し候

やう一昨年病」中亡父申聞候間其通りニいたし」候心

得ニ御座候此段も御心得置可被下候」

【年代推定】「先年亡父」は一昨年「病中」だったとい

うから、これは篤胤が没した翌年から翌々年の間に書

かれたものだと考えられ、天保十五年(＝弘化元年)

か、弘化二年のものだと推定できる。

【五】 B 95

（弘化二年 月日不詳 夏）

近年別而繁用ニ御座候間書状」大略御免可被下候い  
つもく御免奉希候」○外御三人江御知らせ書状差  
上申候」御届可被下候

先月廿七日出之貴書当七日ニ相届拜」見いたし候如仰  
大暑御座候所被成御揃」愈御安全奉賀候次ニ当方其後  
弥」無事罷在候御安意可被下候久し」ふりニ而御互ニ  
御左右相知レ大慶いたし候」

一亡父靈前何分之御品御備被下御懇」志不浅辱奉存候  
御家内様方江も」御礼宜御申上可被下此方母初何れ  
も」厚く御礼申上候

一靈号御尋被下未だ定り不申候乍」去近々極り候筈ニ  
御座候間其上ハ早々御知」せ可申候

一写本の代料御尋被下右之通りニ御座候」

【年代推定】篤胤が靈号をもらうのは弘化二年八月

（近藤喜博編『白川家門人帳』、白川家門人帳刊行会、  
昭和四十七年一月、三七六頁）であるが、この書簡は  
その直前の内容を含む。

【六】 B 80

（弘化四年）一月二十四日

「高王安兄君几下 鍊胤」（ウワ書）

半谷氏御帰国ニ付一筆致啓」上候未余寒過兼候得共貴  
家」御揃愈御壮栄可被成御起居」奉賀候次ニ拙方無異  
罷在候」乍憚御安意可被下候然者今般」初而半谷氏御  
入来之所日数も」少々別而御艸々申候乍去段々」貴君  
御取立ニ而進学之人々」出来いたし候段具大慶致候」  
当方之様子ハ此御人方御承知」可被下候甚以残多御

座候何卒」貴君ニも是非々々不遠御出府」御座候様い  
 たし度御待申居候」幸便ニ付何ぞ差上度御座候得共」  
 不任心今般 薩州栄翁様」御額字摺物一枚致進上候」  
 是ハ二十枚限之品ニ御座候条左ニ」御承知可被下候  
 色々申上度義も」御座候得共只今御出立差懸り」候間  
 委曲ハ后便可申上候扱々」半谷氏御逗留中御艸々」之  
 仕合御同仁御両親方へも」宜敷御伝声奉希候甚差」急  
 キ早々申上候以上」  
 正月廿四日 朝

【年代推定】「気吹舎日記」によれば、半谷政因（日記  
 中では、小忠太、小仲太、日向正）は弘化四年一月十  
 七日に気吹舎を訪れ、十九日に入門、二十四日に江戸  
 を発っている（二二―二一頁）。この記事との対応関係か  
 ら書簡の年を推定した。なお、「誓詞帳」では入門の  
 日が十八日となっている（『新修平田篤胤全集』別巻、  
 名著出版、昭和五十六年六月、一三―二四一頁）。

## 【七】 B91

（嘉永期 年月日不詳）

（前欠）

一入門之人々江亡父霊代として」短冊沓葉ツ、も御所  
 持被成度御趣」意ニ候得共兼而御断り申候事故其」  
 段ハ御余義なく仍而此上ハ悴」延太郎ニでも代筆為  
 致候やうニ」との御事思召之所ハ御尤ニ候得共」是  
 又御断申上候但しかやうニ申候」而ハ余りニ無面目  
 ニ而御氣之毒ニ」御座候得共世間の学者を見候ニ兎」  
 角哥よミ多く哥を詠候ものハ」必字びの方籠略ニ御  
 座候夫故道」の行ハれ候事埒明不申候仍而拙」子ハ  
 哥詠大きらひ子々孫々申」伝へ哥ハ詠ませ申間敷此  
 外甚」将棋茶の湯など一切いたさせ」申間敷と申付  
 候事ニ有之候間」何分ニも不悪御承引可被下候」右  
 之通りニ御座候得共折角御入門」之御方々亡父の霊  
 代をと御望ミ」被成候も実ハ御尤之事また貴君」ニ  
 も追々多勢御誘引も可被下由」然ルニ何歎なくてハ

と思召候も是又」至極御尤ニ奉存候右ニ付御内談申候」亡父認候もの、内短冊また色紙」などきれいに認候ものハもはや至而」扨底ニ相成候間以來一枚も差上兼候」半紙半切其外反故のうら」などへ何かの下夕書ニいたし字三ツ」四ツ或ハ哥の半分ぐらゐ又中ニハ」一首まるで書候も有之候また俗」文或ハ葉方など書候ものも有」之候是等ハ随分数々有之候間」成たけ見よき所をえり出し」葉ツ、相送り候事ハ如何但し亡父の名ハ」無之候間拙子のことわり書を添へ」可申候譬へハ」

此——ハ亡父の筆「疑ひなきもの也某の所望」

ニ付相贈る 鏡胤

右やうニ相記し可申候諸方ニも此例」有之大抵同様之御望ニ而実ニこ」まり申候拙子代ニ相成り入門三四十」人有之候内過半右之通りニ御座候」弥御懇望ならバ相贈り可申候間」右之所ハ極内々貴君御腹の内へ」御納メ置可被下候」

一紅入御越し被下則三百文分」相求メ差上申候蛤貝ハ

こまかに」破レ候間かくの如くニいたし差上申候」余ハ后便可得御意候御覧後」御火中可被下候 かしこ」

【年代推定】書簡「相馬地方における平田鏡胤書簡（Ⅳ）」【十二】において、短冊の注文を断っているのが弘化四年のことであるから、それ以降のことだと考えられる。文中には「入門三四十」とあるが、「誓詞帳」によれば、篤胤没後の門人数は、弘化五年までで合計二十五人、嘉永元年までで三十七人、翌二年までであれば四十八人となる。これらから、本書簡は、およそ嘉永元年前後のものと推測される。

【八】 B 106

（嘉永三年）五月五日 高玉民部（安兄）宛碧川操之助（好尚）書簡

「碧川君ハ鏡胤先生実弟也」〔端裏書〕

「此度内蔵介事参上仕」候に付一筆啓上仕候向暑之節「御座候得共被成御揃益御」繁栄被成御座珍重奉存上候「然者先年已来毎度御文」通被下候処御返事も不申上「甚失敬ニ打過候段偏ニ御宥」免可被下候且亦此度内蔵介「参上彼是御厄介相成候儀と」奉存候何分ニも宜しく御心添「被下候様奉願候殊ニ其表妙」見様御祭礼為見も相成候「哉のよし誠ニ珍敷また」嘸々大悦仕候義と奉存候此度「参河ニ任せ何ぞ差上可申候」筈之処不能其儀誠ニ印迄ニ「扇子式本小扶桑木呈上」仕候間御笑納被下候へ者大慶「奉存候追々御子息様にも」御盛長之よし承知仕而恐悦「奉存候扱亦先年已来学事ニ」厚く御骨折可被下候ニ付其表も「追々古学信仰之者も出来候」よし兄方承知仕候全く「其御許様御骨折故之事ニ而」我於も何寄大慶千万可有「先者一寸右之段為可得貴」意早々如此御座候恐惶謹言」

五月五日認碧川操之助」

高玉民部様」

皆々様江も宜しく奉希候「兄事何分も奉希候近年」之内江戸江も今壹度ニ御出「候様呉々も奉待候以上」一先年は結構之真わた「御患投被成下難有奉存候乍序」御礼厚く奉申上候以上」

【年代推定】鏡胤が秋田に行き、高玉の家にも寄るのが嘉永三年五月十三日からである（「気吹舎日記」、二二九頁）。この史料はその直前の内容を含む。

【九】 B 76

（嘉永三年）五月七日 高玉民部（安兄）宛平田延太郎（延胤）書簡

一筆啓上仕候追日暑氣「之節罷成候得共弥御安恭」可被成御勤務珍重御事「奉存候随而当方家内一同」無異罷在候乍憚御休意「可被下候然者今般愚父事」国許江

罷越候ニ付御地江も」罷出方端御介抱ニ罷成候事与」  
奉存候猶別紙一封御渡し」被下度奉願候先者右申上度」  
如斯御座候猶追々可申上候」

恐惶頓首」

五月七日 延太郎」

民部少輔様」

参人々御中」

尚々御家内様御一統江宜敷」

【年代推定】書簡【八】と同じ根拠による。

【十】 B 81

(嘉永四年) 八月十七日

尚々齒葉其外一二種良方」有之候貴家之御為ニ相  
成事にて長ク」御伝受申候而も宜敷御座候尤も御  
直伝」ならでハ相成兼申候御為ニ相成事ニ候ハ、」

何敷之御礼として御伝可申候以上」

先月廿七日之御状当七日暮方」相届拜見如来命嚴  
暑御座候所御揃」□御安全奉賀候次ニ当方無異」

□安意可被下候然者先達而疋宿主」田代氏御入門  
之答謝并ニ夫々申上候」事共御承知之由且神拝式  
御受取之旨委曲被」仰被入御念候御事承知いたし  
候」

一今般岩城なる秋元氏入門ニ付御束」脩金百五十匹御  
誓詞共御差越夫々」被仰越候事共一々致承知候如仰」  
岩城ハ初てニ而猶以後追々相増可申」□全く貴君御  
出精故と深く辱大」慶いたし候先人の靈嘸々満足ニ  
被存候事と被存候追々遠国へも相弘」まり先達  
而方肥後ノ国人参り居り」猶又此節伊与ノ大三嶋ノ  
神主も参り」当分逗留勤学のつもり又無程同社」  
中方も参り候筈ニ御座候御同慶可被下候」

一御注文之品々差上申候宜敷御取計」可被下候外ニ齒  
葉十厂皮四帖」筆五分品壺封差上申候」  
但し木匠祖神号無之ニ付跡方差上可申候」

一誓詞之文之事承知いたし候若も」案紙なくハ追而別  
ニ写させ差上可申候」

一松本氏之事承知いたし候しかし」右ハ拙子方貴君  
迄御相談申候事ニ」御取計可被下候実ハ此節出来合  
も」無之殊ニ近来写本もの大ニ急かしく」早速ニハ  
出来兼候間五十音にても」送り可申哉何ぞ外ニ望ミ  
も候哉御問」合せ被下度段御相談申上候事ニ御掛」  
合可被下候可相成ハ注文之上相送り度」御座候」

先者右貴答得御意度如此御座候以上」

八月十七日

鏡胤

高玉君

尚々神代系図ハ 五匁五分」皇典文イハ式匁五分ニ  
御座候尤も一わり」半引ニ而宜しく候事」

【年代推定】嘉永四年には、八月七日に「岩城なる秋  
元氏」こと秋元房照（右近）が入門しており（誓詞  
帳）、これに先立つ七月二十四日には「予州三島神  
社大祝」が気吹舎を訪れ、二十八日に入門している。

これは「学問之為出府」ということであり（「気吹舎  
日記」、二五九頁）、「誓詞帳」と照合して考えるに、  
伊予国越智郡大三島宮之浦の大山積大明神社の三嶋玉  
温（大祝）を指すと推測される。

【十一】B 90

（嘉永四年十二月）十七日

甚寒相成候得共御揃弥御安」全奉賀候然者先便ニ海」  
老沢御注文之もの委曲申上候」定而御承知被成候事  
と奉存候」早々御返事待入候」

一大祓詞三帙出来候間則差」上申候御受取可被下候」  
一今般珍書二種活字本出来」

本代料之義ハ壹部程ニ而少しも」引ケなしニ御  
座候左様御承知可被下候」

至而部数なきものなれども若又」此外ニ御入用候  
ハ、才覚いたし」跡方差上可申候御沙汰なく是限  
ニ」差出し不申候」

先ハ右申上度早々如此御座候 以上」

十七日」

鏡胤」

高玉君」

尚々時候折角御為咄可被下候」

一拙生娘当年十七才に相成候もの」此節同藩中と所望ニ而年内」嫁し遣ハし申候事ニ而甚取込居候間」今便何事も大略いたし候以上」

【年代推定】鏡胤の娘、いく（元みか）とすずはいずれも秋田藩士に嫁いでいる。いくは天保六年生まれ、すずは天保十一年生まれであり、十七歳になるのはそれぞれ嘉永四年、安政三年ということになる（『明治維新と平田国学』、一〇頁）。「気吹舎日記」にあたると、安政三年の秋から冬に関連する記事が見えないのに対し、嘉永四年については、十二月二十三日条に、村瀬良助から結納諸品代が届き、「美嘉」が「幾」と名を改めたことが、記されている（二六三頁）。直前

の十七日条（二六二頁）には高玉民部に書物を出したことが書かれており、本書簡と状況が合致する。

【十二】 B 92

（嘉永四年 月日不詳）

（前欠）

又申候候貴君追々御心配被下候故」段々拙者門人もふえ申候昨年ハ」旅行故都合六拾三人か有之候」其内桑折辺式拾四五人ニ御座候」早田伝之介ハ嫡子も孫も旧冬」入門いたし候彼是御安心可」被下候序故御礼旁申上候 以上」

【年代推定】「誓詞帳」では、早田伝之助の子である松之助の入門が嘉永三年十二月三日、孫の武助のそれは嘉永四年正月二十三日であるので、嘉永四年と推定した。

【十三】 C 2

(嘉永七年 月日不詳)

御問合せ申候」

一書物のとぢ糸ハ此糸の太白相用申候」右之糸御手許ニ而御こしらへ被下候」事ハ出来不申候哉尤も染ハ江戸染ニ」いたし白ニ而宜く扱者直段ハ金壺両ニ」いくら目ニ而御出来上候御考への上後便ニ」否哉御左右可被下候是迄江戸ニ而も買ひ」又ハ秋田方取よせたる事も御座候尤も年ニ」少しツ、直段の高下も可有候得共大抵の所」被仰下候尤もしかし一年の入用百目方」百五十目斗りも入り可申候」

一序ニ付申上候先年御恵ミ被下候きぬ糸者」少し細く御座候昨年御恵被下候ハ少し太く御座候」常の品ニハ少し太過キ申候然ル所旧冬以来」軍用の着込類品々仕立ニ用ひ候而至極宜く」誠ニ調法仕候殊ニ品柄之事余の品方も一入」念入候事ニ而御恵ミの程別而有がたく家内之者も」宜く御礼申上候様申候仍而

序ながら申上候 以上」

高玉様

平田拜」

【年代推定】この書簡は、「糸御手許ニ而御こしらへ被下候事ハ出来不申候哉」、「直段ハ金壺両ニいくら目ニ而御出来上候、御考への上後便ニ否哉御左右可被下候」と尋ねるものである。さて、嘉永七年九月二十八日の鏡胤からの書簡（「相馬地方における平田鏡胤書簡―解題と翻刻―」【二十四】）が「書物とぢ糸直段御問合申候所、大抵百本ニ付式分三朱方三分位迄ニ御座候よし被仰越御面倒辱承知いたし候」と述べ、同年十一月七日の鏡胤からの書簡（「相馬地方における平田鏡胤書簡―解題と翻刻―」【二十五】）が、「先頃本とぢ糸之事御問会申候ニ付、御試ニ生糸金壺分分御求、御手製ニ御こしらへ被下、乍去御手問ハ御手伝として御まけ被下候由、其段ハ何共痛入候義ニ御座候」と述べている。これらはそれぞれ本書簡の問条に対応する答えを鏡胤が得たことを示すものだと考えられるの

で、本書簡をこれらの書簡に先立つ時期のものともみなせる。とすると、本書簡中の「旧冬」とは嘉永六年冬を示すことになる。つまり、ペリー来航後の緊張の中にあつたわけで、そんな時に「軍用の着込類品々仕立」ていたというのも、納得のいくところである。

【十四】C5

(安政二年 月日不詳) 差出宛所不詳

去寅十二月廿六日武家伝奏「三条大納言実万殿を以

脇坂」淡路守殿江被 仰聞候」

勅命之趣者 今般日本六十 余州ニ在之寺院之半鐘釣鐘」不残御引上ケニ相成趣右之内」五山本山向之儀者御見通シニ」相成其余 官方又ハ如何様」之由緒有之ケ所も不残御引上ケニ」相成候由」

一此度 將軍家より」

仮 御皇居中諸向御不自由ニ」可被為在右御慰ミ之料として」御手元御手箱より金壹万両」進献有之趣

二候去ル天明度も「表向献上ハ先例有之候事ながら」右様之儀者是迄例無之儀と」其筋掛り之者方申越候事」此度 御造宮向之諸材量は迄」とハ事替り何レも美を尽し」被申候由右者全ク目前ニ拝見」仕候弥以二月中旬方」

御地築相初り九月下旬二者」皆御成就之 官命ニ有之候由」

右者二条様御館入江州」八幡住人西川善六より」申来」

【年代推定】三条実万の武家伝奏在任中の「去寅」は安政元年だけである。その年は四月に禁裏が炎上し、また十二月に朝廷から梵鐘改鑄が指示されており（『日本史年表 第四版』岩波書店、平成十三年十二月）、書簡の内容と状況が合致する。よって本書簡は安政二年のものと推定した。また、文面から「九月下旬」以前のものと考えられるため、ここに配置した。

## 【十五】 B 82

(安政二年) 十月二十八日

一簡啓上邇日冷氣相増候得共」貴家御揃弥御壮栄之御事と」奉賀候然者当地大地震事ハ」先便ニ申上候得者御承知と存候其」後地震も止ミ別条無之候間御休意」可被下候扱者田代公より此一封去ル」廿日ニ相届申候其後飛脚日無之候」故今日差出し申候早々大井へ御知らせ」可被下候今日か明日かと御着府を」指折て御待申候地震ニハ上方近ニ而」御逢の事故少しも御障り無之只々諸所」御見物故彼是と御隙取と相察し」申候御着次第先日之金子入御状早」速御渡し可申候尤も雲州表の御都」合も上首尾のよし御同慶可被下候呉々」大井へ宜敷御伝声可被下候先者右」之段得御意如此御座候恐々頓首」

十月廿八日

内蔵介」

高玉様」

尚々先達而之金子入ハ早便ニ而京」都へ差出し候所

儘ニ御受取被成候よし」東頭君御書中ニ相見え申候定而御地へ之」御書中ニも其由御認可有之候得共為念」申上候御安心可被下候以上」

一此一冊大秘書ニ御座候先便取落候」之故今度差上申候以上」

【年代推定】大地震の翌年であり、「相馬地方における平田鏡胤書簡―解題と翻刻―」【三十八】、【三十九】からわかるように、九月ごろに田代氏へ金を渡した年である、安政二年にあたりと考えられる。

## 【十六】 B 94

(安政二年 月日不詳) 差出宛所不詳

「内密御直披」(封ウワ書)

先日御注文御座候アメリカの契約大」秘密一冊差

上申候猶又外ニ当三月」渡来のフランス一件の書

付是も一同差」上申候出所甚六ヶ敷御座候間御用心可」被下候必心なき人へ御他見御無用ニ而」

右之外ニ此節女が男ニ成り候江戸中の」大評判明細書付御歴々掛御目申候」是ハ誰へ御見せ被成候而も不苦候 以上」

同日

江戸方」

【年代推定】「アメリカの契約」とは、日米和親条約であれば嘉永七年三月三日締結であり、日米修好通商条約であれば安政五年六月十九日締結である。書簡中には「フランス一件」ともあるが、安政二年三月四日には「フランス艦が下田に來航している（『日本史年表 第四版』）。また、江戸で「女が男になる」事件については『武江年表』安政二年の項に、娘が突然男になり、江戸市中の話題となったことが記されている（『定本武江年表』第二卷、大空社、平成十年九月、四三頁）。これらより、本書簡も安政二年三月以降のものと推定

される。

【十七】 B 72

（安政期 年月日不詳）

一三輪田事□々長逗留いたし其上に」此節ハ不埒至極之よし困り入候人物ニ」御座候当地ニ而も追々尻がはげわるく」云人而已ニ御座候此上立返り候共必御断り」可成候御一己ニ而御不都合ならバ中村表方之」御内命として早々追出し同じくハ其」領分中ニも居らぬやうニ御取計可被成候」大ニ道の妨ケニ相成可申候拙方ニ而も左程の」事とハ不存候所追々不埒あきれ果申候事ニ」御座候大井初メ御同志之御方々へも宜敷く」被仰含くれく御用心可被下候以上」

【年代推定】鍔胤は高玉に対し、安政三年八月十七日に「三輪田生、此節貴家ニ御厄介ニ相成候よし、御面

倒と奉存候、(中略) 本より門人に相違無之、随分篤志之人ニ御座候」(「相馬地方における平田鏡胤書簡(Ⅱ)」「五十四)と書き送っているが、その後三輪田は高玉の家に長逗留を決め込んだらしく、三輪田が立したかどうかがたびたび書簡上の話題になっている。寺社奉行の手の者に捕らえられたなどの噂の後、安政四年十二月十一日の鏡胤からの書簡では「三輪田やうく出足ニ相成候よし、然ルニ今以当方へハ参り不申候、如仰四五年ニ限らず以後ハ参らぬやういたし度候、当地モ諸所不義理多く、夫故逃て国へ帰候哉、又ハどこニか身を隠し居候哉、御一統御饒別等も御遣之由、過分至極ニ御座候、同人ニ限らず以来者能々御用心可被下候」(「相馬地方における平田鏡胤書簡(Ⅱ)」「七十五)と報じられている。本史料はこの期間のものと考えられる。

## 【十八】 B 85

(万延元年) 十月七日

又申候近頃ハ御痛所御快候哉相□□□□□□随分  
御大事ニ御療□□□□□□

(行欠カ)

先月廿七日出之御状昨六日夕相達」拜見愈御安全奉  
賀候次ニ当方」無異御安意可被下候」

一第一御教導御出精被成候趣何<sub>レ</sub>以」辱大慶いたし  
候」

一山客神訣全部御受取ニ被成候由承知」いたし候御謝  
物ニハ及不申候尤も先便ニ」調法之品々御恵ミ被下  
何方之事一同辱大慶罷在候外ニ必々御心配被下間  
しく候」

一皇典文彙御受取之事承知仕候」

一武学本論之事ハ先便にも申上候通り」いまた急々之  
事ニハ清書相成不申候先」当分御延引可被下候」

一先月十一日例之霊祭被成下御廻番」ニ而当年ハ西山

家ニ而御座候由其節之」御詠書委曲御記し御越被下  
 誠ニ以御悞」篤之至り厚く辱奉存候実以亡」靈も満  
 足いたし候事と於小子大慶仕候」諸国ニ而も追々靈  
 祭御催有之趣承り」本懐之至大慶此上ハ無之候御連  
 中へ」御挨拶乍憚宜敷奉頼候」

一 飛脚之事被仰下被入御念候御義」承知いたし候」

一 先達而御注文之白粉紅菌菓等」先月廿七日差出申候  
 着次第御受取」可被下候」

一 三五本国考壱部附録共三卷」今般別紙相添佐藤氏へ  
 相送り申候」宜敷御取斗可被下候」

右之条々得御意度此如御座候昨夕御状」着候所幸ヒ  
 今日序御座候間直ニ御返書」差出申候余ハ后便可申  
 承候」頓首」

十月七日

鏡胤申」

高玉君几下」

【二一七】と内容が呼応しているため、万延元年と推定される。

【十九】C 11—3

(文久三年 月日不詳 春) 差出宛所不詳

以嶋屋飛脚啓上仕候」先便御手配真綿三十式匁金壱  
 両式朱入之書状差上候間定而」唯今頃者相達御披見  
 ニ相成」候之事と奉存候追日次第第二春和」融之相催  
 御貴館御一統様」御揃益御安清被遊御座」恐悦之御  
 儀奉賀上候次当方」無別条罷在乍憚様御安慮思召」  
 可被成下候且ツ旧冬十八日御差下シ」之御書状覚」  
 一 玉襷初帙壱部 一 妖魅考壱部」  
 一 神拝式 式帖 一 宮比神壱部」  
 一 姫島考 壱冊 一 二千文カネ付 三冊」  
 一 伊吹おろし五部 一 出定笑語附録 五部」

× 八品代料」

【年代推定】「武学本論」をめぐって、万延元年九月  
 十一日の書簡(相馬地方における平田鏡胤書簡(Ⅲ))

金式両式朱卜四百七文」

外ニ神徳略述頌 式部」

代料壹朱ト式十八文」

両ノ金式両三朱四百三十五文」

内当正月十八日壹兩差上 嶋屋者忠治渡」

又二月十三日金壹兩壹歩差上」

兩度ノ金式兩壹歩也差上」

旧冬過錢四十三文入」

右御書物代金ハ皆済御勘定ニ相成下候」此トハ御尊

父様御留守中之御事ニも」候得者御混雜無之様御け

し可被下候」外ニ式朱差上候ハ御注文之書物代ニ」

御座候事」

【年代推定】この史料では、『伊吹おろし』と『出定笑

語附録』がそれぞれ五部出ている。ともに文久二年の

冬に刊行されており（「平田塾刊本目録」）、他のもの

に比べた注文の多さを初動部数の高さによるものだと

考えれば、「旧冬」が文久二年の暮れを指す可能性は

高いと思われる。そして、この書簡は明らかに気吹舎

宛のものではあるが、書き手は「御尊父様」が留守だ

と聞いているようだ。ちょうど文久二年の十一月から

文久三年の三月まで鏡胤は在京しているので（「平田

国学関係年譜」『明治維新と平田国学』、七二頁）、江

戸の気吹舎にいない。この書簡を、文久三年春の気吹

舎宛書簡の下書きあるいは控えとして考えると、事態

を整合的に解釈できるのではないか。

【二十】B71

（文久三年）十月十五日

「高玉民部少輔様」

西山伊賀守様 平田大角」

御報」（包紙ウワ書）

貴札致拝見候如仰冷氣相成」候所各様御家内御揃弥御

安」静被成御座候旨珍重之御事ニ」奉存候然者老拙等

先般上」

京之儀首尾能相濟候ニ付今般」為御欽御息書被下且御  
 産之」真綿八十匁被掛御意重疊忝」奉存日出度致祝納  
 候右御礼答」為可得御意如此御座候頓首謹言」

平田延太郎」

十月十五日

延胤（花押）」

平田大角」

鍊胤（花押）」

高玉民部少輔様」

西山伊賀守様」

荻宿能登守様」

田代加賀守様」

半谷日向守様」

高玉兵衛様」

只野土佐守様」

秋元掃部頭様」

新谷辰太郎様」

松本儀八様」

佐藤薩摩守様」

若松運藏様」

【年代推定】文久二年十一月に鍊胤は藩命により上京し、その際に内藏介を大角と改めている。そして、江戸に戻るのには文久三年三月のことである（「平田国学関係年譜」）。従って文久三年の書簡と考えるのが妥当であろう。

【二十一】C6

（元治元年三月二十七日）

「元治元甲子年四月七日」（端裏書）（異筆カ）

○御筆之事も承知いたし候へ共道中」賃錢も掛り候  
 故追而書物差出候節」一同差出し可申候 以上

当十三日之貴書一時廿五日相届」拜見暖和之節貴家御  
 揃弥御平安」奉賀候次ニ拙方無異御休意可被下候」然

者半谷氏帰着当方之事御承知」且古史伝七部相届候段  
但し少し」水損ハ有之候へ共夫々御配分ニ相成候由」  
安心いたし候扱同書直段ハ老部ニ付」

(後欠)

【年代推定】前欠状態である「相馬地方における平田  
鏡胤書簡(Ⅲ)」【一四四】につながるものであり、  
年代もそれに従った。

【二十二】 B 84

(年不詳) 十一月十七日

先月十七日之貴書廿七日ニ相届」致拜見候寒冷御座  
候所御揃愈」御安寧奉賀候」

一妖ミ考忝部差上候所西山氏方」御入銀金忝部式朱  
御遣ハし被下慥ニ」致落手候猶又今般委細被」

(行欠カ)

大慶いたし候」

一西山御氏方御細書被下中ニも□□」之事も被仰下  
忝奉存候其外ニも」御懇志千万辱奉謝候別段御挨拶  
も可申述之所甚多忙ニ付大略仕候」貴君方宜御  
伝声なし置可被下候」

一御地秘書系図一冊態々御写させ」被下右ハ亡父兼々  
懇望いたし候」ニ付御越被下早速一覽仕候所如何ニ  
も」珍重之書千万辱大慶仕候是迄」所持之本と校合  
もいたし永秘蔵」可仕候呉々辱奉存候」

猶色々申上度事御座候得共誠ニ」急用出来候間余ハ  
重便可申」上候次第ニ寒氣相増可申折角御自愛奉頼  
候恐惶頓首」

十一月十七日 平田拝」

高玉君几下」

【年代推定】篤胤没後ではあるが、未詳。

【二十三】 B 86

(年不詳) 十一月二十七日

(前欠カ)

少し迷惑ニ候得者折角」之仰故まけて差上候」則百二十包分御座候」乍去百二十包之内八十」包ハ合包ニいたし候左様」御承知可被下候」色々申上度事共御座候へ共」無拗訳合ニ付大略いたし候」何レ後便万々可得御意候」以上」

十一月廿七日 平田

高玉様

尚々先日之金子入」御状十八日ニ相届候故無余義」今日ニ相成候此段も為念」申し上候以上」

【二十四】 B 87 | 2

(年月日不詳)

(前欠カ)

二白先頃中学事御弘被成候ニ付」而ハ門入之者多く無之候而ハ相成不」申右ニ付亡父認もの之内誓詞」一二字ツ、なり共遣ハシ候得者多人」数入門も可有之深く勘考いたし」候様呉々被仰下誠ニ御尤ニ奉存候」其後追々申上候通り諸方とも」多勢之事ニ而何分可キ然ルおくり」もの無之候乍去貴君之御心付」実ニ御尤ニ御座候間兼々草稿類ハ」門外不出ニ而焼捨候定メニハ候」得其此度古史徴の稿本の内紙」簡五枚程差上申候御受取可被下候」是ヲ以て先頃の兩人ヲ始メ以後」大勢へ少しツ、御分ケ与へ可被下候」一行ツ、御切分ケ御授被下候ハ、大凡」百人計リ二行づつならバ五十人前」程ハ可有之候此分不残御出しきりニ」相成候程同学の人出来候へバ誠ニ」貴君の御大功ニ御座候間其上者」是ニ陪マし候ものを御謝礼として」無相違進上可致候其思召ニ而」入学の人江ハ少しツ、ハ御遣ハシ」可被下候右之段とくと御承知」可被下候扱右之通り御分配之品」差上候ニ付而ハ先日御預ケ申置候」短冊三葉急便ニ御返却可」被下候此方払底ニ而甚こまり」申候

勿論家蔵のもの他へハ遣ハシ」不申候是又御承知可被下候」

御覽後御火中希候」

秘事くく」

他国ハ兎も角も奥羽の両州ハ」格別ニ相開ケ候様いたし度候」此事実ハ亡父遺意ニ而御座候」秋田庄内辺ハ大分開ケ申候」御同慶可被下候猶又先便」申上候鏡弥の一件また追々ニ」玉櫛六之巻上木取かゝり」申候伊達人たちの助成も」御座候委曲追々可申上候以上」

一先達而古道大意跡方拾部持」出候分も御受取被下今般御入銀」集り候分金三分御越し被下慥ニ」受取申候扱右大意の本俗ニも」解りよく便利ニ御座候段被仰下」外方も追々其御噂ニ而大慶いたし候」猶又跡々も御注文可被下候得ども」混雑故一ト先勘定相済候上ニ」而之思召御尤ニ奉存候」

一玉櫛十ノ巻出定笑語武学」本論此分ハ少しも早く上木可致」旨誠ニ御同志ニ御座候」兎角俗通之物なく

てハ」道ハ弘まり不申候右之所存故妖」ミ考又ハ此大意を上木いたし候」追々ニハ諸道の大意悉く板行」可致存し罷在候何分御助成可」被下候」

一御系図之極秘書御手ニ入候よし」右ハ以前亡父御頼申候ニ付多年」御心掛ニ而漸々今般御借用被成候趣」何卒内々御貸可被下候早々ニ写」させ返納可申候格別之大冊ならずハ」五日か十日ニ出来可申候早々ニ御貸」可被下候尤も秘中の秘なる事ハ」とくと承知いたし候ゆめく」

一草冊子の源氏之御注文被仰」下昨夕早速為尋候所初篇方」次々沢山出候所御趣意ニ而六ヶ敷」今ハ一冊も無之由第三十六編方」以後ハ何とか名を替て近頃出候」よし其外ハあるまじき由申候」無是非候○草野集小本ハ」相求候間則差上申候代ハ銀」五匁五分ニ而御座候○詞格一覽」右ハ本屋ニハ無御座候田原町黒川」云々へ今日求ニ可遣所朝方大風雨」ニ而難渋いたし候間后便ニ差出可」申候右之所江金二朱槓ニ受取」申候」

(後欠カ)

【年代推定】『玉櫛』六之卷上木は嘉永二年九月である  
 (「平田塾刊本目録」)が、その事実だけでは本書簡の  
 年代を確定させるのに不十分である。

【二十五】 B 89—2

(年月日不詳) 差出宛所不詳

倉無之<sup>(マ)</sup>

禁口痢

カシヒイモノヒトリてニ土ニ」おちたるま、ヲヘツヒ  
 ノ」火にてやキ白サトウヲませ」  
 つめハ愈る」  
 痢病にて倉<sup>(マ)</sup>ヲウケサルヲ」

ナホス」

【年代推定】当初の整理段階でB 89は一括して扱われ

ていたが、この状と【四】B 89—1との連関が不明な  
 ため、【二十五】B 89—2として別に番号を立てた。  
 年代を推定する手がかりは文中にない。ちなみに、  
 「禁口痢」は、食べ物を口にしては吐いたり、吐き気  
 がして口にできない状態を指す。

【二十六】 B 93

(年月日不詳)

御内書拝見被仰下候御事委細」承知仕候時節を伺ひ  
 可申候乍去」此事他所方ハ出来易く候得共」当家  
 中方彦岐守殿へと申候而ハ」甚六ヶ敷訳合有之何共  
 心配ニ」御座候何レ他所の人を頼まねハなり」不申  
 候得共また若も他へ洩レ候而ハ」不相成事故何分ニ  
 も時節を見」合可申候此段不悪御承知置可」被下候」  
 一今般林氏方しの竹沢山ニ」贈賜ハリ何とも痛入候  
 昨年も」結構之品々御心配ニ預リ重々」氣之毒ニ御  
 座候仍而ハ何ぞ御答」礼ニいたし度存候得共どうも

「差」当り心付無之候何卒貴君御」考へ極内々后便お  
 知らせ可」被下候此度ハ只書状斗り相送」申候宜敷  
 奉希候」

同日」

【年代推定】「林氏」は「誓詞帳」で嘉永六年七月入門  
 の林寿泉か。寿泉の入門は奥山正胤の紹介による。  
 「陸奥国桃生郡深谷矢本村」の者であつて、同国伊達  
 郡「藤田逗留」とある。入門以降かと思われるが、特  
 定は困難である。

【二十七】C3  
 (年月日不詳)

○序故御尋申候兼々格社之御取扱□「御望御座候  
 ニ付当方ニ而もドウカと存申候御分家」壹岐守  
 殿之御方心掛候へ共良縁無之」延引相成申候然  
 ル所此度之仰付られ者」格社神主之次席と御座

候右ニ而ハいまだ」注連頭の手下ハ御のがれニ  
 相成不申候哉」又ハ寺社奉行御直御支配ニ候哉  
 右之所」後便御返事可被下候」

一麓末之物少し御娘子様へ家内共々」差上申候御笑  
 受可被下候

【二十八】C4  
 (年月日不詳) 差出宛所不詳

亞黒利<sup>(マ)</sup>加人渡来の義ニ付」

今上皇帝御製」  
 しら波のよし寄るとも何かあらむ我秋津洲は神風のふ  
 く」

水府景山公方阿部伊勢守殿へ小さくらおとしの御  
 鑑壹領へ此御歌御添遣されしよし」  
 咲出てちるてふことはものゝふの道ににほへる花にそ  
 ありける」

御同館より川路左衛門尉殿へ紅葉彫の御太刀一振ニ

此御歌添させられ遣し候よし」

立田川流れに浮かむもみち葉のちらすはいかに人やめ  
つへき」

御同館より江川太郎左衛門殿へ時鳥の目貫御短刀ニ

此御歌添させられしよし」

卯の花のちるともよしやほと、きす名をは雲井にあく  
るとおもひば」

【年代推定】安政二年一月に江川坦庵は没しており

『日本史年表 第四版』、嘉永五年からその時まで  
の間に詠まれた歌として流布したと考えられる。しか  
しこの史料自体は、それより下る年代のものであつて  
もおかしくない。

【二十九】C8

(年月日不詳)

○古史伝十三方下御入用ならバ為」写さし上可申候

上筆工でなければ」忝冊ニ付忝分位ニ而出来可申候

尤も」誤字ハ無之候但し外々ハ右之わり」合ニ而  
者困り申候貴家計りの事と」思召可被下候 以上」

○第四方第十二迄の所ハ今一度清書いたし」直し候

事故少し隙取申候来年ハ出来可」申候 以上」

【三十】C9

(年月日不詳)

一先達而新刻本神拜式数々差」上申候大ニ御厄介とハ  
奉存候得共宜ク」御分配可被下候扱又今般旧板」之  
神拜式八部差上申候是ハ新板」出来候而ハ不用之様  
ニ相成申候仍而」是迄の半分直ニいたし老船ニ付  
式百文くらゐ」  
困究之人などへ御授ケ可被下候爰元」ニ而直下ケい  
たし候而ハ却而宜しから」ぬ事御座候間御地へ差上  
申候しかし」御地とても右ニ而不宜ハ御進物ニ也」  
とも何レともなし可被下候」

【年代推定】年代を推定する手がかりとしては、文中に見られる「神拜式」がある。同書には複数の版が存在する。「平田塾刊本目録」に従えば、文化十三年の『每朝神拜詞記』、文政十二年十一月の『每朝神拜詞記』(改訂版)、嘉永四年四月の『再訂神拜式』、明治七年二月の『每朝神拜詞記』がある。

もしこの「新刻本」が文政期のものだとすると、この断簡が現時点では本書簡群中最古のものだということになる。しかし文面から考えるに、この書簡の時点では、既にある程度の往来が両家の間に存在したと見るのが自然であろう。

明治七年のものである可能性についても検討しよう。明治七年二月二十四日の書簡である「相馬地方における平田鏡胤書簡(V)」「二十四」は、その前年秋からの状況を詳しく説明しており、鏡胤側からの書簡が暫く絶えていたことがそこから判明する。その際、「玉たすき十ノ巻」について宣伝をしているものの、新刊の神拜式については言及がない。高玉家相手に積

極的な『每朝神拜詞記』の売り込みを行っていた様子は窺えない。

そうすると、これは嘉永四年のものと考えるのが妥当なところか。

【三十二】 C 11—1

(年月日不詳) 高玉丹波宛平田大角(篤胤)・内蔵

介(鏡胤)書簡

「高玉丹波様 平田大角  
同内蔵介」(包紙ウワ書)

【三十二】 C 11—2

(年月日不詳) 差出宛所不詳

無人嶋江漂流仕候後アメリカ船ニ被助上候」土

佐之国之者三人口書」

牧 志摩守」

松平土佐守領分土佐国高岡郡宇佐浦」

伝蔵四十八歳」

五右衛門廿五歳」

万次郎廿三歳」

一ハフ国大サ四国位也七島あり甚磐榮なり此国近年ア  
 メリカより人道」を教て諸国交易之津とす西洋国之  
 船も入津日本大坂杯」之如き地ニて遊女町杯もあり」  
 一ハフ国ニて式朱判と寛永通宝銭出し此国之人ならず  
 やと仕方」すれ者四人共平伏す頓て日本人と悟りた  
 る体也」

一城郭之事海端平地ニ切石ニ而高サ四五間程長サ壹町  
 程の石垣」を築立瓦屋根ニ而白土塗長屋様之家有之  
 大筒五拾挺立」並へ城之方ハ町家へ相見不申同所ニ  
 而ハ釘付小筒を以日々鉄炮稽」古有之凡二三十人程  
 も罷出師範之者忒人脇差様之者を具シ」罷在候を見  
 掛申候 一寺地体之処見掛不申由」

曆数千八百四十二年二月

天保十三年  
正月二相寄申候

一食物田芋唐芋定食其中麦ハ至而貴し米ハ諸国より積  
 来れ共上品」ともせず魚類ハ鯛小鯛之類□魚ハ日本

に替らす磯魚者日本」ニて見ざる異魚多し」

【年代推定】万次郎の帰国は嘉永四年（『日本史年表  
 第四版』）。それ以後の情報であることは疑いないが、  
 確定は難しい。

公開学術講演会（平成20年10月18日）

## 神社本殿の建築的特質

藤 澤 彰

ただいま大変丁寧で過分なご紹介をいただきまして、恐縮です、藤澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、建築学を勉強しているんですけども、主に神社やお寺という文化財を長年研究しております。それで、今回、國學院大學伝統文化リサーチセンター資料館に展示されている内宮の模型などもつくりましていろいろ勉強させていただきました。また、西暦2000年、ちょうど出雲大社から巨大な柱が出てまいりました。その発掘などにも参加させていただきました、いろいろ勉強させていただきました。その辺のことの一端をご紹介できたらと思っております。

日本には、「神社本殿」と言われましていろいろな形のタイプの建築があるんですね。建築のほうではいろいろ分類していくのですが、普通、屋根の形などで建物をよく分類していきます。

もうご承知かと思えますけれども、神社建築というのは一番単純な屋根の形、「切妻造」と呼んでいますけれども、ちょうど本を開いて、単純な三角形ができますが、これを「切妻造」と呼んでいます。そのときに、屋根の長手のほうを正面にして、正面から見ると長方形の屋根面が見える向きに配置するのか、90度回転して正面から見ると三角形の屋根が見える向きに配置するのかと、2通りございますね。屋根の長手のほうが見える、こういうのを「平入」と称しております、プリント（末尾参照。以下同）の最初に「平入系」と書いてあります。その「平入系」というのは、建物の正面、平のほ

うから出入りするというような意味でございます。

次に「妻入系」と書いてありますが、これは逆に90度回転して三角のほうを正面に向ける、こういう屋根を「妻入」と称しております。そこから出入りするのを「妻入系」と呼んでいるわけですね。

神社建築も、その2つの形で分類しております。一番有名な伊勢の神明造という形でこれは、内宮のほうでございますね【図1】。内宮と外宮がありまして、ほとんど同じ形です。この屋根のてっぺんに飾ってある太い丸い材、これを「鯉木」と称しますが、もともとは棟を押さえる機能的なものだったようなのですが、装飾に化しているかと思います。これが内宮のほうは10本ございます。外宮のほうは9本というような違いがあることが知られております。

もう一つの違い、一番見分けやすい違いは、屋根の上のにびているX字状の材ですね。これを「千木」と称しておりますが、この千木の先端の切り方が、内宮と外宮では違っておりました。内宮の場合は水平に切っております。「内削」と称しております。外宮の場合は、ここを垂直に切っているんですね。そういうような違いがあるんですが、ほとんど同じ形で内宮、外宮の御本殿が、正殿とってい

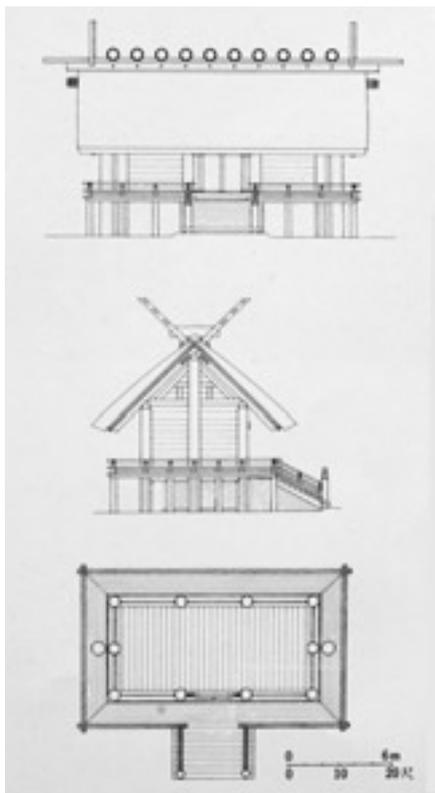


図1 伊勢神宮内宮正殿 正面図 側面図 平面図  
『日本建築史図集』（日本建築学会編）

ますけれども、建っております。

平面図でございます（【図1】下）。大変直線的なデザインで、屋根は萱葺きという、カヤを厚く束ねてふいたもので、大変素朴なシンプルなデザインです。洗練されているんですけども、シンプルであると。

もう少し詳しい特色を指摘いたしますと、この側面図（【図1】中）、側面の写真、ここに真ん中に立っている柱がございますね。これは地上から棟木という部材まで一直線に伸びている部材でございまして、「棟持柱」と称しております。まさにこの屋根の棟木を持ち支えているというような意味で「棟持柱」と称しております。これは、日本建築は、普通、桁の位置で一度柱を切って、その上にまた何か束を立てるとというのが基本的なやり方として、この棟まで届く柱はあまりないんですね。全く皆無ということはございませんが、普通はやりません。伊勢の場合は、こういう棟持柱を使っている。

ちょっと元に戻しますけれども、今言った柱がこれで、平面図で見ますと、ちょうど縁側のところに張り出して出ているわけです。ここに隣に壁の柱がありますけれども、それとは別に、縁のところに出ている。これも伊勢の特色です。

もう一つは、ここには全然出てこないんですけども、真ん中床下に「心御柱」と言われる独立柱が立っているわけです。

これが側面図（【図1】中）ですね。右のほうが正面に当たります。先ほど言った千木の水平のカット（切り口）は、これのことです。内削という、内宮のやり方です。

これがわかりにくいのですが、破風という材がございまして、何か、くしが刺してありますね。これは破風をとめる部材で、「鞭掛」と称しております。こういったものも神明造の特色的な細部です。

床下を見ますと、地面に直接穴を掘って柱を立てる「掘立柱」というやり方です。古くはほかの神社でもこういったもの、掘立柱だったのですが、今は掘立柱で本殿を建てる所は大変少なくなっておりますね。伊勢の場合

は古い伝統を維持している。2本柱が並んでいます。外側が縁側、御正殿にあります縁側になります。縁側のところに立っている、先ほどの棟持柱ですね。その隣が壁つきの柱でございます。こうペアで立つということになります。

後でも問題になりますが、柱の立て方というのが神社建築の場合、かなり重要な要素でございまして、建築の場合、柱を立てるという方法として3つございます。

今ここに見えているのが「掘立柱」という、地面に穴をあけて柱を立てる。電信柱みたいなものなんですけれども、そういうやり方。

それと、大きな礎石、石を据えまして、その上に柱を立てるという「礎石立」というやり方がございます。これは、寺院建築ですね。古代におきましては、ほとんど寺院建築に見られる手法です。寺院建築から始まったと考えていいかと思えます。

もう一つのやり方が「土台立」と称しまして、これは、今は土台というのはごく普通に家を建てる時、木造ですと土台がございましてね。木の角材を据えて、その上に柱を立てていくというやり方で、現在ではポピュラーなんですけど、実は古代、そうですね、中世ぐらいまでは大変少ないやり方でございます。土台立は少ない。唯一、土台立を古くから使っているのを知られているのは、後で出てきます流造と春日造だけなんです。江戸時代ぐらいになりますと、逆に土台立の民家なんていうのが増えてきて、現在、我々が知っているようにポピュラーになるんですが、古い時代は土台立というのがないんですね。これが不思議といえば不思議な柱の立て方です。

伊勢の場合は、こういった掘立柱になっております。

正面の高欄、階段の上り口のところには擬宝珠という部材があります。

この高欄に手すりがございますが、ここに「宝珠」と呼んでいる座玉、色のついた座玉を飾るんですね。この宝珠あるいは擬宝珠などは、実は仏教建築の影響だと考えられております。伊勢神明造というのは、仏教建築の要素

を排除していると言われますけれども、よくよく見ていくと、やはり仏教の影響が見られるようです。

この宝珠、黒と、実は青というのもあるんですが、ものすごく色が近くて、青が、ものすごい濃いブルーなんです。

また、赤に白、あと黄色ですかね。「五色の座玉」と称している飾りでございます。

高欄の隅ですね。ここにもやはり座玉、宝珠が飾ってあります。

この辺の飾り金物という金具も、大変丁寧な文様を打ち出しています。伝統文化リサーチセンター資料館の模型でも、なるべくこういった模様まで再現しております。なかなか細かい仕事ができていると思います。

それで、もう一つこれも有名な話なんですが、伊勢神宮は式年造替という、定期的に建物を全部建て直す、ほかの調度品も全部つくり直すという方式をとっております。ほかにもいくつかの神社でそういったことをやっていたことが知られていますが、やはり経済的なこと、信仰上のことで、現代につながっているものはないようですが、伊勢の場合は、中世にちょっと中断しますが、現代まで式年造替、式年遷宮という制度が維持されております。そのときに、もう大変すぐれたシステムを確立していると思うんですが、形態、形、古いスタイルというものを、正確に再現していくという努力が払われておりまして、建築的には大変なことだと思いますが、千何百年来の形がほぼ踏襲されているんですね。そのシステムがこの配置図にあると思います【図2】。

今、左のほうにいろいろ建物の名前などが書いてありますが、中央にあるのが正殿で、後ろのほうに東西の宝殿などがあります。左の敷地に建物が建っている状況を示しているのですが、そのすぐ隣に、全く同じ規模・形式の敷地を用意しているんですね。それで、20年たつと——随分前から準備されるのですが、20年を迎えるに当たって、この図でいきますと右側の敷地に新たな建物を建てる。左をコピーするわけですね。左の建物、既存の建物をお

手本として建てる。そうしておいて遷宮を行って御神体を移す。新たな建物に移す。それで古い建物を撤去して、こちらのほうを今度は更地にして、次の20年のために空き地で待っているというような感じです。ただ、この真ん中には心御柱という、先ほど床下に立っているという柱が残されて、「覆屋」という小屋をかけて、20年、ぼつんとあると、そういう制度です。

ですから、遷宮の直前または直後には、このように2セット、2組の建物が並ぶ時期があるんですね。

これは通常の場合で、写真の上のほうに建物が建っております。これが正殿で、これが東西宝殿。右側が正面になっております。下の敷地の真ん中にぼつんと小さな建物が建っている。これが心御柱の覆屋であって、この中に見えませんが心御柱がぼつんと立っているという状況です。これを「古殿地」と称します。

遷宮を迎えるに当たって、新たに建物をつくっている。その建物ができた状態で、こういう状況が20年の後に何年か出現するわけですね。2組の建物群がある。こうしておいて、こちらの正殿から新しい正殿に御神体を移して、

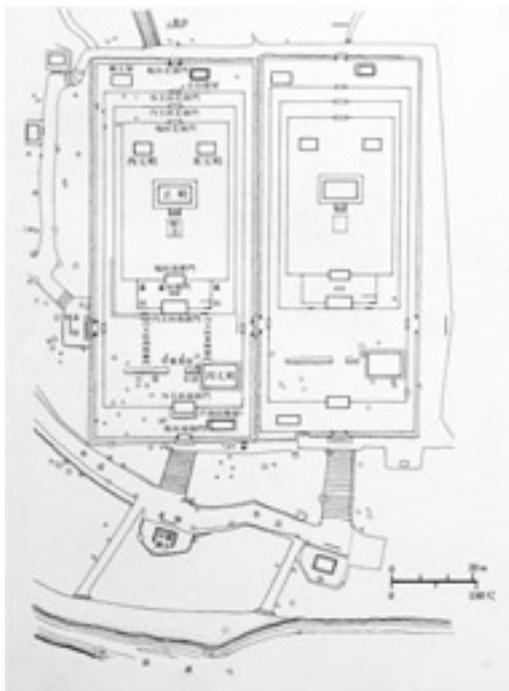


図2 伊勢神宮内宮配置図  
『日本建築史図集』（日本建築学会編）

古いほうを撤去する。こちらには、先ほどの小さな小屋がまた建てられまして、中に心御柱が立っている、そういうシステムでございます。

この式年遷宮のシステムは日本独特の考え方だと思うんですが、洋の東西を問わず、建築に永続性とか永遠性、ある建築が永遠に続いてほしいと願うというようなことが人間にはある。そういったことを実現させるために、例えばわかりやすい事例で言いますとエジプトのピラミッド、これもある意味では、あのピラミッドが永遠に続いてほしいと願った結果だと思うんですが、そういうときに、石で物理的に永遠に続くようにと願う、そういう考え方で物をつくることがあるわけですね。

ところが、日本の場合は、そういう永遠に続く石で建物をつくらないこともないのですが、なかなかつくりにくい。木という材料でつくることが多いのですが、それが物理的に永遠に続くとはだれも思わない。そういうときに、建物が永遠に続いてほしい、永続性を保ってほしいというときに、定期的な物をつくりかえ、しかも、同じようにつくる。つくる過程を神事として同じことを繰り返すということをやります。それによって、物としては永遠に続いているわけではないんですが、その建築のコンセプト、建築に対する思い、この思いみたいなものは永遠に続いていくという、そういう考え方がよく出ている制度だと思います。

今モニターに出ているのは、実は神明造の中で、伊勢の場合は20年に一度建て直すわけですから、みんな新しいわけですね。ですから、古いものはない。日本で一番古い神明造と言われています、長野県の大町というところにあります仁科神明宮という建物です【図3】。これは江戸時代の前期、ちょっと年代がはっきりしませんが建てられたもので、最古、物として一番古い神明造です。伊勢のものに比べると、多少簡易化されていまして、屋根なども実は桧皮葺という、ヒノキの樹皮をはいで、それをふいたものですね。規模も少し小さくなっております。

神明造というのは、原則として伊勢神宮に関係するところにしか許されな

かったようで、この長野県大町の仁科というところは、「仁科御厨」と呼ばれる伊勢の所領があったところなんです。そこに建てられたのがこの仁科神明宮でございます。国宝に指定されています。今、伊勢に行きましても、千木の先くらいしか見えないんですけども、ここに行きますと、こういった写真も簡単に撮れるぐらいの間近に見られますので、ぜひ見ていただきたいと思います。大町という、あの黒四ダムの長野県側からの登り口の町でございます。



図3 仁科神明宮本殿（長野県大町市）

屋根には、鯉木と千木がかかっています。

これは【図4】、2、3年前に出雲大社の境内のすぐ隣に鳥根県立古代出雲歴史博物館ができました。そこにある模型ですね。神明造。これは、たしか50分の1で外宮をつくっていると思います。外宮は先ほどちょっと言いましたが、鯉木が9本で、ここの千木、ちょっと見にくいのですが、垂直に縦に切れております。これは外宮の模型です。

これは実は、今、伝統文化リサーチセンター資料館に展示されています。内宮の20分の1の模型の、製作工場で最終的な検討を行っているときの写真でございます【図5、6】。カヤぶきもかなりリアルに表現できているかと思います。伊勢に行きましても、こういったディテールなど、なかなか細かく見ることは不可能ですので、



図4 伊勢神宮外宮正殿1/50  
（鳥根県立古代出雲歴史博物館所蔵）

模型でというようなことになるかと思えます。

千木というのは、実は破風板という部材がありますが、この材を破風という、屋根をつくる部材なのですが、古式の千木は屋根を貫いて破風がのびてできています。

この破風という材が伸びて伸びて屋根を貫いて出ている。こういうのがもともとの古い形の千木でございます。これが新しくなると、分離しまして屋根に乗っかるような——後でまた出てきます春日大社などもそうなのですが——置き千木というやり方になります。屋根の上にバツェンで置いているだけというようなものですね。伊勢の場合は古い形の千木になっております。

正面のディテールで、「五色の座玉」が飾られている。

扉口の飾り金物なども、かなり正確に再現しております。ちょっと見にくいかもしれませんが、こういう扉口の飾り金物にも表面に彫刻が施されているのですが、これもできる限り再現しております。

高欄、階周りのディテールでございます【図6】。

床下は、やはり見えなくなっておまして、模型では作りませんでしたけれども、実際はこの中、この奥に心御柱が立っているということです。

次に、流造という形をご紹介



図5 伊勢神宮内宮正殿1/20  
(國學院大學所蔵)

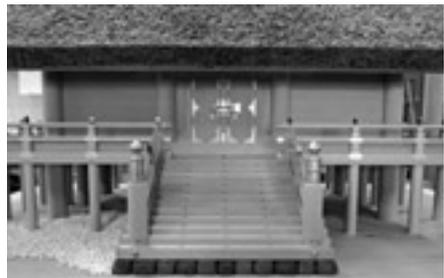


図6 伊勢神宮内宮正殿 詳細1/20  
(國學院大學所蔵)

します。

これも【図7】古代出雲歴史博物館にある模型なのですが、「流造」という名称は、この屋根の形にあります。正面に前のほうに屋根の流れが伸びている。こういうところから「流造」という名称が来ているかと思います。流造というのは、京都の上賀茂神社、下賀茂神社で代表されるつくりです



図7 上賀茂神社本殿1/50  
(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵)

が、模型は上賀茂神社をモデルにしていると思います。ほとんど形は同じなのですが、多少細部で上賀茂と下賀茂は異なるやり方になっています。

側面図ですね（【図8】左）。この図を見ていただきますと、屋根が前方に流れているのがよくわかるかと思います。この部分、前に流れている部分、これを「庇」と称します。本体部分、これを建築のほうでは「モヤ」と称しております。モヤという漢字は、「母屋」とか、「主屋」とか、いろいろな字を当てるのですが、本体部分というような意味だと思っています。柱間2間分が母屋で、その右が庇ということです。

それともう一つ指摘しておきたいのは、柱の立っている基礎となっている部材で、これを土台です。古代の建築、この建物自体は古代ではないんですけども、古い建物で土台がわかるのは、この賀茂と春日大社ぐらいしかないんですね。神社建築の本殿に特色的に使われている部材でございますね。土台は材を井げたに組んで、漢字の井の字のように組んで、その上にすべての柱が立っております。

これは正面図（【図8】右）です。正面から見る土台というのは、この部材ですね。

下賀茂神社は2棟、同じ形の建物が、ちょっと右のほうに屋根が見えます

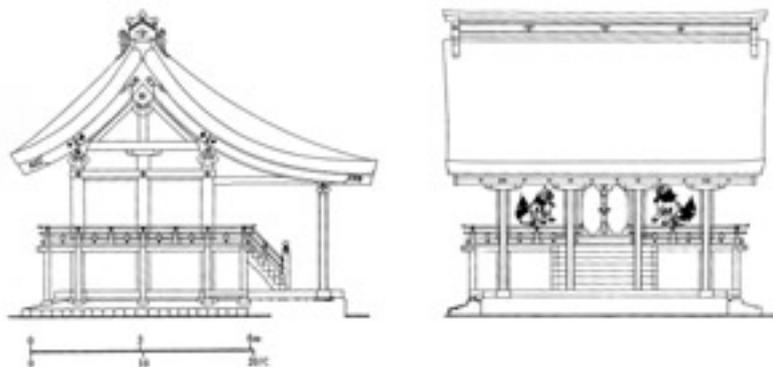


図8 上賀茂神社本殿 側面図 正面図 『日本建築史図集』（日本建築学会編）

が建っていますが、これが両方とも「御本殿」と称しております。東本殿、西本殿ですね。上賀茂はちょっと違うんですが、上賀茂は後ほどお話ししたいと思いますが、下賀茂の場合は、東西2殿が両方とも御本殿でございます。

上賀茂神社と下賀茂神社の違いは、ぱっと見たところはなかなかわかりにくいのですが、狛犬がございますね。ここは、彫刻の狛犬も飾ってあるのですが、上賀茂神社の場合は、この板壁に狛犬の絵が描かれております。狛犬の絵がここに描かれているのが上賀茂神社ですね（【図8】右）。

それと、高欄と階段、木階ですね、これに朱が塗ってあるのが下賀茂神社です。上賀茂は、これが白木になっております。見分けやすいのはその辺のポイントかと思えます。

【図9】が、今、上賀茂神社の御本殿周りです。2つ長方形の建物が同じ形のものがかいてありまして、右のほう为本殿、左のほうが権殿というふうになっております。

この権殿というのは、基本的には仮殿というような意味で、何か本殿に支障があったときとか遷宮のときにかわりになる控えの建物でございます。それを「権殿」と称しております。その辺が下賀茂神社と違うシステムなんです。

それともう一つ、軒周りのつくり方。社殿の軒周りには木口が見えていますが、こういう材を「垂木」というふうに建築のほうでは呼んでおります。屋根の面をつくる細長い角材ですね。それをずっと規則正しく並べていくのですが、流造の前に伸びている庇の部分の垂木はまばら。母屋のほうは密度が高い。

これを見ることによって、この庇というのが後から付加された、つけ加えられたのではないかというような考えもできるわけです。言えることは、この母屋部分と庇部分がつくり方が違うということなんですね。こういった特色もあります。下賀茂神社も、全くこの辺は同じようになっております。

基本的に流造は母屋という部分があって、その前方に庇という部分が付加された形と解釈できるわけですね。母屋があって、その前方に、空間を拡大するためですかね、こういう庇を加えたというふうに理解できるかと思いません。

続きまして、【図10】この建物は平入系で仏堂みたいに見えるんですが、これは実は滋賀県の坂本にございます日吉大社の西本宮です。比叡山のふもと、坂本にある古い神社でございますが、正面から見ると、これはもう仏堂、仏教建築かと思うようなスタイルなんですが、これがちょっと変わった平面構成を持っております。

背面が、すばっと切り落としたような屋根の面が出ているわけです。

この建物の平面がどうなっているかということ、これが平面図（【図10】下）です。

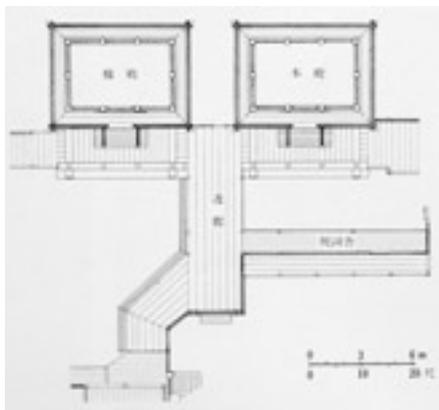


図9 上賀茂神社 本殿・権殿・祝詞舎・透廊 平面図 『日本建築史図集』（日本建築学会編）

これが側立面図です（【図10】上）。左が正面、右が背面。背面は切り落としたような感じになっております。

平面的に見るとどうなるかという、実はこれが中央にある部分が母屋です。で、この日吉大社の場合は、母屋の三面、左右と正面に庇を張り出している。これが庇という部分で、三面に庇を張り出して空間を拡大している。どういうわけか背面は庇を設けなかったんですね。ですから、背面の屋根の形がこうすばっと切れている、そういう形になっているというものです。空間を拡大していくシステムの1つのあらわれですね。

これが大体、有名どころの平入系の御本殿かと思います。まだ幾つかほかにもあるんですけども、代表的なもの、あとは八幡造というのは、今日は紹介していないんですけども、そういったものもありますが、神明造、流造、で、この日吉造というのは大変少ない事例ですね。プリントにも書いておきましたが、流造というのが、実は神社で一番多い形式で、正確に数を数えた人はいないのですけども、日本の神社の6割から7割が流造だと言われております。そのぐらい数が多いかと思えます。

次に妻入系のものになりますと、有名な島根県の出雲大社でございます。これは大変大きな建物ということが特色で、現在の建物でこの千木のとっぺ

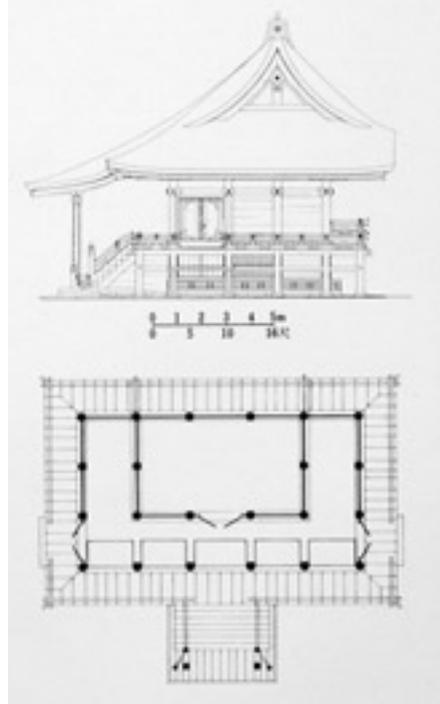


図10 日吉大社西本宮本殿 側面図 平面図  
『日本建築史図集』（日本建築学会編）

んまで高さが8丈あるということです。1丈が3メートルでございますので、ここまでが24メートル。今、マンションなどですと、大体1階の高さが4メートルぐらいで済むのですが、そうしますと6階分ですね。マンションの6階ぐらいの高さがございます。現在建っているものは、江戸時代の延享元年(1744)という江戸時代中期に再建されたものです。

大社造につきましては、平面図、断面図、そしてまた模型の写真なども出しておきました【図11、12】。

先ほどの伊勢の神明造の千木とは違ひまして、大社造は置き千木です。屋根の棟の上に、もうぼんとクロスする部材を置いているだけの全くの飾りですね。こういう破風板から伸びている千木ではなくて、もう屋根の上に乗っける置き千木という装飾になっています。

古くはこういう屋根のラインも直線だったことがわかっておりますが、現在のものは、この前の寛文、あるいはその前の慶長という時代に建てかえられているのですが、そのぐらいからこういう曲率を持った屋根になっているかと思ひます。

正面。平面図（【図11】下）を見ていただければわかるかと思ひますが、

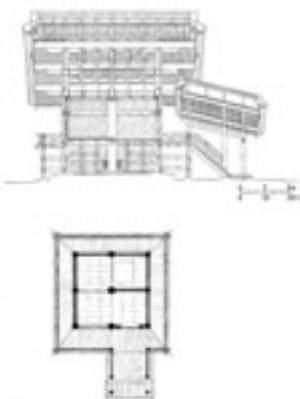


図11 出雲大社本殿 断面図 平面図  
『日本建築史図集』（日本建築学会編）



図12 出雲大社本殿1/50  
（島根県立古代出雲歴史博物館所蔵）

上り口、階段、階が片方に寄っているんですね。正面間口が、柱間2間でございまして、どちらかを入り口にしなければいけないということで、片寄って間口を設けているのかと思います。

9本柱。大体正方形です。特に真ん中の柱が太い柱で、妻のこの正面のこの柱が少し太い。実は、これもやはり棟持柱となっています。この柱とこの柱が、棟まで伸びている棟持柱となっています。この柱がずっとここでも切れることなくここまで伸びているんですね。

ところが、これは同じ棟持柱でも、伊勢とは違いまして、縁の中にこの壁の柱とは別にもう1本立っているのが伊勢でございまして、大社の場合は、壁についている柱が棟持柱になっている。

実は、図ではわかりにくいのですが、壁の真よりもこの棟持柱がわずかですが外側に立っています。後で出てきます神魂神社の御本殿は大社造で、大変古い建物なんですけど、この柱がかなり外に出ています。また後で紹介しします。

それと、9本の柱が立ってこういう田の字型の平面をつくって、ちょっと変わっているんですよ。こういうふうな空間構成、かぎ型の空間構成になっていて、これを「御内殿」と称しているのですが、この御内殿は、この図でいきますと左側を正面にしております。神様がいらっしゃる御内殿は、左側が正面です。ですから、御本殿の正面から参拝しますと、神様の側面を横からお参りすることになってしまいますね。ちょっと不思議な平面です。

棟持柱というのは、屋根を支える柱です。ちょっと図面が見にくい。この棟持柱は、実は棟まで伸びています。

真ん中の柱、ちょっと太い柱、これは、現在は出雲大社のほうでも「心御柱」という言葉を使っていますが、大社の資料に「心御柱」が出てくるのはごく最近のことで、実は古い言葉としては「岩根御柱」と呼んでおります。伝承によりますと、地下の世界と天上の世界を結びつけるような神聖な柱であるというような説明もあるようです。

ところが、建築的には、これが天井をちょっと越えるだけで棟木まで伸びていないんですね。建築のほうで言うと、構造的には実はこれがなくても、この建物は建つというようなことも言われています。構造的には必ずしも必要ではない柱。ですから、逆に言えば、神聖な祭儀上の柱と言えるかと思えます。

今、出雲大社は、屋根ふきかえということで修理に入りまして、御遷宮が行われております。本殿の中をのぞくようなこともできるようになっているんですが、そのときにいただいた、これはパンフレットですかね、パンフレットにあった資料を持ってきたのですが【図13】、これが実はどう見るかという、ここが心御柱。真ん中の柱ですね。私は「岩根御柱」と言いましたけれども、心御柱。で、上が北ですね。下が南、東、西ということで。これは天井の図です。天井の図で八雲という、天井にこういう雲がかかっているんですね。八雲というんですけれども、7つで何だという話もございます。数えると7つしかないんですね。それと、現在、御本殿に描かれているのと、ちょっと形が違うようですね。あまり厳密には見ていないんですけれども、多少違う形でかかれています。

ここにちょっと出ていますが、寛文の年号がありまして、実は出雲大社では、今建っている延享の建物の前には寛文という江戸時代

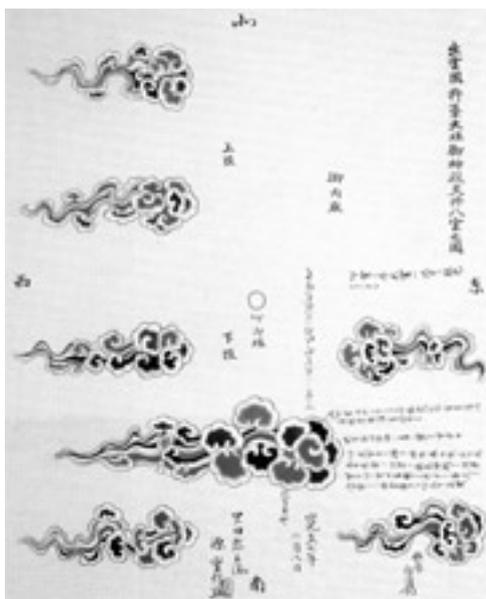


図13 出雲国杵築大社御神殿天井八雲之図  
(寛文7年 出雲大社所蔵 大社パンフレットより)

の初めぐらいに造替が行われています。そのときの資料の中の1つですね。ほかにも寛文の資料はものすごくいっぱい図面が残っておりまして、それで寛文の復元模型などもつくったことがあるんですが、寛文の状況はよくわかる。延享の現在建っているものもよくわかる。それ以前はあまりわからない状況です。

これは古代出雲歴史博物館にある大社の模型ですね【図12】。神官の方が並んでいますが、現状の模型です。ここのでっぺんまでが8丈、24メートルということですね。大変大きい。

現在建っているものは、実は「礎石立」といいまして、大きな石を据えて、その上に柱を立てております。出雲大社は古くは掘立柱だったということがわかっておりまして、先ほど紹介した寛文、その1つ前が慶長という江戸時代初期なのですが、豊臣秀頼が造替しております。そのときから出雲大社は礎石を使って建てるようになりました。ですから、それ以前は掘立柱だったということです。

現存する大社造で一番古いのは、今モニターに出ています神魂神社です【図14】。国宝の建造物で、出雲大社より随分東、松江よりもさらに東の大庭というところにあるんですが、ここは「出雲国造」の代がわりどきに火継神事を行う神社として有名です。神魂神社といいます。これも国宝になっておりまして、天正、16世紀の後期の建物で、大社造としては一番古い建物です。

棟持柱が、先ほどの出雲大社の御本殿よりも、明確に壁の真よりも前方に突き出ています。壁の中心ラインよりも前方に出ている。本来的な棟持柱の形態をよく残しているのではないのでしょうか。



図14 神魂神社本殿（島根県松江市）

それで出雲大社といいますと、ちょうど2000年に地下からものごく太い柱が出てきました。國學院大學の杉山林継先生と私も発掘調査委員会に参加させていただきました、つぶさに状況を見ることができたのですが【図15】、



図15 出雲大社境内遺跡発掘現場（島根県教育委員会）

これをどう見ますかといいますと、今、この奥、ちょっと出ていないですけども、こちらの奥に御本殿があります。御本殿の前の見えるところは楼門があり、楼門の屋根で、さらにその前の八足門で、この写真に写っていない手前のほうに拝殿がございます。そこの後ろから、ここに何か最初地下室を、祭礼準備室をつくらうとして工事を始めて、工事に使う矢板、工事現場の土どめに使うような天板をガンガン打っていたそうです。この矢板という工事現場の鉄板を打ち込んでいたら、何かコツンと当たって、何だということで掘り出したら、出てきました。

柱は3本一組みになっていますね。結局、3カ所を掘ることができまして、ちょうどこれが建物の中心の、今の言葉で言えば心御柱と南の宇豆柱が発掘されました。ですから、実は大社造というのは、大体対称的に規則正しく配置されていますから、この辺とか、この辺とか、この辺とか、もっと奥を掘ると必ず出てきます。既存の建物がございますので、なかなか発掘というわけにはいかなくて、今回の発掘では3カ所だけを発掘いたしました。

一番南側の最初に出てきた3本組みは3本束ねて1カ所の柱としているという。周囲は手を広げて届かないぐらい。大体、直径が1メートル35とか、1メートル40あります、1本の直径が。大変太い柱です。

よく日本海側から巨木が出てきた、巨木が出てきたと言って「巨木文化」

とか呼びますが、青森県の三内丸山は大変有名ですが、太い柱の根っこが出てきますね。三内丸山で、あそこはクリの木ですけれども、直径1メートルです。三内丸山で大体直径1メートル。出雲大社は、1本が1メートル35とか1メートル40です。材質はすべて杉でございました。

この木ですね【図16】、この一番南側の柱をもっと掘っていった一番深いところの先端がこういう状況になっていました。これはちょうど一番底に当たるんですが、カットしているんですね。現場でカットしたような跡が見えます。それと特徴的なのは、この穴なんです。これを建築のほうでは「目途穴」と称しております。ここに綱を結びつけて、巨木を運ぶ、あるいはいかだに組む、そういうときに使う穴です。それが出雲大社からきれいに出てきているんですね。



図16 宇豆柱端部の目途穴

またこれは話は全然違うんですが、これは長野県の諏訪大社の御柱という祭りがあります。これはモミの木を遠くから引っ張ってくるのですが、実は御柱にも穴があいていて、綱で引っ張ります。要するに御柱祭りでも目途穴を使って材木を運んでいるんですね。大社で出てきたのと同じやり方をするわけです。

これは絵巻物ですが、『石山寺縁起』という、滋賀県の石山寺というお寺がありますが、その縁起絵巻の14世紀の絵巻物【図17】ですが、見ていただきたいのはこの材木を運んでいる部分です。人力で綱を引いて運びます。ちょっと見にくいのですが、材木に目途穴をあけて綱をつけて引っ張っている。それと同じものが出雲大社の柱の根っこにあったということです。



図17「石山寺縁起絵巻」(鎌倉時代)

これが心御柱のところですね。中央の柱にある3本組みです。

中央の柱にある3本組みの材質は杉で、実はものすごく成長の早い杉ということで、直径は1メートル35とか40あるのですが、樹齢が200年ちょっとという、とてもとても今では考えられないぐらいの樹齢だったことがわかりました。ものすごく成長のいい杉だったということなんです。

それで出雲大社のこの建物につきましても、伊勢の神明造とはいろいろ違う特色があります。これは「本殿の位置の移り変わり」と称していますけれども、先ほど紹介しましたように、伊勢の場合は隣に敷地をつくっておいて、きれいに左から右、右から左と移していくんですね。今、そのため、形態がよく伝わる。

ところが、出雲大社というのは、僕は大らかで好きなんですけれども、今わかっているだけで現在の御本殿がこれですね、延享。今、ここの位置に建っています（【図18】⑤）。その前建っている、これもはっきりしていました寛文がここ（【図18】④）でした。その前に建っていたのが、今回の発掘で同時に出てきたのですが、慶長。江戸時代の初め、秀頼がつくった。この位置（【図18】③）から出てきました。その前、ちょっと時代はわからないのですが、室町時代ということで、今、拝殿が建っているあたりから出てきます（【図18】②）。今回発掘された、3本組みの柱が出てきた鎌倉時代の

建物はここに建っています（【図18】①）。要するに、敷地内で、何か空き地を探して、あいているところに建ててしまうんですね。全く大らか。

それと、この間の年数。伊勢は20年というできちようめにやるのですが、いろいろな間隔が

あきまして、遷宮の年代はもっと古いのもわかっているのですが、それが定期的ではないんですね。定期的に建て直すという制度は出雲大社にはございません。最近、「60年に一度の遷宮」とか言っているのも、これは最近の話で、古くは「破れるに随いて修理する」というふうに言っておりますが、壊れたら建て直すという、大変大らかなシステムで、まあ壊れるまでほっておくようなところですね。

逆に言いますと、あいたところにぼこぼこ建てているということは、実はこっちのほうとか、こっちのほうとかを掘ると、何か出てくると思います。十分その可能性はあると思いますね。出雲大社の境内を掘ると、また違う時代の御本殿の遺構が出てくる可能性があるとは私は確信しております。おもしろいところですね。

大社の話が長くなりますけれども、これは有名な「金輪造営図」と呼ばれている出雲大社の宮司家に伝わる古図なんです（【図19】）。残念ながら、この絵図面自体は江戸時代の写しなんですけど、右側はその起こし絵図です。江戸時代のもなんですけど、かいてある内容は古いだらうという説と、こんなもの、荒唐無稽ででたらめだという説と両方ございました。

実は、発掘の前までは、こんな3本組みの柱なんていうのはあるわけない、日本はおろか全世界にこういう3本のこういう巨木を組んで柱にするなんていうのはないんですね。ですから、この絵図だけでは、こんなのほうそだ、



図18 本殿位置のうつりかわり  
(鳥根県教育委員会パンフレット)

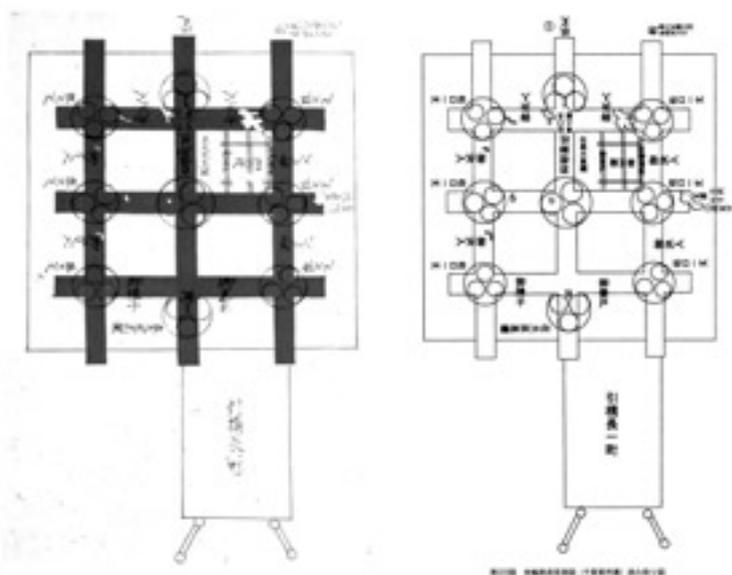


図19 金輪御造営図と読み取り図（出雲大社所蔵）

いい加減な図だということで評価されていなかったのですが、発掘後一躍注目を浴びることになりました。

こういうのがあるということですね。大体9本の柱、これが真ん中の柱ということで、いろいろ寸法が書いてあるんですが、例えばこの直径、大きな円の直径が1丈、3メートルというふうなことですね。この大きな円の直径が3メートル。ですから、大変巨大な柱でつくっていたんだという裏づけだと思います。

あと有名な話では、ここの、これは階段をあらわしていると思うんですが、ここに言葉があります。「引橋長一町」ということで、これは階段。階段のことを「橋」ともいいます。長さが一町あると。大体110メートルとか109メートル、そういう長大な階段だったということが書いてあって、これもまあうそだと言われていたんですけども、あながちないことはないのではないかと私は考えています。

平安時代の本に「口遊」という本がございまして、小学校の教科書みたいなもので、いろいろごろ合わせで暗記する本なんですね。そこに有名な言葉で、日本で大きな建物は何かというような設問に、「雲太、和二、京三」という言葉があるんですね。日本で大きな建物は何か、「雲太、和二、京三」、そういうふうに見えるという意味です。

「雲太」は、ここに解説があるように「出雲の太郎」で、出雲大社本殿。「和二」とは何かというと、「大和の二郎」で東大寺の大仏殿。「京三」とは何かというと、「京都・都の三郎」で平安京の大極殿、こういうのが日本の大きな建物だというふうに見える、暗記しなさいというような本なんですね。これをどう理解するかでいろいろな説があったんですけども、単純に高さを言っているんじゃないという先生もおりましたし、一方で、これは平面を比べているわけでは絶対ないんだから、高さに違いないというふうに解釈する先生もいらっしゃいました。どちらもちょっとはっきりしないのですが、先ほどの巨木が出てきたことなどから言いますと、私はこの東大寺の大仏殿よりも高かったということは十分あり得るのではないかと考えています。

ちなみに、この東大寺大仏殿は、記録で高さ15丈幾つというのがはっきりしております。15丈というのは45メートルちょっとですね。ということで、この高さが確定するわけですね。ですから、それよりも太郎が一番ですから、高いのではないかと。

この話と別に、また出雲大社には伝承がありまして、現在の建物は高さ8丈で、中古、少し昔というような意味でしょうかね、中古はその倍の16丈、大古、大昔はその倍の32丈という伝承があるんですね。これは一番古いので室町時代ぐらゐの文献にも出ているのですが、そういう伝承がほんとうかどうかというものがまた問題になっていて、この説を信じると、東大寺の大仏殿の15丈よりも高いということですから、伝承にある16丈というものも十分可能性があるのではないかと私は考えています。

そういったことで、いろいろな先生方がああだこうだと言って復元した模型が実はこれで【図20】、これも古代出雲歴史博物館に飾っております。

こういう発掘事業の後、復元模型などをつくるのですが、普通ですと1つの案にまとめるのが常識です。発掘の成果としてこういうのが考えられるというふうにして1案まとめるのが普通なんです

が、この場合は、実は建築関係ではもう1人、今、鳥取環境大学の先生をされています浅川先生という方が参加しておりまして、私と浅川先生が建築関係だったんですね。で、全然意見がまとまらない。

そこで、いろいろな先生を集めてつくろうということで、3人の先生方を加えて合計5人でそれぞれ勝手につくるということで5つの模型ができた。これは初めての試みで、5つあることが結果として復元案はいろいろあるんだなということがわかっておもしろい試みだとなかなか好評のようですね。

2つが16丈説で、3つが、そんなのあり得ないという説で、16丈説を否定する説です。同じ資料を使って5つできちゃうんですね。

私は福山敏男先生以来の説を踏襲しておりまして、16丈説を肯定する説です。と、まあこういうふうになって、なかなかよくわからないのが復元です。

続きまして、住吉造【図21】。これも古代出雲歴史博物館の模型の写真ですが、大阪の住吉大社で代表される形で、切妻造の妻入で、これも大変直線的なデザインでございます。あまり事例は多くないのですが、大阪の住吉大社は、幕末、文化年代の建物ですが、一番古いのでは、現存するところでは福岡の住吉神社のが江戸時代の初めのものが残っております。



図20 出雲大社本殿復元模型  
(鳥根県立古代出雲歴史博物館所蔵)

この住吉造でよく言われるのは、この形が天皇の即位のときに行われます大嘗祭の大嘗宮の建築とよく似ているということが指摘されております。中が2室に分かれているんですね。これが前のほうで、2室に分かれている。これも特徴の1つです。



図21 住吉大社本殿1/50  
(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵)

平面図、正面図、側面図【図22】、大変簡明な建物で、置き千木ですね。これが住吉造です。

住吉大社へ行きますと、前に拝殿が建ってまして、正面はよく見えないんですね。

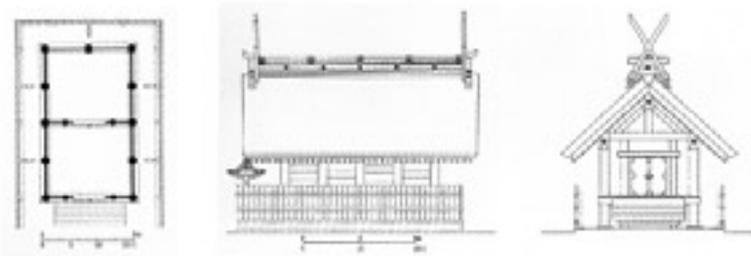


図22 住吉大社本殿 平面図 側面図 正面図 『日本建築史図集』(日本建築学会編)

かわりまして春日造です【図23】。これは奈良の春日大社で代表されるつくりです。

この模型も古代出雲歴史博物館の模型です。4棟並んでおりまして、妻入で比較的小型です。正面には、これはやはり庇なんですね。正面に何か出っ張っているのが見えますが、庇。

それと、ここではちょっと湾曲した優美な千木。置き千木ですが、もう完



図23 春日大社本殿1/50 (島根県立古代出雲歴史博物館所蔵)

全な飾りと化している千木が乗っております。

春日大社の土台はものすごい大きな角材で、その上に柱が立っております。

これが正面図 (【図24】中)。

側面図 (【図24】右)、側立面で見ると、この上に柱が立っているわけです。

春日造は、地方的には全国に点々とあるのですが、奈良県と和歌山県に比較的密度が高く分布しています。

これは平面図 (【図24】左)。1室で大変小さな建物。この辺が庇に当たるわけですね。この辺が庇で、この4本の柱の中が母屋です。

春日大社の建物は、やはり幕末、文久でしたかね、に建てられたもので、やっぱり遷宮の制度がありまして建て直すというのがあるんですね。

建物として一番古い春日造は、奈良県に円成寺というお寺があるんですが、そこにある春日堂・白山堂という建物です。お寺の中にも神社がかつてはまつられていた。建物自体として一番古い春日造で、鎌倉時代ですね、鎌倉時代初期、安貞という年代、1227年から29年です。

確証はないんですけども、この建物はもともと古い春日大社の建物をここに下賜したというか、要するに移した。遷宮に当たって不要になった春日

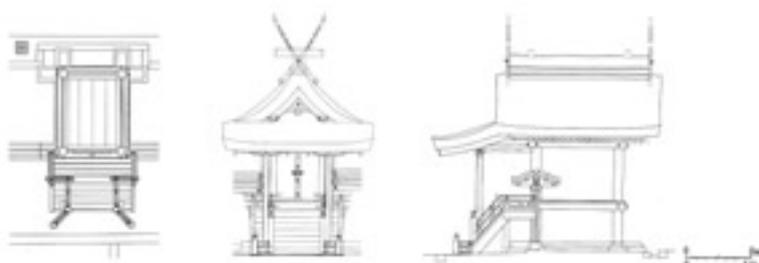


図24 春日大社本殿 平面図 正面図 側面図 『日本建築史図集』（日本建築学会編）

大社の建物をここに移したという説もあります。春日大社でそういう慣行がありまして、「春日移し」と呼んでいます。江戸時代のものですけれども、「春日移し」というのが奈良に何棟か残っています。春日大社からもらってくるわけですね。これもちょっとかなり古くてよくわからないんですけども、そうではないかなという説もあります。

側面図で見ると、庇の部分がよくわかるわけです（【図24】右）。

そういうことで、平入系とか妻入系で代表的な神社本殿のつくりをご紹介しましたが、これが相互にどういう関係になっているかということがやはり考えられてきました。

これはちょっと古い本に出ている模式図なんです（プリント「神社建築の流れ」）、どう見るかという、「時代」と書いてあります、こっちが古い。「大和・飛鳥」「奈良」「平安・鎌倉」「桃山」と、こう上のほうから下のほうに時代が流れてくるんですね。

いろいろな何とか造というのがどういう系列になっているかということで、ひとつ大もとして出雲大社の大社造があって、もう一つ大もとして伊勢の神明造、「唯一神明造」とも呼びます、神明造があって、それからいろいろな造が派生しているというような解釈ですね。神社としての位置づけが大社と伊勢というのは大変大きいので、そこから何か始める。大社は妻入、伊勢は平入というふうになっていて、ちょうどそれが対称的でうまくできて

いるんですね。大社造のほうからは住吉造。ちょっと大鳥造を省略しましたが、住吉造ができて、それが春日造に至るという図式。平入系のほうでは、神明造から流造、さらに庇がいっぱいできている日吉造なんていうのが派生するという図式を描いていたのです。

この説は、何か機能論的な進化論的な説で、私の学生のころはこういうことを授業で講義された覚えがあります。機能論的というのは、要するに庇のない大社造から、ここに庇のある春日造に進化したと。あるいは、ここは大社造は基本的に1室の空間で、住吉造は2室に分化したとか、機能的に何か上のほうから下のほうにいくと複雑になっているなんていう考え方ですね。そういう複雑になったものは新しいのだと。神明造のほうも庇がない。流造は庇がつく。日吉造では三面についたりする、こういうのが新しいのだと、派生したのだというような考え方で説明されていたのですが、もうそれはちょっとおかしいのではないかというのが1つの考え方として示されております。その辺は、プリントの真ん中辺、1ページの真ん中辺に「空間の発展の方向性（機能論的考察）」で、母屋だけの建築から母屋プラス庇の建築へ発展するという考え方はちょっと疑問ではないかということで、こういったものを1つの系統図として何から何が派生してなんて考えるのはちょっと無理があるのではないかということが言われております。

それで別の考え方として提示されているのが、次の考え方、「神殿の有無から見た神社の3形態」（プリント）ということで、全く違うところに目をつけて神社を考えようという考え方です。

プリントに①、②、③と提示しておきましたけれども、1番としては、神殿を設けない。ここで本殿と言ってもいいかと思うんですけども、神様がおさまる建物を特に設けない神社があるんだと。実例としては奈良県の大神神社、あるいはこれも奈良県の石上神宮。この石上神宮は、現在は大正時代に御本殿を建てておりますが、もとはありませんでした。大正時代の御本殿が今は建てております。あと諏訪大社。これは長野県諏訪湖の湖畔に4社ご

ざいます。上社と下社それぞれが2つに分かれていて4社あるんですが、この諏訪大社なども本殿を設けない神社として大変有名な神社です。これらはいずれも歴史が古くて、かなり影響力のある、いわゆる大社なんですね。そういうものが本殿を設けなくて神祭りをやっていたということ、こういうのが古いスタイルではないかという話なんですね。

2番目としては仮設の神殿を設けるということで、どういうことかということ、普段は神殿、本殿をつくっていないんだけど、お祭りがある、神事があるというときに建物を建てて、お祭りが終わると撤去する、そういうスタイルがあるのではないかということで、実例として有名なのが、奈良の春日大社にあります春日若宮、ここはおん祭りというお祭りをします。後でちょっと説明しますが、そのときに、境内の少し離れたところに建物を建てて、そこに神様をお招きしてお祭りをします。お祭りが終わると、その建物を撤去するというのをします。それと、先ほどもちょっと出てきた天皇の即位儀礼として行われます大嘗祭のときの大嘗宮。これも神事の7日から5日ぐらい前にぱっと建てるといふうに聞いております。で、神事が終わるとやはり撤去する。そういうあり方。お祭りのときだけ仮に建物を建てて、終わったら撤去してしまう、そういうスタイルがあるのではないかという考え方です。

3番目が、これは我々がよく見かける、常に御本殿がある、常設の神殿を設けるタイプ、こういうのがあって、どちらかという①、②、③というふうにだんだん変わってくるという図式も描けるのではないかという考え方です。①のことを「自然神道」、②、③を「社殿神道」と称することもあるようです。

こういう考え方があるとして、ちょっと実例をフォローしますと、これは①の事例として挙げました大神神社ですね、奈良県の三輪山【図25】。この山が三輪山で、ここに神様がいらっしゃる。大神神社というのは、このふもとにありまして、立派な建物があります。ところがそれは御本殿ではなくて、

拝殿なんですね。人が拝礼するための建物です。この奥、裏のほうが三輪山になるのですが、そのふもとにこういう立派な建物が建っています【図26】。建物自体、寛文、江戸時代の建物ですが、参拝者が上がっていますけれども、これは拝殿であって、神様がいらっしゃる場所ではない。

その辺のことを示した江戸時代の絵図があって、三輪山が描かれ、そのふもとに、今見た拝殿が描かれている。これが、「大神神社」と言っている拝殿ですね。そのちょうど裏側にち

よっと柵、垣があって鳥居、有名な「三輪鳥居」という3つの間口がある鳥居があるのですが、そういう垣根と鳥居があって、「禁足地」という足を踏み入れてはいけない神聖な場所があるんですね。ここに神様をお招きして、その前の空間と拝殿で拝礼するというスタイルです。

これは大神神社の摂社の檜原神社という、すぐそばにある神社なんですが【図27】、同じようなスタイルで、見るのがたやすいので写真を撮ってきたのですが、ここの垣根、垣がありますね、垣、この中が禁足地であっ



図25 三輪山



図26 大神神社拝殿（奈良県桜井市）



図27 大神神社摂社檜原神社

て、その正面に鳥居がある。鳥居のほうは間口が3つある鳥居で、「三輪鳥居」といっています。さらに普通の鳥居ではなくて、これは格子がついているんですね。普通、鳥居といいますと、ここに何もなくて通れますよね。通るんですけども、ここでは鳥居に格子がついていて、みだりに人が入れない。神聖な場所であることを示しているわけです。こういったものが先ほどの大神神社拝殿の裏側にもあります。そういった事例。これが大神神社です。

これは諏訪大社です【図28】。長野県の諏訪大社の上社の本宮というところなんですけど、今は建物が建っています。これは江戸時代の天保の建物ですが、実はこれ、ここに見えているのは本殿ではなくて、これもあくまでも拝礼するための建物で、この裏側は禁足地になっております。諏訪の場合、何を拝礼するかはちょっといろいろ分かれていますのですが、御本殿がないことだけは確かです。

これは、境内四隅に立っている「御柱」と呼ばれる独立柱ですね【図29】。諏訪大社のこれは上社の本宮の御柱です。四隅に立っておりまして、6年に一度、寅の年と申の年に立てかえています、その年に、山から切り出して延々と引っ張ってきて立てる。それを



図28 諏訪大社上社本宮社殿



図29 諏訪大社上社本宮一之御柱

最大の祭りとしているんですね。

これは本宮の一之御柱です。

「木落とし」と呼んでいます行事は、野を越え、山越え、川越え、延々と引っ張って行ってがけを引っ張って御柱を引きずりおろす。そのとき、しなくてもいいと思うんですけども、一番先頭に乗っかるのがここの諏訪の男性の最大の勲章らしくて、乗っかるんですね。時々負傷者、死傷者まで出るらしいですね。それほど諏訪の男衆は燃える神事だそうです。

これは秋宮の御柱を立てるところです。これも乗っかっているんですね。見た目は何の役にも立ちませんね、乗っかかっていても。邪魔になるだけ。危ないだけ(笑)。落ちないようにくりつけて乗っかって、何か騒いでいるんですね。人が乗ったまま立てていくんです。

次に、これは2番目、②の春日若宮おん祭の御旅所です【図30】。春日大社の若宮で、春日大社の境内は大分広いのですが、興福寺寄りの、普段はこの前に広い野原があります。何にも建っていないところに、12月のお祭りのときにこういう建物を建てる。基本的には春日造なんですが、屋根には松葉をふいたり、この辺の柱なども、木の皮をむいていない「黒木」と呼ばれる木ですね、普通はもう木の皮をむいて製材するはずですが、「黒木」と呼ばれる、切ったままの材、この辺もちょっと見ると丸太ん棒で黒木のままなんですね。急に建てた、あるいは仮設だということをわざと示しているような建物を建てます。

これが黒木という、樹皮がついているんですね。この辺も何か不ぞろいの丸太ん棒で垂木をつくるわけですね。この辺も丸太ん棒です。屋根は松葉。こういうものをつくっておいて、春日若宮のいつもいらっしやると



図30 春日若宮御旅所

ころ、実は御旅所の奥のほうに春日若宮のふだんいらっしゃる本殿があるのですが、そこから、先ほど見た仮設の建物に夜中、遷宮されるんです。真っ暗で、真冬12月ですから寒くて、大変なお祭りなんですけれども、夜中に御神体を移す。

そうしてもって御旅所に移すわけですね。この前は広っぱになっていまして、そこで昼間、いろいろな神事を行って、神様にお供え物をしてお慰めする。また神様に帰っていただいて、御旅所の社殿は撤去してしまう。そういうことをやっております。これが2番の実例です。

そういうことで、建築のほうからそういったいろいろな御本殿の特色をどう理解するかということになるわけですが、プリントの最後に書いてありますことなんですが、「神の移動と神社」ということで、ある考え方として、神様は常に神殿にいらっしゃる。ずっといらっしゃるといいうのもあるのですが、そういう神社ばかりではなくて、神様は常にはいない、時々ふらふらどこかへ行ってしまふ、あるいはどこかから来てふらっと来るとか、そういう気ままな神様もいらっしゃるといような観念があるのではないか。お祭りのときだけにやって来る。それで神迎え、あるいは神送りという神事なども生まれてくる。建築のほうでも、そういった神様が移動しながらいろいろ神事を行うということに本殿は対応しているのではないかという考え方ですね。

今日紹介したような御本殿の形式をそういった観点から分析してみますと、1つは神の移動を前提にした本殿形式、神様が移動するということを前提とした本殿形式として、流造、春日造が挙げられるのではないかと。これはどちらも比較の問題ですが、小型であって、特色としては土台建てなんです。土台の上に柱を立てている。

もう一つは、神の常住を前提にした本殿形式で、これは神明造、大社造、住吉造が当たるのではないかと。これはどちらかというと本殿としては大型であって、柱の立て方としては、古くはみんな掘立であるということ。掘立と

いうのは、もうそこに固定する方式ですから、建物の移動なんていうのはちょっと考えられないですね。土台にしますと、これは比較的簡単に建物を動かすことができるわけです。

そういった建物を動かす事例をいろいろ探しますと、あまりはっきり資料を提示して示せるものが少ないのですが、その中で唯一資料的な裏づけにあるのが次の話で、図（【図31】）と、そして、プリントの2つをご覧ください。図のほうから見ていきますと、これは京都の上賀茂神社の話でございます。賀茂社は下賀茂、上賀茂と、2つに分かれています。実は下賀茂のほうは全然違うやり方をするんですね。これは上賀茂のやり方です。

最初に、本殿のあり方も、上賀茂神社は本殿と権殿である、下賀茂神社は両方とも本殿で、東本殿、西本殿であるということをお話ししましたが、それがきいてくる。

これを模式図であらわしましたが【図31】、これをつくったもとの資料になったのは、上賀茂神社の所蔵する文書で嘉元3年、1305年に当たりますけれども、ご遷宮が行われてそのときの記録『御遷宮日記』です。この日記に、いつ、何をしたなんていうのが比較的細かく書いてあるんですね。その時間を追ってどういうことを行ったかというのを模式的に示したものです。

順番に時間はこの①から②、③、そして⑤というふうに進んでいきます。

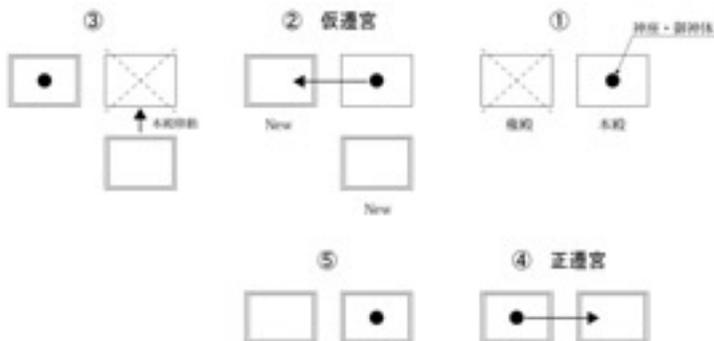


図31 上賀茂神社遷宮模式図 嘉永3年（1305）

これをどう見るかという、右側が本殿、左側が権殿なんですね。そして、本殿のほうに御神体がいらっしゃる。

それで、遷宮ということになります。建物を新たにつくり直すということをするわけですが、そのときまず何が行われたかという、一番最初、本殿の隣にある権殿、破線でバツが書いてありますが、これを取り壊すのです。撤去する。まず最初に撤去する。更地にするんです。

次に2番目なんです、2番目にどうしたかという、その取り壊した権殿を新しく建てる。「New」と書いてある場所です。この二重の四角で囲ったのは、「新しい建物」という意味です。

同時に、これがおもしろいのですが、この本殿の前方に新しい本殿を建てるのです。この新しい権殿、新しい本殿を、同時に2棟建てます。だから、一時期、3つ並んでいるんですね。そうしておいて、御神体を新しい権殿にお移しします。これを「仮遷宮」と称しています。

そうして、次どうするか。3番に移るのですが、3番はどうするかというと、これが御神体ですね。新しい権殿に今いらっしゃるわけですが、どうするかというと、旧本殿、破線でバツしてあるこれを取り壊すのです。古い本殿を取り壊して、ここを更地にする。そうしておいて、本殿を移動します。どうするかというと、この新しい本殿の下にころという丸太をかませて、ろくろで引く、と『御遷宮日記』に書いてあります。ろくろというのは、重量物を運ぶときとか何かに使う人力のクレーンみたいなものですが、そのろくろで移すわけですね。このときに、建物の下に土台があるということが大変重要なわけです。土台がないと、これを文字どおりころころとは転がせないですね。ここで動かします。

次、4番なんです、もとの位置に2つ新しい建物が建つわけですね。右が新本殿、左が新仮殿。今、新仮殿に御神体があるわけです。これをもとの位置の新本殿にお移しする。これを「正遷宮」と称しています。で、5番の状況に戻って、最初に戻るわけです。こういうことをやっているんですね。

これでもう一つ、2番の仮遷宮が嘉元3年、この年の8月7日の寅の刻に行ったという。これは夜明け前ですね。8月7日の夜明けか夜明け前ぐらいの時刻に仮遷宮を行った。

そして、3番、4番といくのですが、この4番の正遷宮の日時がわかっておりまして、これが同じ年、嘉元3年の8月8日、翌日の酉の刻、夕方、日没ぐらいです。

もう一度言いますと、この仮遷宮が8月7日の寅の刻、夜明けぐらいですね。で、正遷宮が8月8日、翌日の酉の刻、日没ぐらい。ですから、2番から3番を経て4番までが1日半で終了するのです。要するに神様が仮住まい、権殿にいる仮住まいがかなり短い時間、1日半の不自由なお住まいで済んでしまうという、ものすごいシステムなんです。そのために、あらかじめ建物をつくっておいて、つくってある完成している建物を引いてしまうわけですね。こういうことを中世はやっておりまして、嘉元の記録にはそれが詳しく出ているので、こういうことがわかるわけです。

その後、似たような詳細な記録はないのですが、時間だけわかるんですね。どのぐらいの日時をかけて遷宮が行われたか。それはみんな短いんですね。ですから、厳密に言うとは推測なんですけれども、こういうことを中世に上賀茂はやっていたと考えていいかと思いますね。それ以上は推測なんです、大変短い間で遷宮を行っているの、こういうことをやっていたと考えられる。

上賀茂神社というのは、ほかの神社もそうなんです、戦国時代、中世末、大変疲弊しまして、遷宮どころじゃないんですね。江戸時代の初めは、どこにどういう建物があったかわからないぐらい疲弊していたらしいです。現在見るようにまた整備されるのが、江戸時代になって徳川の時代になってからなんです。寛永という時代に新たに建物が整備されてまいります。そのときは、似ているんですけれども、その精神が全然違うふうになってしまうんですね。それが次の図（【図32】）でございます。

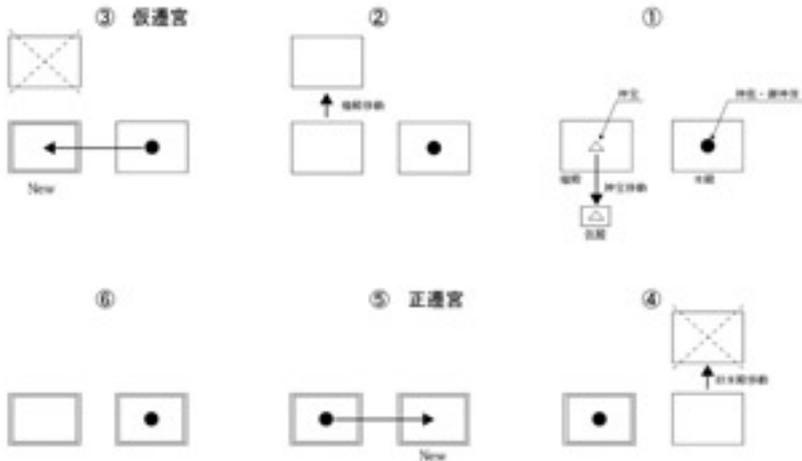


図32 上賀茂神社遷宮模式図 寛永4年（1627）～寛永5年（1628）

もともになった資料は、寛永のときの記録である『寛永造宮遷宮記』という、これは上賀茂神社の所蔵する文書ですが、それにいろいろ詳しい工程が出ています。このときは寛永4年から寛永5年にかけて遷宮が行われたのです。

これもやはり1番から2番、3番、4番、5番、6番というふうに進んでいきます。右側が本殿、左側が権殿というのは同じです。

このときは最初に何をするかというと、権殿の前にまた権殿の権殿みたいな仮殿を建てるんですね。ここからちょっとおかしくなっています。昔のこともよくわからなくなってきたのか、権殿の権殿を建てる。仮の建物を建てる。何をしたかということ、権殿におさめられている神宝を移動しています。三角印は神宝をあらわしています。そこから始まります。そこにちょっとメモに日付を入れておきましたが、寛永5年の2月26日のことです。

同じ日、2番になりますが、これは何をしたかということ、建物を移動するのですが、旧権殿を後方に動かすんです。ころ、ろくろを使って後方に権殿を移してしまう。ここに空き地をつくるわけですね。

その次に何をするかということ3番なんです、ここが空き地だったわけで

すが、ここで造営を始めるのです。新しい権殿をこの場でつくる。それが寛永5年の4月9日。その後、旧権殿を取り壊すんですね。旧権殿を取り壊すなんていうこともやる。で、新たにつくった新権殿に御神体を移す。これが寛永5年の4月9日です。仮遷宮と言っています。新たにつくった権殿に御神体を移すんですね。

次、4番目になりますけれども、その次に何をするか。これは、この建物が空き家になるわけですね。今度何をやったかという、この旧本殿を後ろに引くんです。「旧本殿移動」と書いてあります。これが寛永5年の6月2日。そうすると、ここが空き地になりますね。ここが空き地になると、この場で新たに建て替えを始めるんです。「本殿立柱」という柱立てを8月22日に行っております。その後、この旧本殿を取り壊します。

そうすると、次は5番で、両方の建物が一応、何か違う方法なんですけれども、本殿と権殿が新たにできるわけですね。そうしておいて、新権殿から新本殿へ御神体を移す。これは寛永5年の12月24日で、正遷宮に当たるわけです。

で、もとの状況に戻るわけですが、これはどういうことかという、仮遷宮から正遷宮まで、仮遷宮が4月9日で、正遷宮が12月24日ですから、8カ月ですか、8カ月強、8カ月半、神様にご不自由な生活を強いるんですね。これはやっぱりちょっと間違ってしまったやり方で、古いやり方はうまく伝わらなかったんですね。ろくろで動かすということはやったんですけども、神様を仮の状態にとどめておくということをなるべく短くしようという根本的な発想は伝え切ることができなかったようです。これが寛永の遷宮です。

最近は、もう新たにつくるということはやっていません。今の社殿は文久、江戸後期のものです。その後、遷宮と称するもの、造替と称するものは、全くの新築ではなくて修理、屋根のふきかえ等々の修理でかえていますね。というような状況です。こういう、建物を移すことによって短時間で遷宮を終了させるということのためには、どうしても土台立でないといけないですね。

礎石立、掘立ではこんなことはできません。

上賀茂の場合は、東西の本殿を順番に使うなんていうことはしないんですね。東の次は西に御本殿にしたら非常に簡単ですが、そういうことはしない。東側が本殿であって、西側はあくまでも権殿なんですね。先ほど言ったようなことですが、土台は建物の原型を損なわないために必要不可欠な部材であるということです。

上賀茂神社とか春日大社というのは、大変歴史の古い神社で、こういう土台なども使う。ほかにもこういう土台で立てる神社はあったと思うんですが、考えてみますと、土台というのは考古学的に残らないんですね。掘立とか礎石立というのは、その跡が残ります。穴ぼこが残るんですけども、土台で物を建てたら、きれいさっぱり痕跡は残りませんね。ですから、古い土台立の何々というのがほとんど実証できないんですけども、もっともっとあったのではないかと私は考えております。

これは全く違う話で、『法然上人絵伝』という、これも室町後期から鎌倉時代ぐらいの絵巻物がある。いろいろな絵巻物には大工の造営しているようなところがよく示されておりますが、その中の1つのシーンですね。ぐるぐる回る柱状のものを立てて、取っ手を差し込んで、綱を巻きつけておいて、それをぐるぐる回して重量物、柱を持ち上げる。これを「ろくろ」と称しています。こういった道具を上賀茂では使うようです。

今日の話はあまり取りとめがなかったんですけども、神社のいろいろな形があって、1つは古い考え方として示した系統図みたいなことがちょっと考えにくいのではないかという話、意外に流造とか春日造の形が古くからある本殿形式ではないかと考えて、そういったことが結論といえば結論なんです、あまり実証される話ではなくて申しわけございませんが、こういうところでは。(拍手)

※本学術講演会は、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター整備事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」の成果である。

## 【プリント】

08.10.18

芝浦工業大学 藤澤 彰

## 神社本殿の建築的特質

## 平入系

- 神明造……伊勢神宮正殿、搦立柱、棟持柱(独立)  
 流造……上賀茂神社本殿、下賀茂神社本殿ほか  
 前面に庇を付加  
 側面から見ると屋根が前方に流れるように見える  
 上賀茂神社本殿、下賀茂神社本殿は土台立  
 神社で一番多い形式、6割から7割とも

## 妻入系

- 大社造……出雲大社本殿、出雲地方に集中的に分布  
 大型、9本柱、棟持柱(壁付)  
 古くは獨立柱、現在は礎石立(慶長以後)  
 住吉造……住吉大社本殿、あまり例は多くない  
 2室、大書官正殿に似る  
 春日造……春日大社本殿  
 正面に庇を付加、小型  
 土台立  
 奈良・和歌山に比較的多い



神社建築の流れ (概略図)  
 疑問な点が多い

## 空間の発展の方向性(機能論的考察)

- モヤだけの建築から、モヤ+ヒサシの建築へ発展する(疑問)  
 神社本殿の形式を系統図として考えられるか(疑問)

## 神殿の有無からみた神社の3形態

- ① 神殿を設けない(大神神社、石上神宮、諏訪大社など)
  - ② 仮設の神殿を設ける(春日若宮、大書官など)
  - ③ 常設の神殿を設ける
- ① を自然神道、②③を社殿神道と称す

## 神の移動と神社

神は神殿に常住するわけではないという観念、まつりの時にやってくる……神迎え、神送り

- 神の移動を前提にした本殿形式……流造・春日造      小型、土台立  
 神の常住を前提にした本殿形式……神明造・大社造・住吉造      大型、搦立

## 編集にあたって

研究開発推進機構は、國學院大學の建学の精神を闡明・具現化し、本学における教育研究活動の重点的推進とその成果発信の拠点となるべく、従来の日本文化研究所を発展的に改組して昨年度（平成十九年度）発足した教育研究機関である。本機構は総合・学際的な日本文化学としての「国学」的方法による共同研究活動と、その成果の内外への発信を積極的にを行うことを使命し、本紀要はその役割の一翼を担うものである。

第一号となる本号では、本機構の伝統文化リサーチセンターが推進する文部科学省私立大学高度化推進事業（オーブン・リサーチ・センター整備事業）に選定された「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」研究事業から、平成二十年十月十八日開催の藤澤彰芝浦工業大学教授（本機構客員教授）による、公開学術講演会「神社本殿の建築的特質」の講演録を掲載した。

また、本学及び本機構の原点として、「近世・近代における国学の展開」というテーマを設定して、四本の論考、翻刻一本を掲載した。国学に関する研究は、本学の学問的基盤そのものであるとともに、本機構の前身である日本文化研究所が「設立の趣旨」に沿って行い続けてきた、研究課題の中心の一つである。こうした経緯に鑑み、本機構のもとに再編された日本文化研究所においても、恒常的な研究部門として「神道・国学研究部門」を設置している。当部門の事業である「近世国学の靈魂観をめぐるテキストと実践の研究―靈祭・靈社・神葬祭―」の研究活動を中心に、さらに日本文化研究所が行ってきた井上毅研究と明治国学研究の歴史を取り上げた論考を一本加え、前期国学から明治国学までを通して編集した次第である。執筆者は本機構の講師・助教および研究補助員が担当したが、これも日本文化研究所時代から発展的に継承している若手研究者育成の充実という趣旨に則してのことである。（松本久史 記）

# Transactions of the Organization for Advancement of Research and Development

Vol.1 (March, 2009)

## CONTENTS

Prefactory Remarks	..... SAKAMOTO Koremaru	
<b>Articles</b>		
Cosmology and Practice of Kokugaku Concerning the View of Spirit : Centered on KADA School	..... MATSUMOTO Hisashi	1
Reexamination of <i>Kogaku Honkyō Taii</i> of MOTOORI Uchitō	..... MITSUMATSU Makoto	37
A Study of a Shintoist View of Cosmos through the Analysis of OKA Kumaomi's <i>Sandaikō-no-tsuikō</i> , 1807	..... KOBAYASHI Takerō	69
INOUE Kowashi and Meiji Kokugaku	..... SAITŌ Tomoo	93
<b>Documents</b>		
Letters from HIRATA Kanetane in the Sōma Region of Fukushima Prefecture (VI)	..... The Research Project “The Study on the Concepts of Spirits Seen in the Texts and Practices of Kokugaku in Edo Era”	117
<b>Public Lecture</b>		
Architectural Characteristics of Shinto Shrine, Focusing on the Central Structure (Honden)	..... FUJISAWA Akira	186(1)